

土木工事標準積算基準書

[土地改良編]

令和 8 年 7 月

高知県農業振興部農業基盤課

総目次

第Ⅰ編 総 則

第 1 章 総 則

- ① 適用範囲等
- ② 請負工事の工事費構成

第 2 章 工事費の積算

- ① 直接工事費
- ② 間接工事費
 1. 総則
 2. 共通仮設費
 - 2-1 共通仮設費の率分
 - 2-2 運搬費
 - 2-3 準備費
 - 2-4 事業損失防止施設費
 - 2-5 安全費
 - 2-6 役務費
 - 2-7 技術管理費
 - 2-8 営繕費
 3. 現場管理費

第 3 章 一般管理費等及び消費税等相当額

- ① 一般管理費等及び消費税等相当額

第 4 章 数値基準

- ① 数値基準

第 5 章 建設機械運転労務等

- ① 原動機燃料消費量
- ② 機械運転単価表
- ③ 建設機械等機械損料の算定

第 6 章 日当り作業量

- ① 日当り作業量

第 7 章 時間的制約を受ける工事の積算方法

- ① 時間的制約を受ける工事の積算方法

第 8 章 工事における現場環境改善費の積算要領

- ① 工事における現場環境改善費の積算について

第 9 章 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法

- ① 工事における工期の延長に伴う増加費用の積算について

第 10 章 週休 2 日補正

- ① 工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上について

第Ⅱ編 土地改良工事標準歩掛

第 1 章 土工

- ① ダンプトラック運搬（標準以外）
- ② 人力荒仕上げ

第 2 章 共通工

- ① 機械（不整地運搬車）小運搬
- ② 石積類とりこわし

第 3 章 コンクリート工

- ① ダウエルバー取付
- ② 鉄筋工

第 4 章 フリューム類据付工

- ① 鉄筋コンクリート柵渠機械据付撤去
- ② 水路用鉄筋コンクリート L 形ブロック機械据付撤去
- ③ U 型側溝据付（標準単価方式）

第 5 章 河川・水路工

- ① ウィーブホール取付
- ② サイド・アンダードレーン工
- ③ 合成ゴムシート布設工

第 6 章 管水路工

- ① 管水路基礎
- ② 硬質ポリ塩化ビニル管人力布設
- ③ 硬質ポリ塩化ビニル管機械布設
- ④ 炭素鋼鋼管人力布設
- ⑤ 鋼管機械布設（小口径）
- ⑥ 制水弁据付工（人力）
- ⑦ 空気弁据付工（人力）
- ⑧ 小バルブ類取付工（人力）

第 7 章 道路工

- ① 砂利舗装工
- ② ガードレール設置・撤去（橋梁建込）

第 8 章 ほ場整備工

- ① ほ場整備整地工（標準区画 0.3ha 以上）
- ② ほ場整備整地工（標準区画 0.3ha 未満）
- ③ ほ場整備整地工（標準区画 0.3ha 未満バックホウによる施工）
- ④ 基盤整地
- ⑤ 畦畔整形工
- ⑥ 暗渠排水工

第 9 章 農地造成工

- ① ロータリ（直装式）耕起碎土
- ② 石礫除去工（人力）

第 10 章 ため池工

- ① ため池堤体盛立工

第 11 章 復旧工

- ① 畦畔復旧工
- ② 耕地表土掘削・埋戻（機械）
- ③ 耕地復旧（耕起）

第 12 章 仮設工

- ① 水替工（小口径）
- ② 釜場設置撤去工
- ③ 瀝青材散布
- ④ 土工用マット敷設

参考資料 機械単価表

第Ⅰ編 総 則

第1章	総 則
第2章	工事費の積算
第3章	一般管理費等及び消費税等相当額
第4章	数値基準
第5章	建設機械運転労務等
第6章	日当り作業量
第7章	時間的制約を受ける工事の積算方法
第8章	工事における現場環境改善費の積算要領
第9章	工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法
第10章	週休2日補正

第 1 章 総 則

① 適用範囲等

I -1-①-1

1 適用 範 囲

I -1-①-1

2 設計書の作成

I -1-①-1

②請負工事の工事費構成

I -1-②-1

1 工事費の基本構成

I -1-②-1

第 1 章 総 則

① 適用範囲等

1 適 用 範 囲

本基準書は、高知県農業基盤課及び各農業振興センターが、土地改良工事等の請負施工に付する場合、後述の工種区分（別表 1）により、工事価格の積算に適用する。

ただし、この基準書によることが著しく不適當又は困難であると認められるものについては、適用除外とすることができる。

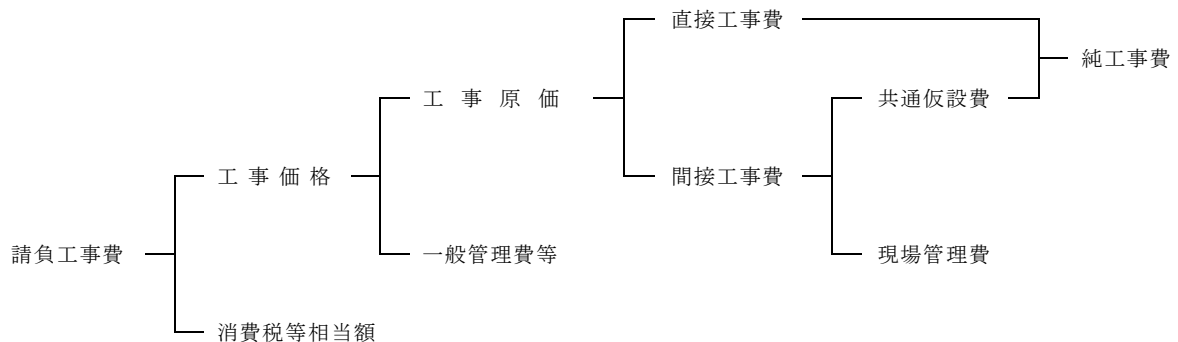
2 設計書の作成

設計書の作成にあたっては、目的とする工事を最も合理的に施工及び監督できるよう施工条件、施工管理、安全施工等に十分留意し、工法歩掛及び単価などについて調査研究をおこない、明確に作成しなければならない。

②請負工事の工事費構成

1 工事費の基本構成

1-1 請負工事費の基本構成は、次のとおりとする。



1-2 請負工事費の構成費目は次の各号に掲げるものとする。

(1) 直接工事費

直接工事費は、箇所又は工事種類により各工事部門を工種、種別、細別及び名称に区分し、それぞれの区分ごとに材料費、労務費及び直接経費の3要素について積算するものとする。

(2) 間接工事費

間接工事費は、直接工事費以外の工事費（一般管理費を除く）で、次により構成するものとする。

1) 共通仮設費

共通仮設費は、次に掲げるものとする。

(イ)運搬費 (ロ)準備費 (ハ)事業損失防止施設費 (ニ)安全費 (ホ)役務費
(ヘ)技術管理費 (ト)営繕費

2) 現場管理費

現場管理費は、工事現場の管理運営に要する費用で、次に掲げるものとする。

(イ)労務管理費 (ロ)安全訓練等費 (ハ)従業員給料手当 (ニ)退職金 (ホ)法定福利費
(ヘ)福利厚生費 (ト)事務用品費 (チ)通信交通費 (リ)動力用水光熱費 (ヌ)交際費
(ル)補償費 (ヲ)租税公課 (ワ)保険料 (カ)外注経費 (ヨ)工事登録等費
(タ)公共事業労務費調査に要する費用 (レ)雑費

(3) 一般管理費等

一般管理費等は、工事施工にあたる企業の継続運営に必要な費用を言い、一般管理費及び付加利益からなる。

1) 一般管理費等の項目

(イ)役員報酬 (ロ)従業員給料手当 (ハ)退職金 (ニ)法定福利費 (ホ)福利厚生費
(ヘ)修繕維持費 (ト)事務用品費 (チ)通信交通費 (リ)動力用水光熱費 (ヌ)調査研究費
(ル)広告宣伝費 (ヲ)交際費 (ワ)寄付金 (カ)地代家賃 (ヨ)減価償却費
(タ)試験研究費償却 (レ)開発費償却 (ソ)租税公課 (ツ)保険料 (ネ)契約保証費
(ナ)雑費

2) 付加利益

(イ)法人税、都道府県民税、市町村民税等 (ロ)株主配当金 (ハ)役員賞与金 (ニ)内部留保金
(ホ)支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用

(4) 消費税等相当額

消費税等相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。

第2章 工事費の積算

① 直接工事費	I-2-①-1
② 間接工事費	I-2-①-1
1 総則	I-2-①-1
2 共通仮設費	I-2-①-1
2-1 共通仮設費の率分	I-2-②-6
2-2 運搬費	I-2-②-10
2-3 準備費	I-2-②-11
別添「3農振第3058号令和4年4月1日 運搬費及び準備費の設計変更について」	
2-4 事業損失防止施設費	I-2-②-12
2-5 安全費	I-2-②-13
2-6 役務費	I-2-②-14
2-7 技術管理費	I-2-②-15
2-8 営繕費	I-2-②-16
3 現場管理費	I-2-②-17

第2章 工事費の積算

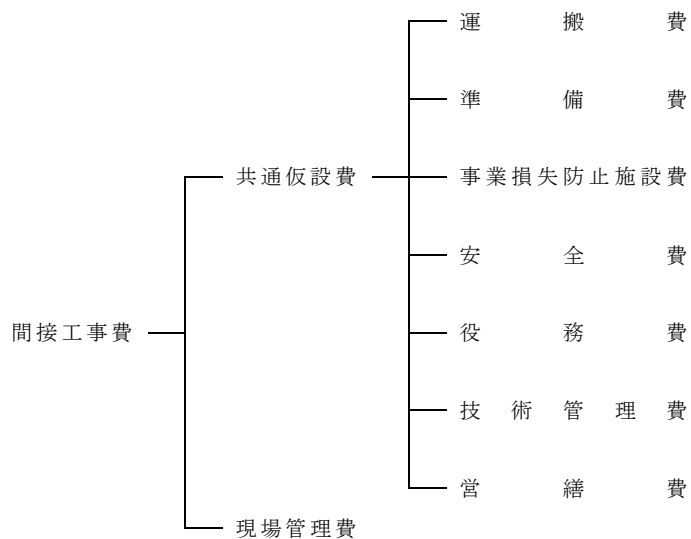
①直接工事費

土木工事標準積算基準書 第Ⅰ編 総則 第2章 工事費の積算を参照のこと。

② 間接工事費

1 総 則

この算定基準は、間接工事費の算定に係る必要な事項を定めたものである。間接工事費の構成は、下記のとおりとする。



2 共通仮設費

(1) 工種区分

工種区分は、工事内容により適切に選定するものとし、別表-1 のとおりとする。ただし、2 種以上の工種内容からなる工事については、その主たる工種区分を適用するものとする。なお、「主たる工種」とは、当該対象額の大きい方の工種をいう。ただし、対象額で判断しがたい場合は直接工事費で判断してよい。

また、工種区分の選定においては、工事名にとらわれることなく、工種内容によって適切に選定するものとする。

(2) 算定方法

共通仮設費の算定は、「積算基準」別表 1 の工種区分に基づき所定の率計算による額と積み上げ計算による額とを加算して行うものとする。

1) 率計算による算定

率計算による算定方法は、別表-2（第 1 表～第 3 表）に定める各工種ごとの共通仮設費率を用い、次式により算定する。

なお、率の対象項目は別表-3 に示すとおりである。

当該費用＝対象金額×共通仮設費率

対象金額＝直接工事費＋（支給品費＋無償貸付機械等評価額）＋事業損失防止施設費＋準備費に含まれる処分費

(イ) 下記に掲げる費用は対象金額に含めない

a. 簡易組立式橋梁、プレキャスト P C 桁、プレキャスト P C 床版、ポンプ、グレーチング床版、合成床版製品費、大型遊具(設計製作品)、光ケーブルの購入費

b. 上記 a を支給する場合の支給品費

(ロ) 対象金額の算式中に記述の支給品費及び無償貸付機械等評価額は「直接工事費＋事業損失防止施設費」に含まれるものに限るものとする。

(ハ) 支給品費

a. 支給品費とは、無償で支給する材料を時価で換算した費用である。

b. 支給品には支給電力を含むものとする。

注)

1. 支給品費における時価について

一般資材における時価とは、設計時の類似価格(取得価格)とするが、鋼矢板及び H 形鋼等を無償で支給する場合は、設計時の類似価格の 90%若しくは中古品相当額を時価とする。

2. 物品管理簿に登載された既設資材を再利用する場合について

物品管理簿に登載された既設資材を再利用する場合、支給品として取り扱う。

3. 共通仮設費率の対象額の支給品のうち、別途製作工事等で製作した材料は、共通仮設費の対象額に含まない。

(ニ) 無償貸付機械等評価額

無償貸付機械等評価額の算定は次式によりおこなうものとする。

無償貸付機械等評価額(貸付にかかる損料額)＝無償貸付機械と同機種同型式の機械等損料額(業者持込の損料)－当該建設機械等の設計書に計上された経費(無償貸付機械等損料額)

2) 積み上げ計算による算定

積み上げ計算による算定方法は、別表-3 に定める項目について現場条件を的確に把握し、必要額を適正に積み上げるものとする。

注)

1. 間接工事費等の項目別対象表

間接工事費等		共通仮設費	現場管理費	一般管理費	備考
項目	対象額	対象額	純工事費＋支給品費＋無償貸付機械等評価額	純工事費＋現場管理費＝工事原価	
	項目	対象額	純工事費＋支給品費＋無償貸付機械等評価額	純工事費＋現場管理費＝工事原価	
桁等購入費		×	○	○	
処分費等		下記「処分費等の扱い」			
支給品費等	桁等購入費	×	○	×	
	一般材料費	○	○	×	
	別途製作の製作費	×	×	×	
	電力	○	○	×	
無償貸付機械等評価額		○	○	×	
現場発生品		×	×	×	

○は対象とする×は対象としない。

- ・ 共通仮設費対象額とは、直接工事費＋支給品費＋無償貸付機械等評価額＋事業損失防止施設費＋準備費に含まれる処分費である。
- ・ 桁等購入費とは、簡易組立式橋梁、プレキャストＰＣ桁、プレキャストＰＣ床版、グレーチング床版、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具（設計製作品）、光ケーブル購入費をいう。
- ・ 現場発生品とは、同一現場で発生した資材を物品管理法で規定する処理を行わず再使用する場合をいう。

2. 「処分費等」の取扱い

(i) 産業廃棄物の処分費等を含む場合の積算方法

処分費等を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費（準備費に含まれる処分費を含む）に計上し、間接工事費等の積算は、下表のとおりとする。

区 分	処分費等が「共通仮設費対象金額」に占める割合が3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象金額」に占める割合が3%を超える場合、または処分費等が3千万円を超える場合
共通仮設費 現場管理費 一般管理費	全額を率の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象金額」に占める割合を3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。

- ・ 表中の処分費等は準備費に含まれる処分費を含む。
- ・ 準備費に含まれる処分費は、伐開、除根等に伴うものである。
- ・ これにより難しい場合は、別途考慮する。

(ii) 産業廃棄物の処分費等とは

「処分費等」とは、次のものとする。

- a. 産業廃棄物等を最終処分場での埋立て処分費、再生資源化施設での受入費、産業廃棄物処分業者による運搬費等（産業廃棄物処分業者の経費を含む。）

○処分費等の対象となるもの（例）

	直接工事費計上項目	
	運搬費	処分費
ケース 1	施工業者等が運搬を行う場合 （標準歩掛等により計上）	産業廃棄物処分業者が処理を行う場合 （見積りにより産廃処分業者が定めた料金により計上）
ケース 2	産業廃棄物処分業者が運搬・処理を行う場合 （見積りにより産廃処分業者が定めた料金により計上）	

注) □ の範囲内が処分費等の対象を示す。

- b. 有料道路利用料
c. 建設発生土を有料処分地で処分する場合の費用

別表-1 (本基準書により算定する工種区分)

工 種 区 分	工 種 内 容
ほ 場 整 備 工 事	農地の区画整理(道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。)工事
農 用 地 造 成 工 事	農用地造成(道路用排水路施設を併せて行うものを含む。)工事
水 路 ト ン ネ ル 工 事	新設・改修(支保工、矢板を再建込する作業)及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)による工事及びこれに類する工事を含む。
水 路 工 事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事{サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路(既製品の大型フリーフォーム等)を含む。}でこれと同時に施工される附帯構造物工事
管 水 路 工 事	道路改良工事に属さない既製管及びこれに類する既製品(既製品のボックスカルバート等)を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事、管更生工事、推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)及びこれに類する工事は除く。
管 更 生 工 事	管水路に関する工事にあつて、次に掲げる工事 既設管水路の更生工法工事
畑 かん 施 設 工 事	樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事
コンクリート補修工事	コンクリートの補修工事であつて、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事、ダム及び橋梁(上部・下部)等の補修を除く。
た め 池 工 事	ため池を主体とする工事であつて、次に類するものを行う工事 堤体、洪水吐、取水施設、土砂吐、緊急放流施設及びこれらに類する工事 ただし、ため池附帯構造物(安全施設工等)に類する工事を主体とする工事は除く。
そ の 他 土 木 工 事 (1)	コンクリート構造物を主体とする工事であつて、次に掲げる工事 水路橋(上部・下部)、貯水槽及びこれらに類する工事
そ の 他 土 木 工 事 (2)	他のいずれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、ダム等の補修、工事用ボーリング・グラウト、ため池廃止、ため池附帯構造物(安全施設工等)
干 拓 工 事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事(陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。)

別表 1-1 土木工事標準積算基準書に従う工種区分

工種区分	工 種 内 容
河 川 工 事	河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする
河 川 ・ 道 路 構 造 物 工 事	河川における構造物工事及び道路における構造物工事にあつて、次に掲げる工事 1. 樋門（管）工、水（閘）門工、サイフォン工、床止（固）工、堰、揚排水機場、ロックシェッド（ＲＣ構造）、スノーシェッド（ＲＣ構造）、防音（吸音・遮音）壁工、コンクリート橋、簡易組立橋梁、仮橋・仮栈橋、ＰＣ橋（プレキャストセグメントを除く工場製作桁の場合）等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 ただし、河川高潮対策区間における樋門（管）工、水（閘）門工については「海岸工事」とする 2. 橋梁下部工（ＲＣ構造）、床版工（ＲＣ構造及びプレキャストＰＣ構造） 3. ゴム伸縮継手、落橋防止工（ＲＣ構造）、コンクリート橋の支承、高欄設置工（コンクリート、石材等）、旧橋撤去工（コンクリート橋上下部）、トンネル内装工（新設トンネル） 4. 1・2 及び 3 に類する工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。また、門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く
海 岸 工 事	海岸工事にあつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門（管）工、河口浚渫、水（閘）門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門（管）工、水（閘）門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事
道 路 改 良 工 事	道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函（管）渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事
鋼 橋 架 設 工 事	鋼橋等の運搬架設に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、橋梁検査路設置工、高欄設置工（鋼製・アルミ等）、スノーシェッド（鋼構造）、ロックシェッド（鋼構造）、道路付属物を除く鋼構造物塗替工（水門、樋門、樋管、排水機場等）、床版工（ＲＣ構造及びプレキャストＰＣ構造を除く）、橋梁下部工（鋼製） 2. 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 3. 鋼橋撤去工（鋼橋に伴う床版撤去含む） ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。
P C 橋 工 事	ＰＣ橋に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. 工事現場におけるＰＣ桁の製作（工場製作桁は除く）、架設及び製作架設に関する工事 2. プレキャストセグメント構造のＰＣ橋工事
橋 梁 保 全 工 事	橋梁（上部工、下部工）に関する全ての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物工の修繕工事（塗装、舗装打ち替え等は除く）

工種区分		工 種 内 容
舗 装 工 事		舗装の新設、修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事 ただし、小規模（パッチング等）な工事で施工箇所が点在する工事は除く
共 同 溝 等 工	(1)	共同溝及び地下立体交差工事（地下駐車場、地下横断歩道等）にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事
	(2)	共同溝及び地下立体交差工事（地下駐車場、地下横断歩道等）にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事
ト ン ネ ル 工 事		トンネルに関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. トンネル工事 2. 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は併用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く
砂 防 ・ 地 す べ り 等 工		砂防、地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事にあつて、次に掲げる工事 堰堤工、流路工、山腹工、抑制工、抑止工、床固工、落石雪崩防止工、集水井工、集排水井ボーリング工、排水トンネル工及びこれらに類する工事
道 路 維 持 工 事		道路にあつて、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 道路附属物塗替工、防雪柵設置撤去工※ ¹ 、トンネル漏水防止工、トンネル内装工（供用トンネル）、路面切削工、路面工、法面工等の維持・補修※ ² に関する工事 3. 道路標識※ ¹ 、道路情報施設、電気通信設備、防護柵※ ¹ 、樹木等及び区画線等の設置 4. 除草、除雪、清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 5. 1、2、3 及び4に類する工事 ※ ¹ ：局部的新設、復旧・更新を主とする場合に適用 ※ ² ：法面工の補修については局部的な場合に適用
河 川 維 持 工 事		河川維持工事（河川高潮対策区間の工事を含む）にあつて、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 堤防天端・法面等の補修工事 3. 標識、境界杭、防護柵及び駒止め等の設置 4. 道路における電気通信設備以外の当該設備工事 5. 河川の伐開、除草、清掃、芝養生、水面清掃等の作業 6. 1、2、3、4 及び5に類する工事
下 水 道 工 事	(1)	下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事
	(2)	下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事
	(3)	下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 ポンプ場工事、処理工事及びこれらに類する工事
	(4)	下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 下水道の更生工法工事
公 園 工 事		公園及び緑地の造成整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰棚工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事
コンクリートダム工事		コンクリートダム本体を主体とする工事
フィルダム工事		フィルタイプでダム本体を主体とする工事
電 線 共 同 溝 工 事		電線共同溝に関する工事
情 報 ボ ッ ク ス 工 事		情報ボックスに関する工事（耐火防護も含む）

注)

1. ダム等の補修について

ダムなど既設造成施設の壊れた所を正常な状態に直す（修理、修繕）ことであり、ダム本体に係る大規模な構造変更を伴う改修工事（ダム本体と同様の品質、施工を要するもの）はフィルダム工事又はコンクリートダム工事を適用する。

2. 2種類以上の複合工事における設計変更で工種が変更になる場合でも、原則として当初契約工事の工種を変更しない。

3. コンクリート補修工事で適用できる具体的な工法名は、下記のとおりである。

表面処理工法・・・・・・表面被覆工法・表面含浸工法

ひび割れ補修工法・・・・ひび割れ被覆工法・ひび割れ注入工法・ひび割れ充填工法

断面修復工法・・・・・・左官工法・吹付け工法・充填工法

目地補修工法・・・・・・目地充填工法・目地被覆工法・目地成型ゴム挿入工法

上記工法の詳細については、（一般社団法人）農業土木事業協会発行「農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【開水路補修編】（案）」（平成27年4月）を参照されたい。

4. 土木工事に施設機械工事を含めて発注する場合について

土木工事に施設機械設備を含めて発注する場合の施設機械設備工事の積算は、単独工事として、一般管理費等まで積算し、土木工事と合算する。

なお、施設機械設備の積算額は、土木工事経費等の対象外とする。

2-1 共通仮設費の率分

(1) 共通仮設費の率分の積算

共通仮設費の率分の算定は、別表-2（第1表～第3表）の工種区分に従って対象金額ごとに求めた共通仮設費率を、当該対象額に乗じた額とする。

(2) 共通仮設費率の補正

- 1) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正は、下表の適用条件に該当する場合、別表-2の共通仮設費率に補正係数を乗じるものとする。

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象		
一般交通影響有り (1) - 2	全ての工種※	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上 の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	1
一般交通影響有り (2) - 2		一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.2	2
市街地（DID補正） (1) - 2		市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	3
山間僻地及び離島		人事院規制における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	4
中山間地域		農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合	1.2	5

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

注1) 市街地とは、施工地域が人口集中地区（DID地区）及びこれに準ずる地区をいう。

なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

注2) 中間農業地域と山間農業地域は、農林水産省大臣官房統計部で整理している「農業地域類型一覧表」に示す旧市区町村名に該当する地域をいう。なお、詳細は農林水産省ホームページを参照されたい。

【https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikei/setsume.html】

注3) 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。

注4) 「一般交通影響有り（1）」の考え方については、土木部の「積算の手引き」P.12を参照のこと。

(3) 共通仮設費（率分）の計算

共通仮設費（率分）＝対象金額（X）×共通仮設費率（Y）×施工地域を考慮した補正係数

ただし、共通仮設費率は別表-2（第1表・第2表）による。

なお、補正係数を乗じる場合は、Yの端数処理後に係数を乗じて、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表-2

共通仮設費率

第1表

工種区分	対象金額	300万円以下	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(1)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
			a	b	
ほ場整備工事		13.28%	117.0	-0.1459	5.69%
農用地造成工事		15.63%	142.9	-0.1484	6.60%
水路トンネル工事		22.74%	518.8	-0.2097	6.73%
水路工事		12.45%	91.3	-0.1336	5.73%
管水路工事		13.78%	151.6	-0.1608	5.41%
畑かん施設工事		13.17%	62.5	-0.1044	7.18%
コンクリート補修工事		12.01%	119.4	-0.1540	4.91%
ため池工事		14.20%	41.3	-0.0716	9.37%
その他土木工事(1)		18.70%	349.9	-0.1964	5.98%
その他土木工事(2)		15.77%	124.8	-0.1387	7.05%

第2表

工種区分	対象金額	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(1)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			a	b	
管更生工事		10.24%	330.0	-0.2225	3.28%

第3表

工種区分	対象金額	600万円以下	600万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(1)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			a	b	
干拓工事		13.28%	552.0	-0.2388	3.32%

(1) 算定式は次によるものとする。

$$Y = a \cdot X^b$$

ただし、Y：共通仮設費率(%)

X：対象金額(円)

a、b：変数値

(注) Yの値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表-3 共通仮設費率適用範囲

項 目	率 の 対 象 項 目
運 搬 費	1 建設機械器具の運搬等に要する費用 (1) 質量 20t 未満の建設機械の搬入、搬出(組立・解体を含む)に要する費用 (2) 器材等(型枠、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板(積上げ計上分を除く)、橋梁ベンド、橋梁架設用タワー、橋梁用架設桁設備、排砂管、トレミー管等)の搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用 (3) 建設機械の自走による運搬に要する費用 (4) 建設機械等の日々回送(分解・組立、輸送)に要する費用 (5) 建設機械の現場内小運搬に要する費用
準 備 費	1 準備及び跡片付けに要する費用 (1) 準備に要する費用 (2) 現場の跡片付け、清掃、踏み荒らしに対する復旧等に要する費用 2 調査・測量、丁張等に要する費用 (1) 工事施工に必要な測量及び丁張に要する費用 (2) 縦、横断面図の照査等に要する費用 (3) 用地幅杭等の仮移設等に要する費用 3 準備として行う以下に要する費用 (1) ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開に要する費用(チェーンソー等による伐採作業を除く) (2) 除根、除草、整地、段切り(ため池及びダムの堤体部を除く)、すりつけ等に要する費用 なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積込み作業を含む。(農用地造成工事の伐開、除根、除草等に要する費用を除く)
安 全 費	1 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 2 不稼働日の保安要員等の費用 3 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート等の安全施設類の設置・撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 4 夜間作業を行う場合における照明に要する費用(大規模な照明施設を必要とする広範囲なダム工事及びトンネル本体工事を除く) 5 酸素欠乏症の予防に要する費用 6 粉塵作業の予防に要する費用(「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備、「鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」に伴う各ばく露防止対策は、仮設工に計上する) 7 トンネル等における防火安全対策に要する費用 8 安全用品等に要する費用(墜落制止用器具(フルハーネス型)を含む) 9 安全委員会等に要する費用
役 務 費	
技 術 管 理 費	1 高知県建設工事技術管理要綱の品質管理に含まれる試験に要する費用 2 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用 3 工程管理のための資料の作成等に要する費用 4 工事完成図書類の作成及び電子納品等に要する費用 5 建設材料の品質記録保存に要する費用 6 コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用 7 コンクリートのひび割れ調査及びテストハンマーによる強度推定調査に要する費用 8 P C 上部工・アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用 9 塗装膜厚施工管理に要する費用 10 施工管理で使用する O A 機器の費用(情報共有システムに係る費用(登録料及び利用料)を含む) 11 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用
営 繕 費	1 現場事務所、労働者宿舍、倉庫等の営繕(設置・撤去、維持・修繕)に要する費用 2 1 に係る土地・建物の借上げに要する費用 3 労働者を日々当該現場に送迎輸送するために要する費用(海上輸送等での労働者の輸送に要する費用は除く)

別表-3 の続き

項 目	率 に 別 途 加 算 で き る 項 目
運 搬 費	1 建設機械器具の運搬に要する費用 (1) 質量 20t 以上の建設機械の貨物自動車等による搬入、搬出(組立・解体を含む)に要する費用 (2) 器材のうち、スライディングセントルの搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用 2 仮設材等(鋼矢板、H 形鋼、覆工板、たて込み簡易土留、敷鉄板等)の運搬に要する費用 3 干拓工事に係る工事の施工に必要な船舶等の回航に要する費用 4 重建設機械の分解・組立及び輸送に関する費用 (運搬中の本体賃料・損料及び分解・組立時の本体賃料を含む) 5 建設機械器具、仮設材及び建設機械の輸送における自動車航送船使用料に要する費用(運搬中の本体賃料・損料を含む) 6 その他、工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用
準 備 費	1 伐開、除根、除草等に伴い発生する建設廃棄物等の工事現場外への搬出及び処理に要する費用 2 伐開、除根、除草等に要する費用(農用地造成工事) 3 チェーンソー等により樹木を伐採するための費用 4 照査等に特別な機器や作業が必要となる場合の費用 (1) コンクリート補修工事に係る設計図書の照査(補修範囲の確認等)に伴う高圧洗浄機等による洗浄作業に要する費用 (2) 地下埋設物等を確認するための試掘に要する費用 5 その他、工事施工上必要な準備等に要する費用
安 全 費	1 特記仕様書、設計図書等により条件明示される費用 (1) 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理要員等に要する費用 2 干拓工事において、危険区域等で工事を施工する場合の水雷・傷害保険料 3 高圧作業の予防に要する費用 4 その他、工事施工上必要な安全対策等に要する費用
役 務 費	1 現場工作場、材料置場等の土地借上げに要する費用(営繕に係る用地は除く) 2 電力、用水等の基本料金 3 電力設備用工事負担金
技 術 管 理 費	1 特別な品質管理等に要する費用 (1) 溶接試験における放射線透過試験(現場)に要する費用 (2) 管路における水圧試験及び漏水試験に要する費用 (3) 土質試験(高知県建設工事技術管理要綱の品質管理に記載されている試験項目以外の試験)に要する費用 (4) コンクリート補修工事における品質管理試験(土木工事施工管理基準の品質管理に記載されている試験項目以外の試験)に要する費用 2 現場条件等により積上げを要する費用 (1) 軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定取りまとめに要する費用 (2) 試験盛土等の工事に要する費用 (3) 施工前に既設構造物の配筋状況の確認に用いる特別な機器(鉄筋探査器等)に要する費用 (4) コンクリート補修工事における事前試験に要する費用 3 歩掛調査及び諸経費動向調査に要する費用 4 I C T 建設機械に要する以下の費用 (1) システム初期費 (2) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用 5 その他特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用
営 繕 費	1 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕(設置・撤去・維持・補修、土地の借上げ)に要する費用 2 海上輸送等での労働者の輸送に要する費用 3 その他、工事施工上必要な営繕等に要する費用

2-2 運搬費

(1) 運搬費の積算

1) 運搬費

(イ) 運搬費の算定

機械器具等を、その所在する場所又は所在が推定される場所から工事現場内への搬入・搬出（組立・解体を含む）に要する費用と、機械器具等の工事現場内での小運搬に要する費用とする。

(ロ) 建設機械等の運搬基地

運搬基地は、建設機械等の所在場所等を勘案して決定するものとする。

(2) 積算方法

1) 共通仮設費に計上される運搬費

別表-3 のとおりとする。

2) 直接工事費に計上される運搬費

門扉等の輸送費は、門扉等工場製作に係る製品を、製作工場から据付現場までの荷造・運搬に要する費用。

(3) 積上項目の算定

質量 20t 以上の建設機械の貨物自動車による運搬、仮設材等の運搬、重建設機械分解・組立については、土木工事標準積算基準書 第 I 編 第 2 章 ②間接工事費 2-2 運搬費を参照のこと。

(4) 設計変更について

建設機械等を複数箇所に運搬することにより、積算額と実際の費用に乖離が生じることが想定される工事においては、契約締結後、必要となる割増し経費について、設計変更により対応することが出来ることとする。別添「3 農振第 3058 号令和 4 年 4 月 1 日 運搬費及び準備費の設計変更について」参照。

注)

1. 重建設機械の運搬費について、重建設機械分解組立運搬歩掛と貨物自動車による運搬方法の適用範囲とその内容について

(i) 重建設機械分解組立運搬歩掛において、適用される建設機械は、土木工事標準積算基準書 第 I 編 第 2 章 ②間接工事費 2-2 運搬費 (5) 重建設機械分解・組立に示されているとおりであり、重建設機械の分解費・組立費・運搬費及び、その作業に要する期間の機械損料又は機械賃料が含まれている。

(ii) 上記適用建設機械未満（質量 20t 未満）の規格は共通仮設費の率に含まれており、分解費・組立費・運搬費及び、機械損料又は機械賃料を別途計上する必要はない。

また、重建設機械の分解・組立及び輸送の中で、トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型 20t～50t 吊）、ラフテレーンクレーン（油圧ジブ型 20～70t 吊）についても同様とする。

(iii) 建設機械の自走による運搬の中で、トラッククレーン油圧伸縮ジブ型 80t 吊以上は、共通仮設費の率の対象外のため、積上げによるものとする。

(iv) 上記重建設機械分解組立運搬の適用建設機械以上の規格又は、質量が 20t 以上、且つ適用建設機械に示されていない機械については、分解・組立費用と運搬車両台数は見積により決定し、運搬費は、土木工事標準積算基準書 第 I 編 第 2 章 ②間接工事費 2-2 運搬費 (3) 質量 20t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬で計上する。

2. 重建設機械分解・組立

(i) 基地における重機の状態について

重機械等のように輸送のために解体、組立を要するものは、基地では解体された状態で保管されていると考えるべきである。

従って輸送に伴う解体・組立とは、重建設機械が現場に搬入された時点での組立と搬出時に行う解体をいう。

3. 適用範囲に示す建設機械器具の質量（20t 以上又は 20t 未満）の判断基準について

高知県土木部建設機械等損料算定表第 2 章建設機械等損料算定表（別表第 1）に示す機械質量で判断するものとする。

2-3 準備費

(1) 準備費の積算

準備費として積算する内容は、以下のとおりとする。

- 1) 準備及び後片付けに要する費用
- 2) 調査、測量、丁張等に要する費用
- 3) 伐開、除根、除草、整地等に要する費用

(2) 積算方法

共通仮設費に計上される準備費は別表-3 のとおりとする。

(3) 設計変更について

除根・除草等の費用が嵩み、積算額と実際の費用に乖離が生じることが想定される工事においては、契約締結後、必要となる割増し経費について、設計変更により対応することが出来ることとする。別添「3 農振第 3058 号令と 4 年 4 月 1 日 運搬費及び準備費の設計変更について」参照。

注)

1. 調査測量設計費を工事に含む場合

調査測量設計費をやむを得ず工事に含める場合は業務の価格積算基準により必要額を積算し、別途、工事価格に加算する。

2. 伐開、除根等に伴い発生する建設廃棄物等の工事現場外への搬出及び処理に要する費用について

伐開、除根等に伴い発生する建設廃棄物等の工事現場外への搬出及び処理に要する費用とは、工事現場外への搬出及び処理に要する、運搬費及び処分費のことを言う。

3. 工事に必要な施工区域外の土取場(原石山を含む)及び建設発生土受入地等の伐開、除根、除草等に要する費用の計上について

工事に必要な施工区域外の土取場(原石山を含む)及び建設発生土受入地等の伐開、除根、除草等に要する費用の計上については共通仮設費(準備費)で、別途計上する。

4. 段切りに要する費用について

段切りに要する費用は以下のとおりとする。

(1) 路床・路体盛土、水路法面盛土等を行う場合にあって、滑動防止等のために指定又は施工者の任意によって行う段切りに係る、掘削、盛土に要する費用のことをいう。

(2) 盛土材を購入する場合にあって、段切りに必要な材料についても含まれるものとする。

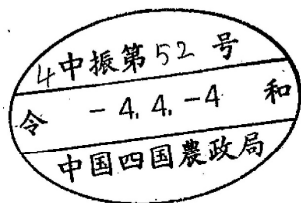
5. ため池及びダムの堤体部に係る段切りは、率の対象項目から除くこととしているが、何処に計上すればよいか。

また、別途計上できる範囲を示されたい。

これに要する費用は、直接工事費に計上するものとする。

6. 地下埋設物等を確認するための試掘に要する費用の内容を示されたい。

水道管等の地下埋設物の位置や規模の確認、または地質の状況等の設計条件の確認を行う試掘に要する費用(試掘後の舗装等復旧に要する費用もこれに含む)をいう。(工事の掘削範囲内において、掘削と併せて行う試掘は除く。)



3 農振第 3058 号
令和 4 年 4 月 1 日

中国四国農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部設計課長

運搬費及び準備費の設計変更について

このことについて、下記のとおり定め、令和 4 年 4 月 1 日以降の契約に係る工事から適用することとしたので、適切に対応されたい。

なお、貴局管内の県関係部長に対しては、貴職から参考までに通知するとともに、県関係部長への送付に当たっては、関係市町村等に対する送付を依頼されたい。

なお、「令和 3 年度から適用する土地改良事業等に関する積算基準類に係る通知の制定等について」（令和 3 年 3 月 31 日付け 2 農振第 3801 号農村振興局整備部設計課長通知）のうち「4 運搬費及び準備費の設計変更について（制定）」は廃止する。

記

1 趣旨

建設機械等を複数箇所に運搬する費用や除根・除草等の費用が高み、積算額と実際の費用に乖離が生じることが想定される工事においては、契約締結後、必要となる割増し経費について、設計変更により対応することができることとする。

2 対象工事

令和 4 年 4 月 1 日以降に契約を締結する工事を対象とする。

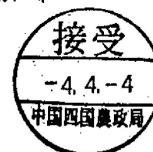
3 設計変更の対象経費

設計変更の対象経費については、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準について」（平成 13 年 3 月 22 日付け 12 農振第 1680 号農村振興局長通知）（以下「算定基準」という。）における下記の経費（以下「実績変更対象経費」という。）とする。

- 1) 算定基準別表 1 「運搬費の共通仮設費率の対象項目の 1 (1)、(3)、(4)、(5)」の『建設機械の運搬費』
- 2) 算定基準別表 1 「準備費の共通仮設費率の対象項目の 3 (1) 及び(2)」のうち『伐開・除根・除草費』

4 主な契約手続

- (1) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (2) 受注者は、(1) により発注者から示された割合を参考にして、積算額と実際の費用に乖



離が生じた場合、実績変更対象経費に係る費用について、設計変更の協議ができるものとする。

(3) 受注者は、最終精算変更時点において、実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。なお、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。

(4) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(3) の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。

(5) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。

(6) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

(7) 本取扱いについては、別添の記載例を参考として、入札公告等に記載することにより周知するとともに、特別仕様書に記載するものとする。

5 実績変更対象経費の割合

上記4(1)に示す「発注者が提示する共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合」については、別紙のとおりとする。

実績変更対象経費に関する内訳書

費 目		費 用	内 容	計上額
共通仮設費	運搬費	建設機械の運搬費	建設機械の運搬等に要する費用	
	準備費	伐開・除根・除草費	準備作業に伴う伐開、除根、除草作業に要する費用	
合 計				

別添

<入札公告等記載例>

○. 工事概要
(○) 本工事の施工にあたり、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合、契約締結後、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
運搬費：建設機械の運搬費
準備費：伐開・除根・除草費

<特別仕様書記載例>

項 目	内 容
第○章 その他	
○. 共通仮設費率分の適切な設計変更について	1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。 運搬費：建設機械の運搬費 準備費：伐開・除根・除草費 2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。 3) 受注者は、2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。 4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。 6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。 7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。 8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

別紙

○実績変更対象経費の割合

令和4年度積算基準から適用

費目	工種	ほ場整備 工事	農用地造 成工事	舗装工事	道路改良 工事	水路トンネ ル工事	水路工事	排水路工 事	河川工事	管水路工 事
共通仮設費 (運搬費(建設機械の運搬に要する費用))		19.55 %	12.05 %	18.46 %	12.43 %	11.08 %	12.61 %	10.76 %	12.05 %	12.03 %
共通仮設費 (準備費(伐開・除根・除草に要する費用))		2.39 %	4.94 %	0.35 %	1.41 %	1.07 %	1.46 %	0.39 %	3.42 %	1.22 %

費目	工種	管更生工 事	畑かん施設 工事	海岸工事	コンクリート 補修工事	ため池工事	その他土木 工事(1)	その他土木 工事(2)	フィルダム 工事	コンクリート ダム工事
共通仮設費 (運搬費(建設機械の運搬に要する費用))		11.68 %	11.05 %	16.73 %	8.84 %	12.86 %	14.54 %	20.67 %	0.17 %	0.45 %
共通仮設費 (準備費(伐開・除根・除草に要する費用))		0.29 %	0.56 %	1.73 %	0.67 %	3.02 %	0.77 %	2.62 %		

2-4 事業損失防止施設費

(1) 事業損失防止施設費の積算

事業損失防止施設費として積算する内容は、以下のとおりとする。

- 1) 工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置、撤去及び当該施設の維持管理に要する費用。
- 2) 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用。

(2) 積算方法

事業損失防止費は、現場条件を的確に把握し、必要額を適正に積上げるものとする。

2-5 安全費

(1) 安全費の積算

安全費として積算する内容は、以下のとおりとする。

- 1) 安全施設等に要する費用
- 2) 安全管理等に要する費用
- 3) 1)～2)に掲げるもののほか、工事施工上必要な安全対策等に要する費用

(2) 積算方法

共通仮設費に計上される安全費は別表-3 のとおりとする。

注)

1. 夜間作業を行う場合における照明に要する費用について

夜間作業を行う場合における照明に要する費用とは、工事を直接施工するために必要な照明設備を除く、安全管理等に必要な照明設備等の費用である

2. トンネル工事について

トンネル工事とは、既設トンネル内で行う工事のことであり、新設トンネル工事は含まない。

3. 電動ファン付き呼吸用保護用具について

電動ファン付き呼吸用保護用具は、トンネル工事の粉塵作業の予防に要する費用として、率に含まれる。

4. 呼吸用保護具等の費用及び飛散防止対策の費用について

石綿セメント管等の撤去における呼吸用保護具等の費用及び飛散防止対策の費用は、率の対象外であることから、共通仮設費(安全費)で、別途計上する。

5. 架空線等事故防止対策簡易ゲートとは何か。

「土木工事共通仕様書」※1 第1章総則1-1-34 5. に示す高さ制限を確認するための安全対策施設(簡易ゲート)であり、受注者自ら架空線を防護、確認する目的で設置する単管等のゲートをいう。

※架空線所有者へ依頼して設置する防護管等とは異なる。

防護管に要する費用は、共通仮設費安全費に積み上げ計上するものとする。

※1 農林水産省農林水産省農村振興局整備部設計課 発行

2-6 役務費

(1) 役務費の積算

役務費として積算する内容は、以下のとおりとする。

- 1) 材料置場等の土地借上げに要する費用
- 2) 電力、用水等の基本料金
- 3) 電力設備用工事負担金

(2) 積算方法

共通仮設費に計上される役務費は別表-3 のとおりとする。

1) 借地料

土地の借上げを必要とする場合に計上するものとし、借地単価は次式により算定する。

(イ) 宅地・宅地見込地及び農地 $A = B \times 0.06 \div 12$

(ロ) 林地及びその他の土地 $A = B \times 0.05 \div 12$

A : 借地単価(円/㎡/月) B : 土地価格(円/㎡)

※上記算定式は、高知県の公共事業の施工に伴う損失補償基準第 24 条、同細則に係わる場合に適用する。

2) 電力基本料金

料金は、負荷設備、使用条件に応じて異なるため、個々の電力会社に「電気供給規程」により積算する。

3) 電力設備用工事負担金

電力設備用工事負担金とは、臨時電力(1 年未満の契約の契約期間の場合に適用)の臨時工事費及び高压電力甲等(1 年以上の契約期間で 1 年間までは負荷を増減しない場合に適用)の、工事費負担金を総称するものである。

工事費負担金は、使用する設備容量、電気供給契約種別、電力会社が施設する配電線路の延長等によって異なるので設備容量、使用期間、使用場所等を定めて負担金を計上する。

注)

1. 現場工作場、材料置場等の土地借上げに要する費用(営繕に係わる用地は除く)について
工事の施工に必要な現場工作場、材料置場等とは、現場工作場(型枠又は鉄筋作業場等)、材料置場、工事車両が一時的に駐停車する用地等のことをいう。

2-7 技術管理費

(1) 技術管理費の積算

技術管理費として積算する内容は次のとおりとする。

- 1) 品質管理のための試験等に要する費用
- 2) 出来形管理のための測量、写真管理等に要する費用
- 3) 工程管理のための資料の作成に要する費用
- 4) 1)～3)に掲げるもののほか、技術管理上必要な資料の作成に要する費用

(2) 積算方法

共通仮設費に計上される技術管理費は別表-3 のとおりとする。

(3) コンクリート補修工事における事前試験とはどのような試験のことか。

「農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル(案)」に基づき適宜選定される項目とする。

2-8 営繕費

(1) 営繕費の積算

営繕費として積算する内容は、以下のとおりとする。

- 1) 現場事務所、労働者宿舍、倉庫等の営繕に要する費用
- 2) 1)に係る土地・建物の借上げ費用
- 3) 労働者の輸送に要する費用
- 4) 1)～3)に掲げるもののほか工事施工上必要な営繕等に要する費用

(2) 積算方法

共通仮設費に計上される営繕費は別表-3 のとおりとする。

なお、監督員詰所及び火薬庫等の設置・撤去・維持・補修については、土木工事標準積算基準書 第Ⅰ編 総則 第2章 工事費の積算 ②間接工事費 2-8 営繕費を参照のこと。

3. 現場管理費

(1) 現場管理費の内容

現場管理費の内容は、以下のとおりとする。

1) 労務管理費

現場労務者に係る次の費用

(イ) 募集及び解散に要する費用(赴任旅費及び解散手当を含む。)

(ロ) 慰安、娯楽及び厚生に要する費用

(ハ) 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業被服の費用

(ニ) 賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(ホ) 労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用

2) 安全訓練等費

現場労務者の安全・衛生に要する費用、研修訓練等に要する費用

3) 従業員給料手当

現場従業員の給料、諸手当(危険手当、通勤手当、火薬手当等)及び賞与等の費用。ただし、本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬・運転者、世話役等で純工事費に含まれる現場従業員の給料等は除く。

4) 退職金

現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額

5) 法定福利費

現場従業員及び現場労務者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額

6) 建設業退職金共済契約に係る掛金

建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額

7) 福利厚生費

現場従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用

8) 事務用品費

事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費

9) 通信交通費

通信費、交通費及び旅費

10) 動力用水光熱費

事務所及び宿舍等で使用される電力、水道、ガス等の費用(基本料金を含む。)

11) 交際費

現場への来客等の応対に要する費用

12) 補償費

工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通騒音等による事業損失に係る補償費。ただし、臨時にして巨額なものは除く。

13) 租税公課

固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課。ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。

14) 保険料

自動車保険(機械器具等損料に計上された保険料を除く)、工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、その他の損害保険の保険料。

15) 外注経費

工事を専門業者等に外注する場合に必要な経費

16) 工事登録等費

工事実績等の登録に要する費用

17) 公共事業労務費調査に要する費用

18) 雑費

1)から17)までに属さない諸費用

(2) 現場管理費の算定

現場管理費は、別表-1 の工種区分に従い、別表-4（第 1 表～第 3 表）により求めた現場管理費率で次式により算定する。

現場管理費＝対象金額×（現場管理費率×施工地域による補正率）

対象金額＝純工事費（直接工事費＋共通仮設費）＋支給品費＋無償貸付機械等評価額

なお、補正係数を乗じる場合は、現場管理費率の端数処理後に係数を乗じて、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。

(3) 現場管理費率の補正

1) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正については、下表の適用条件に該当する場合、別表-4 の現場管理費率に補正係数を乗じるものとする。

2) 災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、下表に示す補正係数の他、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。

※ 災害の発生等により、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定する方法については、農村振興局整備部設計課長等が定めることとする。

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

適用条件			補正 係数	適用 優先
施工地域区分	工種区分	対象		
一般交通影響有り (1)－2	全ての工種※	2 車線以上（片側 1 車線以上）かつ交通量（上下合計）が 5,000 台/日以上 の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	1
一般交通影響有り (2)－2		一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.1	2
市街地（DID 補正） (1)－2		市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	3
山間僻地及び離島		人事院規制における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	4
中山間地域		農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合	1.1	5

注 1) 市街地とは、施工地域が人口集中地区（D I D 地区）及びこれに準ずる地区をいう。

なお、D I D 地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が 4,000 人/㎢以上でその全体が 5,000 人以上となっている地域をいう。

注 2) 中間農業地域と山間農業地域は、農林水産省大臣官房統計部で整理している「農業地域類型一覧表」に示す旧市区町村名に該当する地域をいう。なお、詳細は農林水産省ホームページを参照されたい。

【https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikei/setsume.html】

注 3) 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。

別表-4

現場管理費率

第1表

対象金額 適用区分 工種区分	300 万円以下	300 万円を超え 10 億円以下		10 億円を超えるもの
	下記の率とする	(1)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
ほ 場 整 備 工 事	43.14%	227.2	-0.1114	22.58%
農 用 地 造 成 工 事	32.15%	53.3	-0.0339	26.40%
水 路 ト ン ネ ル 工 事	34.52%	72.0	-0.0493	25.92%
水 路 工 事	45.55%	545.7	-0.1665	17.32%
管 水 路 工 事	29.27%	79.5	-0.0670	19.83%
畑 か ん 施 設 工 事	34.53%	154.8	-0.1006	19.25%
コ ン ク リ ー ト 補 修 工 事	37.49%	173.7	-0.1028	20.63%
た め 池 工 事	42.81%	171.1	-0.0929	24.95%
そ の 他 土 木 工 事 (1)	40.09%	201.9	-0.1084	21.36%
そ の 他 土 木 工 事 (2)	36.71%	99.7	-0.0670	24.87%

第2表

対象金額 適用区分 工種区分	700 万円以下	700 万円を超え 10 億円以下		10 億円を超えるもの
	下記の率とする	(1)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
管 更 生 工 事	35.56%	178.6	-0.1024	21.39%

第3表

対象金額 適用区分 工種区分	700 万円以下	700 万円を超え 20 億円以下		20 億円を超えるもの
	下記の率とする	(1)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
干 拓 工 事	25.14%	129.7	-0.1041	13.95%

(1) 算定式は次によるものとする。

$$Y = a \cdot X^b$$

ただし、Y：現場管理費率(%)

X：対象金額(円)

a、b：変数値

(注) Y の値は小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。

第 3 章 一般管理費等及び消費税等相当額
① 一般管理費等及び消費税等相当額 I -3-①-1

第 3 章 一般管理費等及び消費税等相当額

① 一般管理費等及び消費税等相当額

土木工事標準積算基準書 第 I 編 総則 第 3 章 一般管理費等及び消費税等相当額を参照のこと。

第 4 章 数值基準
① 数值基準 I -4-①-1

第4章 数値基準

①数値基準

土木工事標準積算基準書 第Ⅰ編 総則 第4章 数値基準等及び下記基準を参照のこと。

なお、該当工種が土木工事標準積算基準書及び下記基準に記載がない場合は、別途考慮すること。

	種 別	細 別	設計 表示 単位	数 位	備 考
土工	ダンブトラック運搬（標準以外）	ダンブトラック運搬（標準以外）	m ³	10	ただし、100m ³ 未満は、1m ³
土工	人力荒仕上げ	人力荒仕上げ	m ²	10	ただし、100m ² 未満は、1m ²
共通工	機械（不整地運搬車）小運搬	機械小運搬（土砂類、生コン）	m ³	10	ただし、100m ³ 未満は、1m ³
共通工	機械（不整地運搬車）小運搬	機械小運搬（二次製品、管類等、メント類）	t	0.1	ただし、1 t 未満は 0.01 t
共通工	石積類とりこわし	石積類取壊し（機械）	m ²	10	ただし、100m ² 未満は、1m ²
コンクリート工	ダウエルバー取付	ダウエルバー取付	本	1	
コンクリート工	鉄筋工	鉄筋加工・鉄筋組立	t	0.01	ただし、1 t 未満は 0.001 t
コンクリート工	鉄筋工	ガス圧接継手・機械式継手	箇所	1	
フレーム類据付工	鉄筋コンクリート柵渠機械据付撤去	鉄筋コンクリート柵渠機械据付撤去	m	1	ただし、10m未満は、0.1m
フレーム類据付工	水路用鉄筋コンクリートL型プロック機械据付撤去	水路用鉄筋コンクリートL型プロック機械据付撤去	個	1	
フレーム類据付工	U型側溝据付・撤去（標準単価方式）	鉄筋コンクリートバッチャフレーム据付	m	1	ただし、10m未満は、0.1m
フレーム類据付工	U型側溝据付・撤去（標準単価方式）	大型フレーム据付	m	1	ただし、10m未満は、0.1m
河川・水路工	ワイーブホール取付	ワイーブホール取付	箇所	1	
河川・水路工	サイド・アンダードレーン工	サイドドレーン	m	1	ただし、10m未満は、0.1m
河川・水路工	サイド・アンダードレーン工	アンダードレーン	m	1	ただし、10m未満は、0.1m
河川・水路工	合成ゴムシート布設工	合成ゴムシート布設工	m ²	10	ただし、100m ² 未満は、1m ²
管水路工	管水路基礎	管水路基礎（パイプライン）	m ³	1	ただし、10m ³ 未満は、0.1m ³
管水路工	硬質ポリ塩化ビニル管人力布設	硬質ポリ塩化ビニル管人力布設	m	1	ただし、10m未満は、0.1m
管水路工	硬質ポリ塩化ビニル管機械布設	硬質ポリ塩化ビニル管機械布設	m	1	ただし、10m未満は、0.1m
管水路工	炭素鋼鋼管人力布設	炭素鋼鋼管人力布設	m	1	ただし、10m未満は、0.1m
管水路工	鋼管機械布設（小口径）	鋼管機械布設（小口径）	本	1	
管水路工	制水弁据付工（人力）	制水弁据付工（人力）	基	1	
管水路工	空気弁据付工（人力）	空気弁据付工（人力）	基	1	
管水路工	小バルブ類据付工（人力）	小バルブ類据付工（人力）	個	1	
道路工	砂利舗装工	砂利舗装工	m ²	10	ただし、1000m ² 未満は、1m ²
道路工	ガードレール設置・撤去（橋梁建込）	ガードレール設置・撤去（橋梁建込）	m	1	
ほ場整備工	ほ場整備整地工（標準区画0.3ha以上）	ほ場整備整地工（標準区画0.3ha以上）表土扱い	ha	0.1	

	種 別	細 別	設計 表示 単位	位	備 考
ほ場整備工	ほ場整備整地工 (標準区画 0.3ha 以上)	ほ場整備整地工 (標準区画 0.3ha 以上) 基盤造成・畦畔築立	ha	0.1	
ほ場整備工	ほ場整備整地工 (標準区画 0.3ha 未満)	ほ場整備整地工 (標準区画 0.3ha 未満) 表土扱い	ha	0.1	
ほ場整備工	ほ場整備整地工 (標準区画 0.3ha 未満)	ほ場整備整地工 (標準区画 0.3ha 未満) 基盤造成・畦畔築立	ha	0.1	
ほ場整備工	ほ場整備整地工 (標準区画 0.3ha 未満バックホウによる施工)	ほ場整備整地工 (0.3ha 未満バックホウ) 表土扱い	ha	0.1	
ほ場整備工	ほ場整備整地工 (標準区画 0.3ha 未満バックホウによる施工)	ほ場整備整地工 (0.3ha 未満バックホウ) 基盤造成・畦畔築立	ha	0.1	
ほ場整備工	基盤整地	基盤整地	ha	0.1	
ほ場整備工	畦畔整形工	畦畔整形工	m ²	10	
ほ場整備工	暗渠排水工	暗渠排水工	m	1	ただし、10m 未満は、0.1m
ほ場整備工	暗渠排水工	暗渠排水工 (小運搬 (暗渠排水管))	m	1	ただし、10m 未満は、0.1m
ほ場整備工	暗渠排水工	暗渠排水工 (小運搬 (土管・陶管))	t	0.1	ただし、1 t 未満は 0.01 t
ほ場整備工	暗渠排水工	暗渠排水工 (小運搬 (被覆材))	m ³	1	ただし、10m ³ 未満は、0.1m ³
農地造成工	ロータリ (直装式) 耕起砕土	ロータリ (直装式) 耕起砕土	ha	0.1	
農地造成工	石礫除去工 (人力)	石礫除去工 (人力)	a	10	
復旧工	畦畔復旧工	畦畔復旧工	m	1	ただし、10m 未満は、0.1m
復旧工	耕地表土掘削・埋戻 (機械)	耕地表土掘削・埋戻 (機械)	m ²	1	
復旧工	耕地復旧 (耕起)	耕地復旧 (耕起)	m ²	1	
仮設工	水替工 (小口径)	水替工 (小口径) ポンプ運転	日	1	
仮設工	水替工 (小口径)	水替工 (小口径) 設置・撤去	箇所	1	
仮設工	釜場設置撤去工	釜場設置撤去工	箇所	1	
仮設工	瀝青材散布	瀝青材散布工	m ²	10	ただし、1000m ² 未満は、1m ²
仮設工	土工用マット敷設	土工用マット敷設	m ²	1	

(注) 災害復旧事業等で別に数位が定められている場合は除く。

第 5 章	建設機械運転労務等	
①	原動機燃料消費量	I -5-①-1
②	機械運転単価表	I -5-②-1
③	建設機械等機械損料の算定	I -5-③-1

第 5 章 建設機械運転労務等

①原動機燃料消費量

土木工事標準積算基準書 第 I 編 総則 第 5 章 建設機械運転労務等を参照のこと。

②機械運転単価表

土木工事標準積算基準書 第Ⅰ編 総則 第5章 建設機械運転労務等を参照のこと。
なお、これによらない場合は、農林水産省土地改良工事積算基準書による。

③建設機械等機械損料の算定

建設機械等損料算定表（土木部）によるものとし、これに記載のない機械損料については、表 2 のとおりとする。

【参考】

賃料により積算できる機械及び市場価格の内訳の計算方法は、表 1 のとおりである。

表 1 賃料積算基準対象機種及び市場価格の内訳

賃料対象機種	賃料（市場価格）の種類	賃料（市場価格）の内訳
トラッククレーン	運転 1 日当り賃料	機械経費のすべて（運転経費機械損料）
ラフテレーンクレーン	運転 1 日当り賃料	機械経費のすべて（運転経費機械損料）
クローラクレーン	供用 1 日当り賃料	機械経費のうち機械損料の部分
	供用 1 ヶ月当り賃料	機械経費のうち燃料・油脂費を除く全て
クレーン以外	供用 1 日当り賃料	機械経費のうち機械損料の部分

備考 1. 賃料トラッククレーン・ラフテレーンクレーンの運転時間から運転日数を求める場合及び供用 1 ヶ月当りのクローラクレーンを運転 1 日当り賃料とする場合は、下記によるものとする。

① 運転時間から運転日数を求める場合は、次式により算定するものとする。

$$\text{運転日数} = \Sigma H / 8$$

ΣH ：総運転時間

運転日数は小数 2 位を四捨五入し、小数 1 位止めとする。

② 供用 1 ヶ月当りのクローラクレーンの賃料は、運転労務を含んだ賃料であるため、次式により運転 1 日当り賃料として算定するものとする。

$$\text{運転 1 日当り賃料} = \text{供用 1 ヶ月当り賃料（市場価格）} / \text{保証日数（b）（市場価格）}$$

計算後の賃料は、有効数字 3 桁未満切捨てとする。

2. トラッククレーン・クローラクレーン・ラフテレーンクレーンの分解組立運搬に要する経費は、「土木工事標準積算基準書 第 1 編 総則 第 2 章 工事費の積算 ②間接工事費 2-2 運搬費 (5) 重建設機械分解・組立」に定めるところにより算定するものとする。

表 2 建設機械等損料算定表

コード	規 格			(1) 基礎 価格 (千円)	(2) 標準 使用 年数 (年)	年 間 標 準			(6) 維持 修理 費率 (%)	(7) 年間 管理 費率 (%)
	諸 元	機関出力 kW (PS)	機械 質量 (t)			(3) 運転 時間 (時間)	(4) 運転 日数 (日)	(5) 供用 日数 (日)		
農用地整備用機械										
05 農用トラクタ										
[乗用・ホイール型・～排対2次]										
	四輪駆動 22kW 級 (30ps)	22 (30)	1.5	3,200	12	250	45	90	40%	7%
	四輪駆動 30～44kW 級 (40～60ps)	44 (60)	2.0	4,060	12	250	45	90	40%	7%
06 ロータリティラー										
[直装式]										
	作業幅 1.6～1.8m 級	—	0.3	604	10	—	45	95	100%	5%
(暗渠用機械)										
07 トレンチャ										
[自走式・普通型・～排対1次]										
	クローラ 35kW(48PS) 最大掘削深 1.3m	35 (48)	3.0	8,410	11	285	50	85	75%	13%

残 存 率 (%)	運転 1 時間当たり		供用 1 日当たり		換 算 値				摘 要
	(8) 損料率 (×10 ⁻⁶)	(9) 損料 (円)	(10) 損料率 (×10 ⁻⁶)	(11) 損料 (円)	運転 1 時間当たり		供用 1 日当たり		
					(12) 損料率 (×10 ⁻⁶)	(13) 損料 (円)	(14) 損料率 (×10 ⁻⁶)	(15) 損料 (円)	
10	283	905	1, 194	3, 820	713	2, 280	1, 981	6, 340	維持修理に刃板 の費用を含む
10	283	1, 150	1, 194	4, 850	713	2, 890	1, 981	8, 040	
10	(日) 3, 222	(日) 1, 950	1, 000	604	(日) 5, 333	(日) 3, 220	2, 526	1, 530	
10	383	3, 220	2, 011	16, 900	982	8, 260	3, 294	27, 700	

第 6 章 日 当 り 作 業 量
① 日 当 り 作 業 量 I -6-①-1

第6章 日当り作業量

①日当り作業量

土木工事標準積算基準書 第Ⅰ編 総則 第12章 日当り作業量を参照のこと。

これによらない下記項目については、本基準書による。

工 種 区 分	設 定 内 容																																																																				
機械（不整地運搬車） 小運搬	①機械小運搬（土砂類、生コン） <table><tr><th rowspan="2">材 料 名</th><th colspan="6">日 当 り 標 準 作 業 量 （m³／日）</th></tr><tr><th>30～50 m</th><th>100m 未 満</th><th>150m 未 満</th><th>200m 未 満</th><th>250m 未 満</th><th>300m 未 満</th></tr><tr><td>砂・砂利・栗石</td><td>71.1</td><td>65.1</td><td>60.2</td><td>55.4</td><td>50.6</td><td>45.7</td></tr><tr><td>コンクリート</td><td>34.2</td><td>31.3</td><td>28.0</td><td>25.3</td><td>23.1</td><td>21.3</td></tr></table> ②機械小運搬（二次製品、管類等、セメント類） <table><tr><th rowspan="2">材 料 名</th><th colspan="6">日 当 り 標 準 作 業 量 （ton／日）</th></tr><tr><th>30～50 m</th><th>100m 未 満</th><th>150m 未 満</th><th>200m 未 満</th><th>250m 未 満</th><th>300m 未 満</th></tr><tr><td>コンクリート 二 次 製 品</td><td>41.9</td><td>39.6</td><td>36.8</td><td>34.2</td><td>32.1</td><td>30.2</td></tr><tr><td>鋼 管 類 φ 450mm 未 満</td><td>51.2</td><td>48.1</td><td>44.4</td><td>41.2</td><td>38.4</td><td>36.0</td></tr><tr><td>セ メ ン ト 類</td><td>36.3</td><td>34.6</td><td>32.4</td><td>30.5</td><td>28.8</td><td>27.3</td></tr><tr><td>陶 管</td><td>16.2</td><td>14.6</td><td>13.0</td><td>11.6</td><td>10.4</td><td>9.5</td></tr></table>	材 料 名	日 当 り 標 準 作 業 量 （m ³ ／日）						30～50 m	100m 未 満	150m 未 満	200m 未 満	250m 未 満	300m 未 満	砂・砂利・栗石	71.1	65.1	60.2	55.4	50.6	45.7	コンクリート	34.2	31.3	28.0	25.3	23.1	21.3	材 料 名	日 当 り 標 準 作 業 量 （ton／日）						30～50 m	100m 未 満	150m 未 満	200m 未 満	250m 未 満	300m 未 満	コンクリート 二 次 製 品	41.9	39.6	36.8	34.2	32.1	30.2	鋼 管 類 φ 450mm 未 満	51.2	48.1	44.4	41.2	38.4	36.0	セ メ ン ト 類	36.3	34.6	32.4	30.5	28.8	27.3	陶 管	16.2	14.6	13.0	11.6	10.4	9.5
材 料 名	日 当 り 標 準 作 業 量 （m ³ ／日）																																																																				
	30～50 m	100m 未 満	150m 未 満	200m 未 満	250m 未 満	300m 未 満																																																															
砂・砂利・栗石	71.1	65.1	60.2	55.4	50.6	45.7																																																															
コンクリート	34.2	31.3	28.0	25.3	23.1	21.3																																																															
材 料 名	日 当 り 標 準 作 業 量 （ton／日）																																																																				
	30～50 m	100m 未 満	150m 未 満	200m 未 満	250m 未 満	300m 未 満																																																															
コンクリート 二 次 製 品	41.9	39.6	36.8	34.2	32.1	30.2																																																															
鋼 管 類 φ 450mm 未 満	51.2	48.1	44.4	41.2	38.4	36.0																																																															
セ メ ン ト 類	36.3	34.6	32.4	30.5	28.8	27.3																																																															
陶 管	16.2	14.6	13.0	11.6	10.4	9.5																																																															

工 種 区 分	設 定 内 容														
鉄筋コンクリート柵渠 機械据付	鉄筋コンクリート柵渠機械据付														
	A 形 柵 渠														
	<table><tr><td rowspan="3">材料断面積の規格 (m²)</td><td colspan="3">日 当 り 標 準 作 業 量 (m／日)</td></tr><tr><td colspan="3">ア ー ム 間 隔</td></tr><tr><td>1.0m</td><td>1.2m</td><td>1.5m</td></tr><tr><td>0.16 以上 3.60 以 下</td><td>17.42</td><td>20.80</td><td>26.00</td></tr></table>	材料断面積の規格 (m ²)	日 当 り 標 準 作 業 量 (m／日)			ア ー ム 間 隔			1.0m	1.2m	1.5m	0.16 以上 3.60 以 下	17.42	20.80	26.00
	材料断面積の規格 (m ²)		日 当 り 標 準 作 業 量 (m／日)												
			ア ー ム 間 隔												
		1.0m	1.2m	1.5m											
	0.16 以上 3.60 以 下	17.42	20.80	26.00											
	B 形 柵 渠														
	<table><tr><td rowspan="3">材料断面積の規格 (m²)</td><td colspan="3">日 当 り 標 準 作 業 量 (m／日)</td></tr><tr><td colspan="3">ア ー ム 間 隔</td></tr><tr><td>1.0m</td><td>1.2m</td><td>1.5m</td></tr><tr><td>0.16 以上 3.60 以 下</td><td>15.68</td><td>18.72</td><td>23.40</td></tr></table>	材料断面積の規格 (m ²)	日 当 り 標 準 作 業 量 (m／日)			ア ー ム 間 隔			1.0m	1.2m	1.5m	0.16 以上 3.60 以 下	15.68	18.72	23.40
	材料断面積の規格 (m ²)		日 当 り 標 準 作 業 量 (m／日)												
ア ー ム 間 隔															
1.0m		1.2m	1.5m												
0.16 以上 3.60 以 下	15.68	18.72	23.40												
アーム間隔補正															
<table><tr><td>アーム間隔</td><td>1.0m</td><td>1.2m</td><td>1.5m</td></tr><tr><td>補正係数</td><td>0.67</td><td>0.80</td><td>1.00</td></tr></table>	アーム間隔	1.0m	1.2m	1.5m	補正係数	0.67	0.80	1.00							
アーム間隔	1.0m	1.2m	1.5m												
補正係数	0.67	0.80	1.00												
形式補正															
<table><tr><td>形 式</td><td>A 形</td><td>B 形</td></tr><tr><td>補正係数</td><td>1.00</td><td>0.90</td></tr></table>	形 式	A 形	B 形	補正係数	1.00	0.90									
形 式	A 形	B 形													
補正係数	1.00	0.90													
能力算定式															
1 日 当 た り 作 業 量 (Q D) は次の算定式による。															
Q D = 1 日 当 り 標 準 作 業 量 × アーム間隔補正 × 形式補正															

工 種 区 分	設 定 内 容																								
水路用鉄筋コンクリート L型ブロック機械据付	水路用鉄筋コンクリートL型ブロック機械据付																								
	<table><tr><th>製品 1 個当り質量 (kg)</th><th>日当り標準作業量 (個／日)</th></tr><tr><td>80 超え 450 以下</td><td>30</td></tr><tr><td>450 超え 800 以下</td><td>28</td></tr><tr><td>800 超え 1,100 以下</td><td>26</td></tr><tr><td>1,100 超え 1,500 以下</td><td>24</td></tr><tr><td>1,500 超え 1,900 以下</td><td>22</td></tr><tr><td>1,900 超え 2,200 以下</td><td>21</td></tr><tr><td>2,200 超え 2,600 以下</td><td>19</td></tr><tr><td>2,600 超え 3,000 以下</td><td>17</td></tr><tr><td>3,000 超え 3,400 以下</td><td>16</td></tr><tr><td>3,400 超え 3,800 以下</td><td>15</td></tr><tr><td>3,800 超え 4,000 以下</td><td>14</td></tr></table>	製品 1 個当り質量 (kg)	日当り標準作業量 (個／日)	80 超え 450 以下	30	450 超え 800 以下	28	800 超え 1,100 以下	26	1,100 超え 1,500 以下	24	1,500 超え 1,900 以下	22	1,900 超え 2,200 以下	21	2,200 超え 2,600 以下	19	2,600 超え 3,000 以下	17	3,000 超え 3,400 以下	16	3,400 超え 3,800 以下	15	3,800 超え 4,000 以下	14
	製品 1 個当り質量 (kg)	日当り標準作業量 (個／日)																							
	80 超え 450 以下	30																							
	450 超え 800 以下	28																							
	800 超え 1,100 以下	26																							
	1,100 超え 1,500 以下	24																							
	1,500 超え 1,900 以下	22																							
	1,900 超え 2,200 以下	21																							
	2,200 超え 2,600 以下	19																							
	2,600 超え 3,000 以下	17																							
	3,000 超え 3,400 以下	16																							
	3,400 超え 3,800 以下	15																							
3,800 超え 4,000 以下	14																								
U型側溝据付・撤去	①鉄筋コンクリートベンチフリューム据付																								
	<table><tr><th>区 分</th><th>規格・仕様</th><th>日当り標準作業量</th></tr><tr><td>L=2,000mm</td><td>1,000kg／個以下</td><td>43 m／日</td></tr></table>	区 分	規格・仕様	日当り標準作業量	L=2,000mm	1,000kg／個以下	43 m／日																		
	区 分	規格・仕様	日当り標準作業量																						
	L=2,000mm	1,000kg／個以下	43 m／日																						
	※基礎砕石から敷モルタル、本体据付まで一連の作業を含む。																								
	②大型フリューム据付																								
	<table><tr><th>区 分</th><th>規格・仕様</th><th>日当り標準作業量</th></tr><tr><td>L=2,000mm</td><td>1,000kg／個以下</td><td>43 m／日</td></tr><tr><td>L=2,000mm</td><td>1,000kg を越え 2,000Kg／個以下</td><td>29 m／日</td></tr></table>	区 分	規格・仕様	日当り標準作業量	L=2,000mm	1,000kg／個以下	43 m／日	L=2,000mm	1,000kg を越え 2,000Kg／個以下	29 m／日															
	区 分	規格・仕様	日当り標準作業量																						
	L=2,000mm	1,000kg／個以下	43 m／日																						
	L=2,000mm	1,000kg を越え 2,000Kg／個以下	29 m／日																						
	※基礎砕石から敷モルタル、本体据付まで一連の作業を含む。																								

工 種 区 分		設 定 内 容														
鋼管機械布設（小口径）		鋼管機械布設（小口径）														
6.0m管 1 日 当 り 標 準 作 業 量 （本／日）																
板厚 (mm) 口径 (mm)	4.2	4.5	4.9	5.0	5.1	5.5	5.8	6	6.4	6.6	6.9	7	8	9	10	
80	13.4	13.2														
100		11.8	11.7													
125		11.2		10.9	10.9											
150				10.0		9.7										
200							8.8	8.6	8.1							
250									7.6	7.5						
300									7.1		6.6					
350								6.6				6.3	5.9			
400								7.6				7.0	6.4			
450								7.2				6.4	6.0			
500								6.6				6.1	5.5	5.1	4.8	
9.0m管 1 日 当 り 標 準 作 業 量 （本／日）																
板厚(mm) 口径(mm)	5.8	6	6.4	6.6	6.9	7	8	9	10							
200	8.0	7.6	7.5													
250			6.9	6.5												
300			6.1		6.0											
350		6.0				5.5	5.0									
400		6.8				6.0	5.6									
450		6.2				5.7	5.3									
500		5.9				5.3	5.0	4.7	4.2							

工 種 区 分		設 定 内 容			
暗渠排水工					
①暗渠排水工					
機 械 名	規 格	資材名	呼び径 (mm)	数量 (m／日)	
				掘削深	
				0.5≦h≦0.7m	0.7<h≦1.0m
トレンチャ (クローラ型)	排出ガス対策型 (第1次基準値) 自走式 普通型 35kW 最大掘削深 1.3m級	暗渠排水管 (定尺管)	φ50～75	206	
			φ100	146	
		暗渠排水管 (ロール管)	φ50～75	278	241
			土管・陶管	φ60	149
		φ75		111	
		φ90		92	
バックホウ (クローラ型)	排出ガス対策型 (第3次基準値) バケット容量 0.28m ³	暗渠排水管 (定尺管)	φ50～75	159	119
			φ100	146	118
		暗渠排水管 (ロール管)	φ50～75	160	118
			土管・陶管	φ60	149
		φ75		111	
		φ90		92	

②暗渠排水工（小運搬（暗渠排水管））

人力小運搬

運搬距離	日当り標準作業量 (m／日)
50m以下	5,660

機械小運搬（不整地運搬車）

運 搬 距 離	日当り標準作業量 (m／日)	
	暗 渠 排 水 管 (定 尺 管)	暗 渠 排 水 管 (ロール管)
50m 以下	—	2,580
50m を超え 100m 以下	3,310	2,240
100m を超え 150m 以下	3,160	1,890

③暗渠排水工（小運搬（土管・陶管））

運 搬 距 離	日当り標準作業量 (ton／日)
50m 以下	7.2
50m を超え 100m 以下	6.6
100m を超え 150m 以下	6.0

工 種 区 分	設 定 内 容																			
暗渠排水工	④暗渠排水工（小運搬（被覆材）） <table><tr><th rowspan="2">運 搬 距 離</th><th colspan="3">日 当 り 標 準 作 業 量（m³／日）</th></tr><tr><th>もみ殻</th><th>砕石</th><th>粗朶類</th></tr><tr><td>50m 以下</td><td>110</td><td>38.5</td><td>155</td></tr><tr><td>50m を超え 100m 以下</td><td>94.4</td><td>32.9</td><td>137</td></tr><tr><td>100m を超え 150m 以下</td><td>78.8</td><td>27.2</td><td>120</td></tr></table>	運 搬 距 離	日 当 り 標 準 作 業 量（m ³ ／日）			もみ殻	砕石	粗朶類	50m 以下	110	38.5	155	50m を超え 100m 以下	94.4	32.9	137	100m を超え 150m 以下	78.8	27.2	120
運 搬 距 離	日 当 り 標 準 作 業 量（m ³ ／日）																			
	もみ殻	砕石	粗朶類																	
50m 以下	110	38.5	155																	
50m を超え 100m 以下	94.4	32.9	137																	
100m を超え 150m 以下	78.8	27.2	120																	
畦畔復旧工	①畦畔復旧工 <table><tr><td>日 当 り 標 準 作 業 量（m／日）</td><td>80</td></tr></table>	日 当 り 標 準 作 業 量（m／日）	80																	
日 当 り 標 準 作 業 量（m／日）	80																			

第 7 章 時間的制約を受ける工事の積算方法
① 時間的制約を受ける工事の積算方法 I-7-①-1

第 7 章 時間的制約を受ける工事の積算方法

① 時間的制約を受ける工事の積算方法

土木工事標準積算基準書 第 I 編 総則 第 7 章 時間的制約を受ける公共土木工事の積算を参照のこと。

第 8 章 工事における現場環境改善費の積算要領

① 工事における現場環境改善費の積算について	I -8-①-1
1. 目的	I -8-①-1
2. 対象となる現場環境改善費	I -8-①-1
3. 適用の範囲	I -8-①-1
4. 積算方法	I -8-①-1
4-1 基本的な考え方	I -8-①-1
4-2 積算方法	I -8-①-1
5. 設計変更について	I -8-①-2
6. 特記仕様書等への記載について	I -8-①-2
7. 適用	I -8-①-3

第8章 工事における現場環境改善費の積算要領

① 工事における現場環境改善費の積算について

1. 目的

本要領は、公共事業の円滑な執行を図るべく、地域との連携の下に行う工事の現場環境改善費の算定について、必要な事項を定めることにより、当該工事の適正な積算に資することを目的とする。

2. 対象となる現場環境改善費

別表のとおり。

3. 適用の範囲

周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、農家との調整、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、全ての屋外工事を対象とする。ただし、施設機械工事（電気通信設備工事、鋼橋架設工事は除く）、建築工事及び実施が困難又は効果が期待できない工事については、対象外とすることができる。

4. 積算方法

4-1 基本的な考え方

- (1) 現場環境改善に要する費用は、原則として当初設計から計上するものとする。
また、標準的な実施内容を契約図書に明示するものとする。
- (2) 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。なお、積上げ計上は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認する。
- (3) 費用が巨額となるなど、現場環境改善費率で計上することが適当でないと判断されるものは、実施内容を設計図書に明示するとともに、その費用を「物価資料」、見積り等を参考に適切に計上するものとする。

4-2 積算方法

- (1) 算出方法は以下のとおりとする。

算出式

$$K = i \cdot Pi + \alpha$$

ただし、K：現場環境改善費（単位：円、1,000 円未満切り捨て）

i：現場環境改善費率（単位：%、小数第3位四捨五入2位止め）

Pi：対象額（直接工事費「処分費等を除く」＋支給品費＋官貸額）

α ：積上げ計上分（単位：円、1,000 円未満切り捨て）

対象額：Pi		現場環境改善費率：i（%）
直接工事費 （処分費等を除く） ＋ 支給品費 ＋ 官貸額	5 億円以下の場合	$i = 392.8 \cdot Pi^{-0.3520}$
	5 億円を超える場合	0.34

- (2) 率に計上されるものは、別表の内容のうち、原則として、各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつの合計4つの内容を基本とした費用である。また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組合せ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。
- (3) 積上げ計上分（ α ）に計上されるものは、4-1(2)の「熱中症対策・防寒対策に関する費用」及び4-1(3)の「現場環境改善費率で計上することが適当でないと判断されるものの費用」である。

- (4) 現場環境改善費率は現場環境改善費の各費目を1本化した全体での率である。
- (5) 現場環境改善に関する費用の対象額は5億円を限度とする。

5. 設計変更について

条件明示(積上げ計上分)がなされているもので、内容に変更が生じた場合は発注者と協議するものとする。

熱中症対策・防寒対策に関する施設及び設備について、リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上し、購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。設置期間分の減価償却費については、国税庁が定める「主な減価償却資産の耐用年数表」を参考に算出することとし、設備の種類及び規模並びに設置期間については、受発注者協議の上、決定するものとする。

6. 特記仕様書等への記載について

特記仕様書記載例を参考として記載する。

7. 適用

本通知は、令和8年4月1日以降に契約を締結する工事から適用する。

【別表】

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	昇降設備の充実 環境負荷の低減 I C T設備の充実 作業負荷の低減
営繕関係	現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 労働者宿舍の快適化 現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む） 衛生設備・健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	工事標識・照明等安全施設の充実 盗難防止対策 健康関連施設の充実 野生生物・害虫対策等
地域連携	広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等） 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） 社会貢献・地域対策費等（農家との調整、地域行事等の経費含む） 現場景観向上（美装化・デザイン看板等）

第〇章 その他

○ 現場環境改善費

(1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計4つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	①昇降設備の充実 ②環境負荷の低減 ③I C T設備の充実 ④作業負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む） ④衛生設備・厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設の充実 ②盗難防止対策 ③健康関連施設の充実 ④野生生物・害虫対策等
地域連携	①広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等） ②見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） ③社会貢献・地域対策費等（農家との調整、地域行事等の経費含む） ④現場景観向上（美装化・デザイン看板等）

(3) 現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用は、当初は計上していない。受注者は熱中症又は防寒対策として必要な施設について、事前に種類及び規模・規格並びに設置期間等について監督職員と協議することとし、必要性が確認された内容について設計変更の対象とする。なお、設計変更時においては、リース品の場合は見積書等、購入品の場合は設置期間分の減価償却費を算定した資料等を提出するものとする。

(4) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費及び熱中症対策・防寒対策の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

第9章 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法

① 工事における工期の延長に伴う増加費用の積算について	I-9-①-1
1. 対 象 工 事	I-9-①-1
2. この通知において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	I-9-①-1
3. 請負代金額又は工期の変更	I-9-①-1
4. 工事を中止させる場合の指示等	I-9-①-1
5. 基本計画書	I-9-①-1
6. 工期短縮計画書	I-9-①-1
7. 工期延長等に伴う増加費用	I-9-①-2
8. 増加費用の考え方	I-9-①-2
8-1 本工事施工中に工期延長等をした場合の費用	I-9-①-2
8-2 契約後準備工着手前に工期延長等をした場合	I-9-①-2
8-3 準備工期間に工期延長等をした場合の費用	I-9-①-2
9. 増加費用の設計書における取扱い	I-9-①-3
10. 増加費用の事務処理上の取扱い	I-9-①-3
11. 増加費用の構成	I-9-①-3
12. 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用(標準積算)	I-9-①-4

第9章 工事における工期の延長等に伴う 増加費用の積算方法

① 工事における工期の延長に伴う増加費用の積算について

受注者の責めに帰すことができないものにより請負工事の設計図書の変更に伴う工期の延長や一時中止（以下「工期延長等」という。）をした場合の増加費用等の負担については、「工事の請負契約に係る契約書について」（平成7年10月24日付け7経第1492号大臣官房経理課長通知）及び「地方農政局における工事の請負契約に係る契約書の運用について」（平成27年10月1日付け27農振第1407号農村振興局整備部設計課長通知）により行うこととされているところであるが、増加費用等の積算について、下記によるものとする。

1. 対象工事

- 1-1 発注者が、工事請負契約書第19条により必要があると認め、設計図書の変更を行い、工期を延長する工事及び工事請負契約書第20条により一時中止（以下「中止」という。）を行う工事とする。ただし、工事請負契約書第19条に基づく直接工事費の変更により、設計図書の変更を伴う工期の延長を行う工事を除くものとする。

2. この通知において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 2-1 現場搬入済の材料、機械等・・・中止以前に工事現場に到着又は搬送手配済の材料、機械等
- 2-2 期間要素を考慮して・・・中止指示時点（以下「中止時点」という。）における当該工事の設計書（打合簿指示内容を含む。以下「元設計」という。）において、供用されている期間の長さによって積算額が変わるものとして、取り扱われている材料、機械等

3. 請負代金額又は工期の変更

工事における工期延長等をした場合において、「必要があると認められる」ときは、請負代金額又は工期が変更されなければならない。

4. 工事を中止させる場合の指示等

発注者は、工事を中止させる場合においては、中止の対象となる工事内容、工事区域及び中止期間の見通し等を受注者に通知するとともに、工事現場を適正に維持管理するために最小限必要な管理体制等を指示するものとする。

5. 基本計画書

- 5-1 受注者は、工事を中止した場合においては、下記事項を明らかにした中止期間の工事現場の維持・管理等に関する基本計画書（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し協議する。
 - (1) 中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具
 - (2) 中止に伴う工事現場の体制の縮小計画
 - (3) 中止期間における工事現場の維持管理計画
 - (4) 工事の再開準備計画
- 5-2 中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとし、受注者は、基本計画書においてこの旨を明らかにするものとする。
- 5-3 受注者は、基本計画書の承諾を得た後において、発注者が新たに指示等をした事項又は受発注者協議により発注者が必要と認めた事項を反映した基本計画書を提出し発注者の承諾を得るものとする。
- 5-4 基本計画書の作成にあたっては、再開に備えての方策や中止に伴い発生する増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにする。

6. 工期短縮計画書

- 6-1 発注者は、中止期間の解除にあたり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し合意を図る。

- 6-2 受注者は、発注者からの協議に基づき工期短縮を行う場合は、その方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。
- 6-3 協議にあたっては、工期短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにする。

7. 工期延長等に伴う増加費用

- 7-1 工期延長等に伴う増加費用の算定は、受注者が工事現場の維持等に要した費用の明細書（以下「明細書」という。）を作成（中止の場合は、基本計画書に基づき実施した結果として要した費用により明細書を作成）し、これに基づき、費用の必要性・数量などを受発注者協議して行うものとする。
- 7-2 増加費用の各構成費目は、原則として、工期延長等に要した費目の内容について積算するものとし、再開以降の工事にかかる増加費用については、従来どおり設計変更を行うものとする。
- 7-3 工期延長等に伴い発注者が新たに受取対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更を行うものとする。

8. 増加費用の考え方

8-1 本工事施工中に工期延長等をした場合の費用

増加費用の適用は、工期延長等に伴う増加費用について受注者から請求があった場合に適用する。

増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、工期延長等となる場合の費用及び工期短縮を行った場合の費用とする。

(1) 工事現場の維持に要する費用

工事現場の維持に要する費用とは、工期延長等に伴う工事現場の維持又は工事の再開に備えた機械器具、労務者及び現場常駐の従業員（専門職を含む。以下同じ。）の保持に必要となる費用等とする。

(2) 工事現場の体制の縮小に要する費用

工事現場の体制の縮小に要する費用とは、中止指示時点における工事現場の体制から中止期間中における工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者及び現場常駐の従業員の配置転換に要する費用等とする。

(3) 工事の再開準備に要する費用

工事の再開準備に要する費用とは、工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者及び現場常駐の従業員の転入に要する費用等とする。

(4) 工期延長等となる場合の費用

工期延長等となる場合の費用とは、工期延長等となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用及び仮設諸機材の損料等に要する費用等とする。

(5) 工期短縮を行った場合の費用

工期短縮を行った場合の費用とは、工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等とする。なお、工期短縮の要因が受注者に起因する場合は、増加費用を見込まないものとする。

8-2 契約後準備工着手前に工期延長等をした場合

(1) 契約後準備工着手前とは、契約締結後で現場事務所及び工事看板が未設置であり、材料等が未搬入の状態、測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。

(2) 発注者は、契約後準備工着手前に準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の工期延長等を受注者に通知する。

(3) 工期延長等に伴う増加費用は計上しない。

8-3 準備工期間に工期延長等をした場合の費用

(1) 準備工期間とは、契約締結後で現場事務所及び工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。

(2) 発注者は、準備工期間中に本体工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の工期延長等を受注者に通知する。

(3) 増加費用は、安全費、営繕費及び現場管理費等が想定されるので、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量などを受発注者が協議して決定する。

9. 増加費用の設計書における取扱い

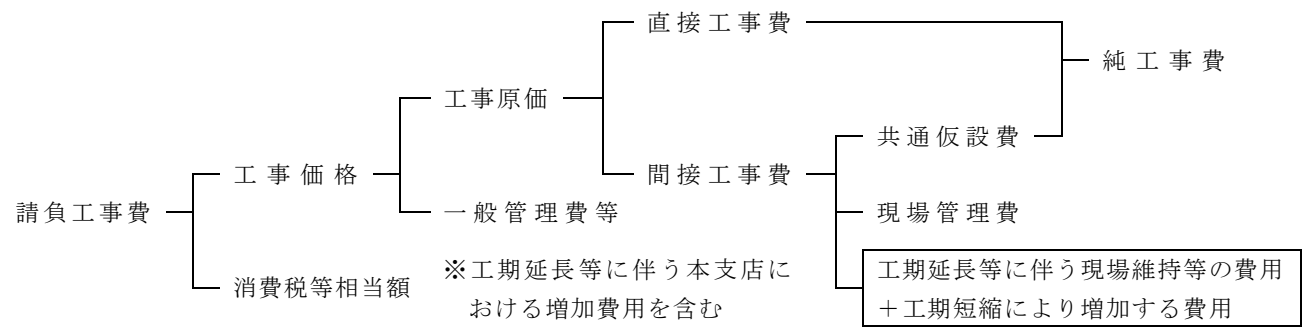
増加費用は、工事の設計書の中に「工期延長等に伴う現場維持等の費用」として、原契約の請負工事費とは別に計上するものとする。ただし、設計書の上では、原契約に係る請負工事費と増加費用の合算額を請負工事費とみなすものとする。

10. 増加費用の事務処理上の取扱い

- 10-1 増加費用は、原契約と同一の予算科目をもって、設計変更の例にならい、変更契約するものとする。
- 10-2 増加費用は、受注者の請求があった場合に負担するものとする。
- 10-3 増加費用の積算は、工事再開後速やかに受発注者が協議して行うものとする。

11. 増加費用の構成

工期延長等に伴う現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。

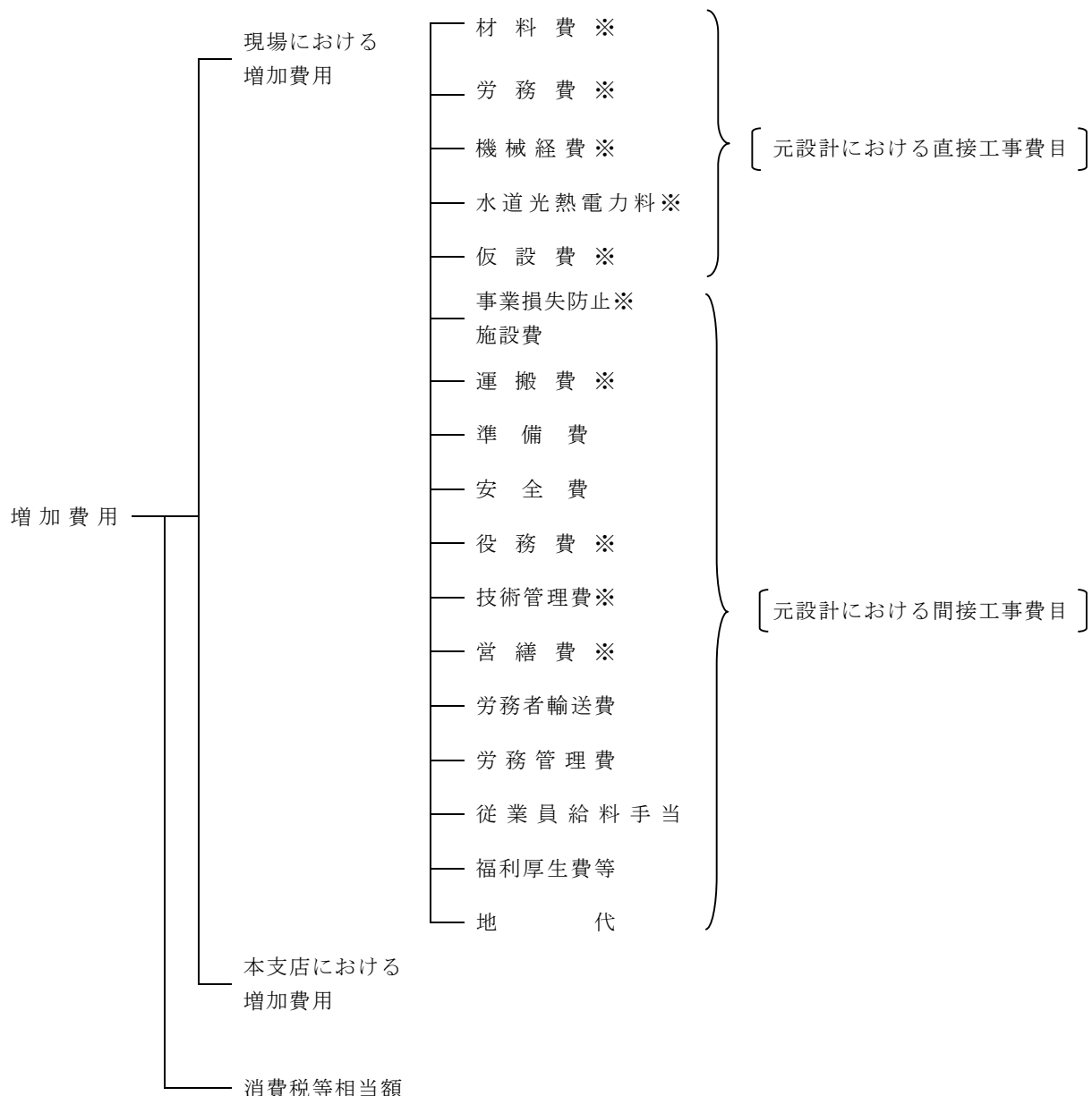


(注) 工期延長等に伴い発注者が新たに受取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更を行うものとする。

増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象に算定することとし、算定方法は、工事の工期延長等の期間が3か月以内は標準積算により算定し、工事の工期延長等の期間が3か月を超える場合など、標準積算により難しい場合は、受注者から増加費用に係る見積を求め、受発注者間で協議して増加費用を算定する。

12. 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用（標準積算）

12-1 標準積算により算定する場合は、工期延長等に伴う現場維持等に要する費用として積算する内容は以下の積上げ項目及び率項目とし、増加費用の構成費目は、次のとおりとする。



※積上げ項目

運搬費及び営繕費については、土木工事標準積算基準書[土地改良編] 第Ⅰ編 総則 第2章 工事費の積算 2-1 共通仮設費の率分 別表3に定めている率に別途加算できる項目を対象に積上げとする。

12-2 増加費用の費目に係る積算の内容は次のとおりとする。

(1) 現場における増加費用

1) 材料費

イ. 材料の保管等の費用

工事を工期延長等したために、元設計の直接工事費の計上されている現場搬入済の材料を発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く。）へ保管する必要があると認めた場合の材料の保管料及び入出庫手数料とする。

なお、保管した材料の数量、期間、単価等の確認に基づき必要額を算定する。

ロ. 他の工事現場へ転用した材料の運搬費

工事を工期延長等したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の材料の運搬費用とする。

なお、当該工事現場から他の工事現場まで運搬した費用を算定する。

ハ. 直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の工期延長等に伴う損料額及び補修費用とする。

なお、費用に当たっては次式により算定する。

材料損料＝工期延長等期間×供用 1 日（又は 1 月）当り損料

2) 労務費

イ. 工事現場の維持に必要な労務費

作業を伴わない作業員の労務費は、原則として計上しないものとする。

ただし、必要な作業員を確保しておくべき特別な事情（トンネル、潜函等の特殊な工事）があり、受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合はその費用とする。

なお、現場に労務者を常駐させた場合の労務費は、次式により算定する。

労務費＝延人員×職種別労務単価

ロ. 他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のために、受発注者協議により工事現場に常駐させた、トンネル、潜函工などの特殊技能労働者が、職種外の普通作業等に従事した場合の本来の職種と従事した職種の発注者の設計上の単価差額の労務費用とする。

なお、本来の職種外の作業に従事した場合の単価差額は、次式により算定する。

単価差額＝延人員×（本来職種労務単価－従事した職種労務単価）

3) 水道光熱電力料

工事現場に設置済の施設を工事現場の維持のため、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により工期延長等の要因発生後、再開までの間に稼働（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用とする。

4) 機械経費

イ. 工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用とする。

a 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費（組立、解体費を含む。）が工事現場に存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立、解体費、賃料・損料、管理費を含む）とする。

なお、工事現場に存置する機械の費用は、次式により算定する。

機械存置費＝工期延長等期間×供用 1 日当り損料

b 発注者が工事現場の維持のため必要があると認めて指示した機械の運転に要する費用とする。

5) 仮設費

イ. 仮設諸機材の損料

現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮しているものと同等と認められる仮設諸機材の工期延長等に係る損料及び維持補修の増加費用とする。

なお、損料算定に当たっては、次式により算定するとともに、仮設諸機材の維持補修費は、必要に応じて計上する。

仮設諸機材の損料＝工期延長等期間×供用 1 日（又は 1 月）当り損料

ロ. 仮設材料の損料

現場搬入済の仮設材料のうち、搬出費及び再搬入費が、工事現場に存置する費用を上回ることにより工事現場に存置することとした仮設材料の工期延長等に係る損料とする。

なお、損料算定に当たっては、上記 a に準じて行うこととする。

ハ. 新たに必要になった工事現場の維持等に要する費用

元設計には計上されていないが、工期延長等に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示し、あるいは受発注者の協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（補助労務を含む。）とする。

なお、費用に当たっては、積算基準により算定するものとする。

ニ. 工期延長等となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用とする。

6) 事業損失防止施設費

仮設費に準じて積算した費用とする。

7) 運搬費

イ. 工事現場外へ搬出又は工事現場への再搬入に要する費用

工期延長等の要因発生時点で現場搬入済の機械器具類及び仮設材のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用とする。

ロ. 大型機械類等の現場内運搬

元設計に計上した機械類、資材等のうち、工期延長等されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示し、あるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用とする。

8) 準備費

現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の跡片付け及び工事の再開のための諸準備・測量等で、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により発注者が必要と認めたものに係る費用とする。

9) 安全費

イ. 既存の安全施設等に係る費用

工期延長等の要因発生以前に工事現場に設置済の安全施設等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる安全設備等の工期延長等に伴う損料及び維持補修の費用とする。

ロ. 新たに必要になった安全施設等に要する費用

元設計には計上されていないが、工期延長等に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示し、あるいは受発注者の協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）とする。

10) 役務費

イ. 材料置場等の敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上しているものと同等と認められる材料置場等の敷地の工期延長等期間に係る借上げ、解約等に要した追加費用とする。

なお、元設計において積上げ計上されている材料置場等の敷地の借上げ料は、次式により算定する。

$$\text{借上げ料} = \frac{\text{元設計における借上げ料}}{\text{元設計における借地期間}} \times \text{必要期間}$$

ロ. 用水・電力等の基本料金

元設計において期間要素を考慮して計上しているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る工期延長等期間の基本料金とする。

11) 技術管理費

原則として計上しないものとする。

ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器等のうち、元設計において期間的要素を考慮して計上しているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用とする。

なお、元設計において積上げ計上されている機器等の損料については、6)に準じて算定する。

12) 営繕費

工期延長等の要因発生以前に工事現場に設置済の営繕施設のうち、元設計において期間要素を考慮して計上しているものと同等と認められる営繕施設又は共通仮設費率の対象となる営繕施設の工期延長等に係る維持費、補修費、損料額、営繕費及び労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における工期延長等期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用とする。

なお、元設計において積上げ計上されている施設の営繕損料は、次式により算定する。

営繕損料＝工期延長等期間×供用1日（又は1月）当り損料及び維持補修費

13) 労務者輸送費

元設計が営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において受発注者協議により工事現場に常駐することとした労務者及び近傍の工事現場に転用することとした労務者を一括通勤させる場合の通勤費用とする。

14) 労務管理費

イ. 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用

工期延長等によって遊休となった労務者のうち、専従的に雇用されていた労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは、元請会社又は下請会社が直接賃金を支給し、かつ当該工事現場に相当期間の契約で常駐的に雇用されていたことが賃金台帳等で確認できる者（通勤者も含む。以下「専従的労務者」という。）とする。

ロ. 解雇又は休業手当に要する費用

受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用とする。

15) 従業員給料手当

工期延長等期間中の工事現場の維持等のために受発注者協議により定めた次の費用とする。

イ. 元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用とする。

ロ. 工期延長等の要因発生時点において現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用とする。

ハ. 工事現場の維持体制から工事を再開する体制に移行するまでの間、現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用とする。

ニ. 工期延長等となることにより追加で生じる現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用とする。

16) 福利厚生費等

現場管理費のうち、現場常駐の従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の工期延長等期間中の費用とする。

17) 地代

現場管理費のうち、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の工期延長等期間中の費用とする。

(2) 本支店における増加費用

中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用とする。

なお、費用に当たっては、元設計の費用に工期延長等に伴う増加費用を加えた工事原価に対する一般管理費等率により算定することとする。

(3) 消費税等相当額

現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用とする。

12-3 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用の算定は、以下の式により算出する。

$$G = d g \times J + \alpha$$

ただし、

G：工期延長等に伴う現場維持等の費用（単位：円 1,000 円未満切り捨て）

d g：工期延長等に係る現場経費率（% 小数点第3位四捨五入2位止め）

J：対象額（工期延長等時点の契約上の純工事費）（単位：円 1,000 円未満切り捨て）

α：積上げ費用（単位：円 1,000 円未満切り捨て）

ここで、工期延長等に伴い増加する現場経費率 d g は次式によるものとする。

$$d g = A \left\{ \left(\frac{J}{a \times J^b + N} \right)^B - \left(\frac{J}{a \times J^b + N} \right)^B \right\} + \frac{(N \times R \times 100)}{J}$$

ただし、

d g：工期延長等に伴い増加する現場経費率（% 小数点第3位四捨五入2位止め）

J：対象額（工期延長等時点の契約上の純工事費）（単位：円 1,000 円未満切り捨て）

N：工期延長等日数（受注者の責めに帰す場合は除く）（単位：日）

ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延長等日数

R：公共工事設計労務単価（土木一般世話役）

A：工種ごとに決まる係数（別表）

B：〃

a：〃

b：〃

別表

工種区分	係数 A						係数 B						係数 a	係数 b
	一般交 通影響 有り(1)	一般交 通影響 有り(2)	市街地 (DID 補 正)(1)	山間僻 地及び 離島	中山間 地域	補正な し	一般交 通影響 有り(1)	一般交 通影響 有り(2)	市街地 (DID 補 正)(1)	山間僻 地及び 離島	中山間 地域	補正な し		
ほ場整備 工事	270.3	269.4	269.4	246.8	245.0	244.1	-0.1646	-0.1652	-0.1652	-0.1639	-0.1651	-0.1658	7.2721	0.2013
農用地造 成工事	1003.3	976.7	976.7	944.2	890.3	864.0	-0.2663	-0.2649	-0.2649	-0.2683	-0.2650	-0.2633	7.3915	0.1981
水路トン ネル工事	2246.7	2315.9	2315.9	1965.7	2098.9	2171.9	-0.3242	-0.3276	-0.3276	-0.3199	-0.3273	-0.3310	0.4494	0.3583
水路工事	132.3	131.7	131.7	120.9	119.8	119.2	-0.1120	-0.1125	-0.1125	-0.1114	-0.1125	-0.1130	20.5437	0.1311
管水路工 事	179.1	179.6	179.6	162.2	163.3	163.8	-0.1416	-0.1428	-0.1428	-0.1402	-0.1427	-0.1441	19.1229	0.1360
管更生工 事	206.0	205.4	205.4	188.0	186.8	186.2	-0.1408	-0.1414	-0.1414	-0.1401	-0.1413	-0.1419	0.6805	0.3202
畑かん施 設工事	156.5	157.5	157.5	141.1	143.1	144.1	-0.1247	-0.1261	-0.1261	-0.1230	-0.1260	-0.1275	25.7236	0.1218
コンク リート補 修工事	369.9	371.8	371.8	334.1	337.9	339.8	-0.1811	-0.1822	-0.1822	-0.1797	-0.1821	-0.1833	8.7781	0.1772

ため池工 事	190. 8	188. 9	188. 9	175. 7	171. 9	169. 9	-0. 1265	-0. 1265	-0. 1265	-0. 1265	-0. 1265	-0. 1265	1. 4253	0. 2965
その他土 木工事 (1)	370. 7	369. 8	369. 8	338. 1	336. 3	335. 3	-0. 1901	-0. 1908	-0. 1908	-0. 1892	-0. 1908	-0. 1916	5. 0485	0. 2209
その他土 木工事 (2)	325. 9	325. 9	325. 9	296. 4	296. 3	296. 3	-0. 1769	-0. 1777	-0. 1777	-0. 1759	-0. 1776	-0. 1784	2. 7489	0. 2569

第 10 章 週休 2 日補正

- ① 工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上について・・・・・・・・・・ I-10-①-1

第 1 0 章 週休 2 日補正

① 工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上について

令和 8 年 3 月 27 日付け 7 農振第 3133 号「工事における週休 2 日の取組方針について」により廃止する。

第Ⅱ編 土地改良工事標準歩掛

第1章	土工
第2章	共通工
第3章	コンクリート工
第4章	フリューム類据付工
第5章	河川・水路工
第6章	管水路工
第7章	道路工
第8章	ほ場整備工
第9章	農地造成工
第10章	ため池工
第11章	復旧工
第12章	仮設工

第1章 土 工

① ダンプトラック運搬（標準以外）	Ⅱ-1-①-1
1 適用範囲	Ⅱ-1-①-1
2 運搬作業	Ⅱ-1-①-1
3 単価表	Ⅱ-1-①-3
② 人力荒仕上げ	Ⅱ-1-②-1
1 適用範囲	Ⅱ-1-②-1
2 施工歩掛	Ⅱ-1-②-1
3 単価表	Ⅱ-1-②-1

第 1 章 土 工

① ダンプトラック運搬（標準以外）

1. 適用範囲

本歩掛は、土木工事標準積算基準書 第Ⅱ編 共通工 第 1 章 土工 ②土工 3-2 土砂等運搬（標準、小規模）が適用できない場合での、下表の組合せによるダンプトラックによる運搬作業に適用する。

表 1.1 組合せ機械

運 搬 機 種 ・ 規 格	積 込 機 種 ・ 規 格
ダンプトラック 通称 4 t 積級	バックホウ バケット容量 0.80m ³
	バックホウ バケット容量 0.45m ³
ダンプトラック 通称 2 t 積級	バックホウ バケット容量 0.80m ³
	バックホウ バケット容量 0.45m ³

2. 運搬作業

2-1 施工歩掛

運搬作業の施工歩掛（土砂）は、次表を標準とする。

表 2.1 運搬作業施工歩掛(BH クラウ型 バケット容量 0.80m³+DT 通称 4t 積級) (日/10m³)

運 搬 距 離	DID 区間：無し	運 搬 距 離	DID 区間：有り
0.2km 以下	0.17	0.2km 以下	0.17
1.0km 以下	0.22	1.0km 以下	0.22
1.5km 以下	0.27	1.5km 以下	0.27
2.5km 以下	0.32	2.0km 以下	0.32
3.5km 以下	0.37	3.0km 以下	0.37
4.0km 以下	0.42	3.5km 以下	0.42
5.0km 以下	0.47	4.5km 以下	0.47
6.0km 以下	0.52	5.5km 以下	0.52
7.5km 以下	0.57	7.0km 以下	0.57
10.0km 以下	0.77	9.0km 以下	0.77
13.0km 以下	0.87	12.0km 以下	0.87
19.0km 以下	1.07	17.0km 以下	1.07
35.0km 以下	1.47	27.0km 以下	1.47
60.0km 以下	2.27	60.0km 以下	2.27

表 2.2 運搬作業施工歩掛(BH クラウ型 バケット容量 0.45m³+DT 通称 4t 積級) (日/10m³)

運 搬 距 離	DID 区間：無し	運 搬 距 離	DID 区間：有り
0.2km 以下	0.19	0.2km 以下	0.19
1.0km 以下	0.24	1.0km 以下	0.24
1.5km 以下	0.29	1.5km 以下	0.29
2.5km 以下	0.34	2.0km 以下	0.34
3.5km 以下	0.39	3.0km 以下	0.39
4.0km 以下	0.44	3.5km 以下	0.44
5.0km 以下	0.49	4.5km 以下	0.49
6.0km 以下	0.54	5.5km 以下	0.54
7.5km 以下	0.59	7.0km 以下	0.59
10.0km 以下	0.79	9.0km 以下	0.79
13.0km 以下	0.89	12.0km 以下	0.89
19.0km 以下	1.09	17.0km 以下	1.09
35.0km 以下	1.49	27.0km 以下	1.49
60.0km 以下	2.29	60.0km 以下	2.29

表 2.3 運搬作業施工歩掛(BH クラ型 バケット容量 0.80m³+DT 通称 2t 積級) (日/10m³)

運 搬 距 離	DID 区 間：無 し	運 搬 距 離	DID 区 間：有 り
0.3km 以下	0.33	0.3km 以下	0.33
1.0km 以下	0.38	1.0km 以下	0.38
1.5km 以下	0.48	1.5km 以下	0.48
2.5km 以下	0.58	2.5km 以下	0.58
3.0km 以下	0.68	3.0km 以下	0.68
3.5km 以下	0.78	3.5km 以下	0.78
4.5km 以下	0.88	4.5km 以下	0.88
5.5km 以下	0.98	5.0km 以下	0.98
7.0km 以下	1.18	6.5km 以下	1.18
9.0km 以下	1.38	8.0km 以下	1.38
12.0km 以下	1.68	11.0km 以下	1.68
17.0km 以下	2.18	15.0km 以下	2.18
28.5km 以下	2.88	24.0km 以下	2.88
60.0km 以下	4.38	60.0km 以下	4.38

表 2.4 運搬作業施工歩掛(BH クラ型 バケット容量 0.45m³+DT 通称 2t 積級) (日/10m³)

運 搬 距 離	DID 区 間：無 し	運 搬 距 離	DID 区 間：有 り
0.3km 以下	0.39	0.3km 以下	0.39
1.0km 以下	0.44	1.0km 以下	0.44
1.5km 以下	0.54	1.5km 以下	0.54
2.5km 以下	0.64	2.5km 以下	0.64
3.0km 以下	0.74	3.0km 以下	0.74
3.5km 以下	0.84	3.5km 以下	0.84
4.5km 以下	0.94	4.5km 以下	0.94
5.5km 以下	1.04	5.0km 以下	1.04
7.0km 以下	1.24	6.5km 以下	1.24
9.0km 以下	1.44	8.0km 以下	1.44
12.0km 以下	1.74	11.0km 以下	1.74
17.0km 以下	2.24	15.0km 以下	2.24
28.5km 以下	2.94	24.0km 以下	2.94
60.0km 以下	4.44	60.0km 以下	4.44

- (注) 1. 上表は地山 10m³の土量を運搬する日数である。
2. 運搬距離は片道であり、往路と復路が異なる時は、平均値とする。
3. 自動車専用道路を利用する場合には、別途考慮する。
4. DID (人口集中地区)は、総務省統計局の国勢調査報告資料添付の人口集中地区境界図によるものとする。
5. 運搬距離が、60kmを越える場合は、別途考慮する。
6. DID区間有りとは、DID区間が存在する経路を昼間運搬する場合をいう。

2-2 10m³当たり運搬日数 (軟岩・硬岩)

2-2-1 軟岩及び硬岩の 10m³当たり運搬日数

軟岩及び硬岩の 10m³当たり運搬日数は、次式による。

$$10\text{m}^3\text{ 当たり運搬日数} = \text{土砂 } 10\text{m}^3\text{ 当たり運搬日数} \times (1 + K)$$

K：補正係数

2-2-2 補正係数 (K)

補正係数 (K) は次表とする。

表 2.5 補正係数 (K)

土 質	軟 岩	硬 岩
補 正 係 数	+0.22	+0.37

3. 単価表

(1) ダンプトラック運搬（標準以外）10m³当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
ダンプトラック運転	ダンプトラック通称 4t 積級 通称 2t 積級	日	D	表 2. 1 ～表 2. 4
計				

(注) D : 10m³当り運搬日数

施工歩掛コード

・ダンプトラック運搬(標準以外) : WR201010

(2) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
ダンプトラック	通称 4t 積級	機－22	運転労務数量→1.00 燃料消費量→33 機械損料数量→1.17
ダンプトラック	通称 2t 積級	機－22	運転労務数量→1.00 燃料消費量→20 機械損料数量→1.18

施工歩掛コード

・ダンプトラック運転(4t 積級) : WR201011

・ダンプトラック運転(2t 積級) : WR201012

注)

1. 機種を選定

施工機械の機種を選定に当たっては、各工事の作業内容、現地条件（工期、地耐力、傾斜度、施工に伴う障害等の有無、走行面の状況、騒音、振動規制、水質汚濁処理防止）、安全性、入手状況等を考慮のうえ、下記を標準として適用機種を選定する。

1-1 運土距離による適用機種の標準

表 1.2 運土距離による適用機種の標準

機 種	運 土 距 離
ダンプトラック	60mを越える

1-2 機種選定表（運土作業）

表 1.3 機種選定表（運土作業）

機 種	規 格	適 用 区 分
ダンプトラック	通称 2t 積級 通称 4t 積級	1箇所当り運搬量が 50m ³ 以下の場合 " 100m ³ 以下の場合

(注) 上表で示す土量は、1工事当りの扱い土量である。

② 人力荒仕上げ

1. 適用範囲

本歩掛は、機械施工による切土法面で、後に行う作業が完了するまでに法面の崩落等を防ぐ目的で、スコップ等により粗に仕上げる場合に適用する。

2. 施工歩掛

表 2.1 人力荒仕上げ歩掛 (10m² 当り)

土 質 区 分	普 通 作 業 員 (人)
砂	0.12
砂 質 土	0.12
粘 性 土	0.12
礫 質 土	0.12

3. 単価表

(1) 人力荒仕上げ 10m² 当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
普 通 作 業 員		人		表 2.1
計				

施工歩掛コード

・ 人力荒仕上げ：WR201020

注)

掘削または盛土作業の後に行う法面の整形作業の必要性について

法面の整形作業は、構造物等の品質、円滑な施工性及び設計図書等により指定されている断面を確保する目的で行われる作業（「仕上げ作業」と言う。）と、工事期間中の雨水等による法面浸食や落石の発生を防止し、作業時における安全性を確保する目的で行われる作業（「荒仕上げ作業」と言う。）に分類される。

標準歩掛における整形作業の要否は、掘削または盛土作業の施工方法（機械施工、人力施工）や設計図書等における取扱い（指定断面、任意断面）等により判断する必要がある。

第2章 共 通 工

① 機械（不整地運搬車）小運搬	Ⅱ-2-①-1
1 適用範囲	Ⅱ-2-①-1
2 施工概要	Ⅱ-2-①-1
3 作業歩掛	Ⅱ-2-①-2
4 単価表	Ⅱ-2-①-3
② 石積類とりこわし	Ⅱ-2-②-1
1 適用範囲	Ⅱ-2-②-1
2 施工概要	Ⅱ-2-②-1
3 機械とりこわし	Ⅱ-2-②-1
4 単価表	Ⅱ-2-②-2

第2章 共 通 工

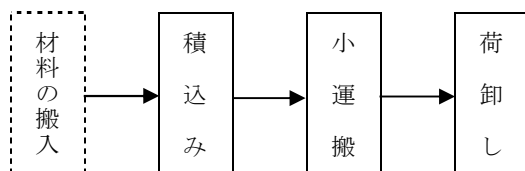
① 機械（不整地運搬車）小運搬

1. 適用範囲

本歩掛は、現場内作業で不整地運搬車による小運搬に適用する。

2. 施工概要

施工フローは、次図を標準とする。



（注） 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

3. 作業歩掛

機械(不整地運搬車)小運搬歩掛は、次表を標準とする。

表 3.1 機械 (不整地運搬車) 小運搬歩掛

材 料 名	規 格	1 回当り 積載量	積 卸 し 歩 掛		運 転 労 務	単 位	運 搬 量						備 考
			特 殊 作業員	普 通 作業員			30～50 m	100m 未満	150m 未満	200m 未満	250m 未満	300m 未満	
砂・砂利・栗石	排出ガス対策型 (第2次基準値) クローラ型・油圧 ダンプ式 積載質量 通称4.0～5.0t積級	m ³ 2.34	—	—	別 途 計 上 す る	m ³ ／日	71.1	65.1	60.2	55.4	50.6	45.7	積みみ経費を 別途計上する
コンクリート			—	人／m ³ 0.0075			34.2	31.3	28.0	25.3	23.1	21.3	
コンクリート 二次製品	クローラ型・ クレーン装置付 積載質量3.5t クレーン装置 2t吊	t 2.80	人／t 0.0188	人／t 0.0310	別 途 計 上 す る	ton／日	41.9	39.6	36.8	34.2	32.1	30.2	
鋼管類φ450mm未満		3.17	0.0152	0.0168			51.2	48.1	44.4	41.2	38.4	36.0	
セメント類		2.88	0.0221	0.0221			36.3	34.6	32.4	30.5	28.8	27.3	
陶 管		0.600	0.0442	0.0442			16.2	14.6	13.0	11.6	10.4	9.5	

- (注) 1. 本表は、積みみ、運搬及び、荷卸しの一連作業を行う場合に適用する。
2. 装備クレーンの吊り上げ能力は、700kg程度までとする。
3. 運搬材料の長さは、4m程度までとする。
4. 砂、砂利、栗石の積みみは別途計上する。なお、荷卸しはダンプアップによる。
5. コンクリートはアジター車等からの直接積みみ、荷卸しにはダンプアップによる。
6. コンクリート二次製品及び諸資材は、装備クレーン利用による積みみである。

4. 単価表

(1) 機械小運搬（土砂類、生コン）100m³当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
不整地運搬車運転	排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型・油圧ダンプ式 積載質量通称 4.0～5.0 t 積級	日	1.0 / 1日当り運搬量 ×100	表 3.1
普 通 作 業 員		人	積卸し歩掛 ×100	〃
計				

施工歩掛コード

・機械小運搬（土砂類、生コン）：WR202010

(2) 機械小運搬（二次製品、管類等、セメント類）100 t 当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
不整地運搬車運転	クローラ型・クレーン装置付 積載質量 3.5t クレーン装置 2t 吊	日	1.0 / 1日当り運搬量 ×100	表 3.1
普 通 作 業 員		人	積卸し歩掛 ×100	〃
特 殊 作 業 員		〃	〃	〃
計				

施工歩掛コード

・機械小運搬（二次製品、管類、セメント類）：WR202020

(3) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
不 整 地 運 搬 車	クローラ型・クレーン装置付 積載質量 3.5t クレーン装置 2t 吊	機－18	運転労務数量→1.00 燃料消費量→30 機械損料数量→2.10
	排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型・油圧ダンプ式 積載質量通称 4.0～5.0 t 積級	機－18	運転労務数量→1.00 燃料消費量→84 機械損料数量→1.57

施工歩掛コード

・不整地運搬車運転（クローラ型・油圧ダンプ式 4～5t）：WR202011

・不整地運搬車運転（クローラ型・クレーン装置付 3.5t）：WR202021

② 石積類とりこわし

1. 適用範囲

本歩掛は、石積類（石積及びコンクリートブロック（空積））をとりこわす場合に適用する。

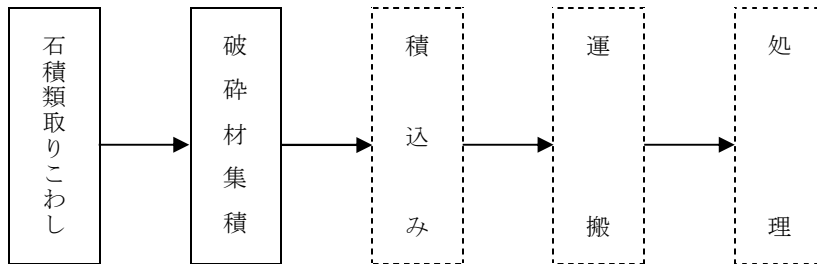
なお、人力とりこわしは、土木工事標準積算基準書 第VI編 土木工事標準単価及び市場単価 第1章 土木工事標準単価 ④構造物とりこわし工を参照のこと。

控長は下記のとおりとする。

機械とりこわし：練積：25cm以上60cm未満、空積：20cm以上60cm未満

2. 施工概要

施工フローは以下のとおりである。



（注）本歩掛で対応しているのは実線部分のみである。

3. 機械とりこわし

3-1 機種を選定

とりこわし、破砕材集積に使用する機械は次表を標準とする。

表 3.1 機種を選定

種 別	作 業 別	名 称	規 格
練 積	とりこわし	大型ブレーカ	油圧式通称 1,300kg 級
		バックホウ (ベースマシン)	排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型 バケット容量 0.80m ³
	破砕材集積	バックホウ (クローラ型)	クレーン機能付き 排出ガス対策型（第3次基準値） バケット容量 0.80m ³
空 積	とりこわし	バックホウ (クローラ型)	クレーン機能付き
	破砕材集積		排出ガス対策型（第2次基準値） バケット容量 0.80m ³

3-2 施工歩掛

機械による石積類とりこわし歩掛は、次表を標準とする。

表 3.2 石積類とりこわし歩掛（機械）（10m² 当り）

種 別	特殊作業員 (人)	諸雑費率 (%)	運転時間 (hr)	
			とりこわし	破砕材集積
練 積	0.34	5	1.6	1.0

（注） 1. 諸雑費は、ノミ（チゼル）の損耗費であり、大型ブレーカによるとりこわし（練積）に関わる労務費に上表の率を乗じた金額を計上する。

表 3.3 石積類とりこわし歩掛（機械）（10m² 当り）

種 別	特殊作業員 (人)	運転日 (日)	
		とりこわし	破砕材集積
空 積	0.21	0.16	

3-2-1 運転時間

大型ブレーカの1日当り運転時間（T）＝3.8時間とする。

空積におけるバックホウの1日当り運転時間（T）＝5.8時間とする。

4. 単価表

(1) 石積類とりこわし 10m²当り単価表：練積

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
特 殊 作 業 員		人		表 3.2
大型ブレーカ運転	油圧式通称 1,300kg 級 [ベースマシン] 排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型 バケット容量 0.80m ³	h		〃
バックホウ （クローラ型） 運 転	クレーン機能付き 排出ガス対策型（第3次基準値） バケット容量 0.80m ³	〃		〃
諸 雑 費		式		〃
計				

施工歩掛コード

- ・石積類取壊し（機械）：WR202030

(2) 石積類とりこわし 10m²当り単価表：空積

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
特 殊 作 業 員		人		表 3.3
バックホウ （クローラ型） 運 転	クレーン機能付き 排出ガス対策型（第2次基準値） バケット容量 0.80m ³	日		〃
計				

施工歩掛コード

- ・石積類取壊し（機械）：WR202030

(3) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
大型ブレーカ		機－3	機械損料1→大型ブレーカ 油圧式通称 1,300 kg 級 機械損料2→バックホウ 排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型バケット容量 0.80m ³
バックホウ （クローラ型）	クレーン機能付き 排出ガス対策型 （第3次基準値） バケット容量 0.80m ³	機－1	
バックホウ （クローラ型）	クレーン機能付き 排出ガス対策型 （第2次基準値） バケット容量 0.80m ³	機－28	運転労務数量 →1.00 燃料消費量 →87 機械賃料数量 →1.35

施工歩掛コード

- ・大型ブレーカ運転（練石積取壊し）：WR202031
- ・バックホウ運転（空石積取壊し）：WR202032

第3章 コンクリート工

① ダウエルバー取付	II-3-①-1
1 適用範囲	II-3-①-1
2 施工概要	II-3-①-1
3 施工歩掛	II-3-①-1
4 単価表	II-3-①-1
② 鉄筋工	II-3-②-1
1 適用範囲	II-3-②-1
2 施工概要	II-3-②-1
3 施工歩掛	II-3-②-2
4 単価表	II-3-②-6

第3章 コンクリート工

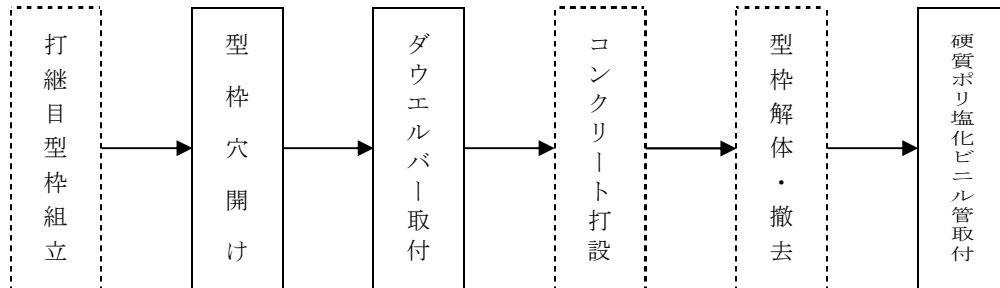
① ダウエルバー取付

1. 適用範囲

本歩掛は、異形棒鋼を使用したダウエルバー取付に適用する。

2. 施工概要

施工フローは、次図を標準とする。



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

3. 施工歩掛

表 3.1 ダウエルバー取付歩掛 (10本当たり)

異形棒鋼		硬質ポリ塩化ビニル管		世話役 (人)	普通作業員 (人)
径	数量(t)	径	数量(本)		
D16	0.016	VP-φ20	1.25	0.03	0.14
D19	0.023	VP-φ25			
D25	0.040	VP-φ30			

4. 単価表

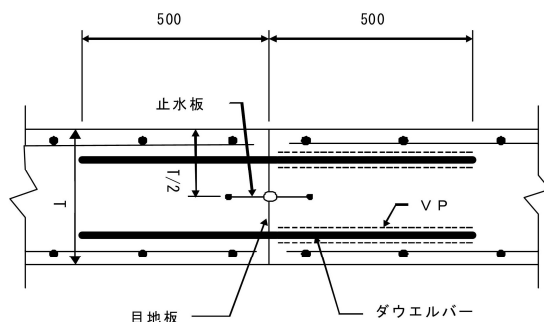
(1) ダウエルバー取付 10本当たり単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
異 形 棒 鋼		t		表 3.1
硬質ポリ塩化ビニル管		本	1.25	〃
世 話 役		人	0.03	〃
普 通 作 業 員		〃	0.14	〃
計				

施工歩掛コード

・ダウエルバー取付：WR203010

参考図



② 鉄筋工

1. 適用範囲

本資料は、河川・海岸・道路・水路・橋梁・トンネル等の鉄筋構造物のうち、現場における加工・組立及び継手に適用する。なお、鉄筋は普通鉄筋、異形棒鋼を問わず適用できるものとする。また、鉄筋工の継手は重ね継手を標準とし、ガス圧接継手や機械式継手(グラウト)、機械式継手(ねじ加工)の場合は材料費・設置手間を別途計上する。

1-1 適用出来る範囲

1-1-1 加工・組立

- (1) 一般構造物(鉄筋径：10mm～51mm)
- (2) 橋梁用床版(鉄筋径：13mm～25mm)
- (3) 場所打ち杭の鉄筋かご(鉄筋径：13mm～35mm)
- (4) トンネル内構造物(鉄筋径：10mm～51mm)
- (5) 差筋および杭頭処理(鉄筋径：10mm～51mm)

1-1-2 継手

- (1) 鉄筋構造物の組立作業における手動式（半自動式）のガス圧接継手
- (2) 鉄筋径 16mm～51mm までのガス圧接継手
- (3) 現場で打設する鉄筋コンクリート構造物の組立作業における軸方向鉄筋の機械式継手工
- (4) ロックナットが無く、有機系グラウト材を用いるねじ節鉄筋継手（グラウト固定方式）
- (5) スリーブ圧着ネジ継手、摩擦圧接ネジ継手
- (6) 鉄筋径 13mm～51mm までの機械式継手

1-2 適用出来ない範囲

1-2-1 加工・組立

- (1) ダム本体工事における鉄筋工
- (2) 鉄筋工の歩掛が個別に設定されている工種（コンクリートブロック積（張）工、コンクリート舗装工、橋梁地覆補修工、ポストテンション桁製作工、P C 橋架設工、ポストテンション場所打ホロースラブ橋工、ポストテンション場所打箱桁橋工、伸縮装置工、沓座拡幅工）

1-2-2 継手

- (1) 熱間押抜法によるガス圧接継手
- (2) プレキャスト（継手内蔵）、コンクリート打継面（鉄筋継手を一断面に集めて配置）の接合
- (3) ロックナット付、無機系グラウト材を用いるねじ節鉄筋継手（グラウト固定方式）
- (4) モルタル充填継手

2. 施工概要

2-1 施工内容

2-1-1 加工・組立

鉄筋を設計図に示された形状及び寸法に一致するように、鉄筋加工機等を用いて加工し、鉄筋結束線等により組立てる工法である。

2-1-2 ガス圧接継手

2本の鉄筋を酸素とアセチレンなどの可燃性ガスの火炎によって金属端面を高温に加熱し、同時に軸方向の圧力をかけることで接合を行う工法である。

2-1-3 機械式継手（グラウト）

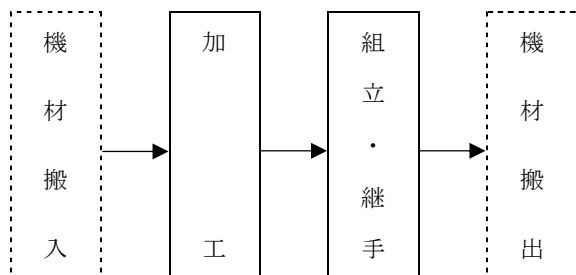
2本の鉄筋を、カプラー（スリーブ）と鉄筋の隙間に高強度のグラウト材を注入・硬化させることで接合を行う工法である。

2-1-4 機械式継手（ねじ加工）

2本の鉄筋を、グラウトを使わず、ロックナット等をトルクレンチ等で締め付けることで機械的に固定し接合を行う工法である。

2-2 施工フロー

施工フローは、次図を標準とする。



（注）本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

3. 施工歩掛

3-1 加工

3-1-1 施工歩掛

加工の歩掛は、次表を標準とする。

表 3.1 加工歩掛

（1t 当り）

名 称	単 位	規 格	鉄 筋 径 (mm)						
			10～13	16～25	29～32	35	38	41	51
世 話 役	人		0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
鉄 筋 工	〃		2.3	1.7	1.2	1.1	1.0	1.0	0.8
普通作業員	〃		0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
ラフテレーンクレーン 運 転	日	油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (2014 年規制) 最大吊上能力 25t 吊	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
諸 雑 費	%		12						

- （注） 1. 普通鉄筋・異形鉄筋とも同一歩掛とする。
 2. 鉄筋強度、長さを問わず、同一歩掛とする。
 3. ラフテレーンクレーンは賃料とする。
 4. フック鉄筋以外の定着工法用の鉄筋加工費、鉄筋のねじ切り加工費は別途計上する。
 5. フレア溶接を行う場合は、フレア溶接費用を別途計上する。
 6. 諸雑費は鉄筋曲機・鉄筋切断機・電力にかかる経費等の費用であり、労務費の合計額に上表の諸雑費率を乗じた金額を上限として計上する。
 7. 鉄筋加工に伴う現場内小運搬を含む。

3-1-2 鉄筋使用量

鉄筋の使用量は次式による。

使用量 (t) = 設計量 (t) × (1+K)・・・・・・・・・・式3.1

K：ロス率

表 3.2 ロス率 (K)

ロ ス 率	+0.03
-------	-------

3-2 組立

3-2-1 一般構造物

一般構造物における組立の歩掛は、次表を標準とする。

表 3.3 組立歩掛（一般構造物）

(1t 当り)

名 称	単 位	規 格	鉄 筋 径 (mm)						
			10～13	16～25	29～32	35	38	41	51
世 話 役	人		0.5	0.4	0.3	0.2	0.2	0.2	0.1
鉄 筋 工	〃		3.5	2.9	2.1	1.7	1.4	1.2	1.1
普通作業員	〃		0.3	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1
ラフテレー ンクレーン 運 転	日	油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (2014 年規制) 最大吊上能力 25t 吊	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11
諸 雑 費	%		8				11		

- (注) 1. 普通鉄筋・異形鉄筋とも同一歩掛とする。
2. 鉄筋強度、長さに関わらず同一歩掛とする。
3. ラフテレーンクレーンは賃料とする。
4. 組立架台や組立鋼材（形鋼）を必要とする場合には、別途計上する。
5. 組立に伴う現場内小運搬を含む。
6. 諸雑費は鉄筋結束機及び結束線、ハッカー、スペーサ等の費用であり、労務費の合計額に上表の諸雑費率を乗じた金額を上限として計上する。

3-2-2 橋梁用床版

橋梁用床版における組立の歩掛は、次表を標準とする。

表 3.4 組立歩掛（橋梁用床版）

(1t 当り)

名 称	単 位	規 格	鉄 筋 径 (mm)	
			13	16～25
世 話 役	人		0.4	0.4
鉄 筋 工	〃		3.2	2.6
普 通 作 業 員	〃		0.2	0.2
ラフテレーンクレーン 運 転	日	油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (2014 年規制) 最大吊上能力 25t 吊	0.07	0.07
諸 雑 費	%		14	

- (注) 1. 普通鉄筋・異形鉄筋とも同一歩掛とする。
2. 鉄筋強度、長さに関わらず同一歩掛とする。
3. ラフテレーンクレーンは賃料とする。
4. 組立架台や組立鋼材（形鋼）を必要とする場合には、別途計上する。
5. 組立に伴う現場内小運搬を含む。
6. 諸雑費は鉄筋結束機及び結束線、ハッカー、スペーサ等の費用であり、労務費の合計額に上表の諸雑費率を乗じた金額を上限として計上する。

3-2-3 場所打鉄筋かご

場所打鉄筋かごにおける組立の歩掛は、次表を標準とする。

表 3.5 組立歩掛（現場打鉄筋かご）（1t 当り）

名 称	単 位	鉄 筋 径 (mm)			
		13	16～25	29～32	35
世 話 役	人	0.4	0.3	0.2	0.2
鉄 筋 工	〃	2.8	2.1	1.6	1.1
普 通 作 業 員	〃	0.2	0.2	0.1	0.1
諸 雑 費	%	6			

- (注) 1. 普通鉄筋・異形鉄筋とも同一歩掛とする。
2. 鉄筋強度、長さに関わらず同一歩掛とする。
3. 組立架台を必要とする場合には、別途計上する。
4. 組立に伴う現場内小運搬を含む。
5. 場所打杭用かご筋をあらかじめ掘削坑内以外において組立てる場合に適用し、掘削坑内でかご状に組立てる場合については「一般構造物」を適用する。
6. 固定金具や補強材（補強リング）の設置手間は含むが、材料費は含まない。
7. 場所打杭用かご筋は、固定金具、補強材およびスペーサの重量は含めない。ただし、補強材およびスペーサに異形棒鋼または丸鋼を使用する場合は、補強材およびスペーサの重量を加算する。
8. 諸雑費は鉄筋結束機及び結束線、ハッカー等の費用であり、労務費の合計額に上表の諸雑費率を乗じた金額を上限として計上する。

3-2-4 トンネル内構造物

トンネル内構造物における組立の歩掛は、次表を標準とする。

表 3.6 組立歩掛（トンネル内構造物）（1t 当り）

名 称	単 位	規 格	鉄 筋 径 (mm)						
			10～13	16～25	29～32	35	38	41	51
ト ン ネ ル 世 話 役	人		0.5	0.4	0.3	0.2	0.2	0.2	0.1
ト ン ネ ル 特 殊 員	〃		3.5	2.9	2.1	1.7	1.4	1.2	1.1
ト ン ネ ル 作 業 員	〃		0.3	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1
ラフテレーン クレーン 運 転	日	油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (2014年規制) 最大吊上能力 25t 吊	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11
諸 雑 費	%		8				11		

- (注) 1. 普通鉄筋・異形鉄筋とも同一歩掛とする。
2. 鉄筋強度、長さに関わらず同一歩掛とする。
3. ラフテレーンクレーンは賃料とする。
4. 組立架台や組立鋼材（形鋼）を必要とする場合には、別途計上する。
5. 組立に伴う現場内小運搬を含む。
6. 諸雑費は鉄筋結束機及び結束線、ハッカー、スペーサ等の費用であり、労務費の合計額に上表の諸雑費率 を乗じた金額を上限として計上する。

3-2-5 差筋および杭頭処理

差筋および杭頭処理の組立歩掛は、次表を標準とする。

表 3.7 組立歩掛（差筋および杭頭処理）（1t 当り）

名 称	単 位	鉄 筋 径 (mm)						
		10～13	16～25	29～32	35	38	41	51
世 話 役	人	0.5	0.4	0.3	0.2	0.2	0.2	0.1
鉄 筋 工	〃	3.3	2.8	2.0	1.6	1.3	1.1	1.0
普 通 作 業 員	〃	0.3	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1
諸 雑 費	%	2						

- (注) 1. 普通鉄筋・異形鉄筋とも同一歩掛とする。
2. 鉄筋強度、長さに関わらず同一歩掛とする。
3. 組立に伴う現場内小運搬を含む。
4. 諸雑費は電気溶接機、電力にかかる経費等の費用であり、労務費の合計額に上表の諸雑費率を乗じた金額を上限として計上する。

3-3 継手

3-3-1 ガス圧接継手

構造物等によりガス圧接を必要とする場合には、次表を標準とする。

表 3.8 ガス圧接継手歩掛（100 箇所当り）

名 称	単 位	鉄 筋 径 (mm)					
		16～25	29～32	35	38	41	51
世 話 役	人	0.2	0.5	0.6	0.8	0.9	1.5
鉄 筋 工	〃	0.5	1.3	1.7	2.1	2.5	4.2
溶 接 工	〃	1.2	2.9	4.3	5.0	6.1	10.2
普 通 作 業 員	〃	0.4	1.0	1.3	1.6	1.9	3.2
アセチレンガス	kg	5.0	6.5	21.0	35.0	38.5	105.0
酸 素	m ³	5.0	6.5	14.0	23.0	27.4	70.0
諸 雑 費	%	8					

- (注) 1. 普通鉄筋・異形鉄筋とも同一歩掛とする。
2. 鉄筋強度、長さに関わらず同一歩掛とする。
3. 径違いの接合の場合は上位規格の径を適用する。
4. 圧接前の配筋および圧接後の鉄筋の切断費用、試験費用は含まない。
5. 諸雑費はガス圧接装置・電力にかかる経費等の費用であり、労務費の合計額に諸雑費率を乗じた金額を上限として計上する。

3-3-2 機械式継手（グラウト）

(1) 施工歩掛

構造物等により機械式継手（グラウト）を必要とする場合には、次表を標準とする。

表 3.9 機械式継手（グラウト）歩掛（100 箇所当り）

名 称	単 位	鉄 筋 径 (mm)						
		13	16～25	29～32	35	38	41	51
世 話 役	人	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
鉄 筋 工	〃	3.4	4.0	4.5	4.7	4.8	5.0	5.3
普 通 作 業 員	〃	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
諸 雑 費	%	1						

- (注) 1. 普通鉄筋・異形鉄筋とも同一歩掛とする。
2. 鉄筋強度、長さに関わらず同一歩掛とする。
3. 径違いの接合の場合は上位規格の径を適用する。
4. グラウト材については、必要量を計上する。
5. 諸雑費は手動式注入器等の費用であり、労務費の合計額に上表の諸雑費率を乗じた金額を上限として計上する。

(2) グラウト材使用量

グラウト材の使用量は次式による。

$$\text{使用量 (個)} = \text{設計量 (個)} \times (1+K) \cdots \cdots \text{式3.2}$$

K : ロス率

表 3.10 ロス率 (K)

ロ ス 率	+0.03
-------	-------

3-3-3 機械式継手 (ねじ加工)

構造物等により機械式継手 (ねじ加工) を必要とする場合には、次表を標準とする。

表 3.11 機械式継手(ねじ加工)歩掛 (100 箇所当り)

名 称	単 位	鉄 筋 径 (mm)						
		13	16~25	29~32	35	38	41	51
世 話 役	人	0.8	1.0	1.2	1.3	1.3	1.4	1.5
鉄 筋 工	〃	1.3	1.7	2.1	2.2	2.4	2.5	2.7
普 通 作 業 員	〃	0.3	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6
諸 雑 費	%	1						

- (注) 1. 普通鉄筋・異形鉄筋とも同一歩掛とする。
2. 鉄筋強度、長さに関わらず同一歩掛とする。
3. 径違いの接合の場合は上位規格の径を適用する。
4. 鉄筋本体の材料費は異形棒鋼を計上する。
5. 諸雑費はトルクレンチ等の費用であり、労務費の合計額に上表の諸雑費率を乗じた金額を上限として計上する。

4. 単価表

(1) 鉄筋加工 1t 当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役		人		表 3.1
鉄 筋 工		〃		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
ラフテレーン クレーン運転	油圧伸縮ジブ型排出ガス 対策型 (2014 年規制) 最大吊上能力 25t 吊	日		〃
鉄 筋 材 料	径〇〇mm	t		式 3.1
諸 雑 費		式	1	表 3.1
計				

(2) 鉄筋組立(一般構造物) 1t 当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役		人		表 3.3
鉄 筋 工		〃		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
ラフテレーン クレーン運転	油圧伸縮ジブ型排出ガス 対策型 (2014 年規制) 最大吊上能力 25t 吊	日		〃
諸 雑 費		式	1	〃
計				

(3) 鉄筋組立(橋梁用床版)1t 当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
世 話 役		人		表 3.4
鉄 筋 工		〃		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
ラフテレーン クレーン運転	油圧伸縮ジブ型排出ガス 対策型(2014年規制) 最大吊上能力 25t 吊	日		〃
諸 雑 費		式	1	〃
計				

(4) 鉄筋組立(場所打鉄筋かご)1t 当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
世 話 役		人		表 3.5
鉄 筋 工		〃		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
諸 雑 費		式	1	〃
計				

(5) 鉄筋組立(トンネル内構造物)1t 当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
世 話 役		人		表 3.6
鉄 筋 工		〃		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
ラフテレーン クレーン運転	油圧伸縮ジブ型排出ガス 対策型(2014年規制) 最大吊上能力 25t 吊	日		〃
諸 雑 費		式	1	〃
計				

(6) 鉄筋組立(差筋および杭頭処理)1t 当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
世 話 役		人		表 3.7
鉄 筋 工		〃		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
諸 雑 費		式	1	〃
計				

(7) ガス圧接継手 100 箇所当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
世 話 役		人		表 3.8
鉄 筋 工		〃		〃
溶 接 工		〃		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
アセチレンガス		Kg		〃
酸 素		m ³		〃
諸 雑 費		式	1	〃
計				

(8) 機械式継手(グラウト)100箇所当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
世 話 役		人		表 3. 9
鉄 筋 工		〃		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
継 手		セット	100	
グ ラ ウ ト 材		個		式 3. 2
諸 雑 費		式	1	表 3. 9
計				

(9) 機械式継手(ねじ加工)100箇所当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
世 話 役		人		表 3. 11
鉄 筋 工		〃		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
継 手		セット	100	
諸 雑 費		式	1	表 3. 11
計				

第4章 フリューム類据付工

① 鉄筋コンクリート柵渠機械据付撤去	Ⅱ-4-①-1
1 適用範囲	Ⅱ-4-①-1
2 施工概要	Ⅱ-4-①-1
3 機種の選定	Ⅱ-4-①-1
4 施工歩掛	Ⅱ-4-①-2
5 標準施工量補正	Ⅱ-4-①-2
6 単価表	Ⅱ-4-①-2
② 水路用鉄筋コンクリートL形ブロック機械据付撤去	Ⅱ-4-②-1
1 適用範囲	Ⅱ-4-②-1
2 施工概要	Ⅱ-4-②-1
3 機種の選定	Ⅱ-4-②-1
4 施工歩掛	Ⅱ-4-②-1
5 敷モルタル材料費	Ⅱ-4-②-2
6 単価表	Ⅱ-4-②-3
③ U型側溝据付（標準単価方式）	Ⅱ-4-③-1
1 適用範囲	Ⅱ-4-③-1
2 構成と範囲	Ⅱ-4-③-1
3 適用にあたっての留意事項	Ⅱ-4-③-2
4 製品規格	Ⅱ-4-③-3
5 基礎碎石の種類、規格	Ⅱ-4-③-4
6 単価表	Ⅱ-4-③-4

第4章 フリューム類据付工

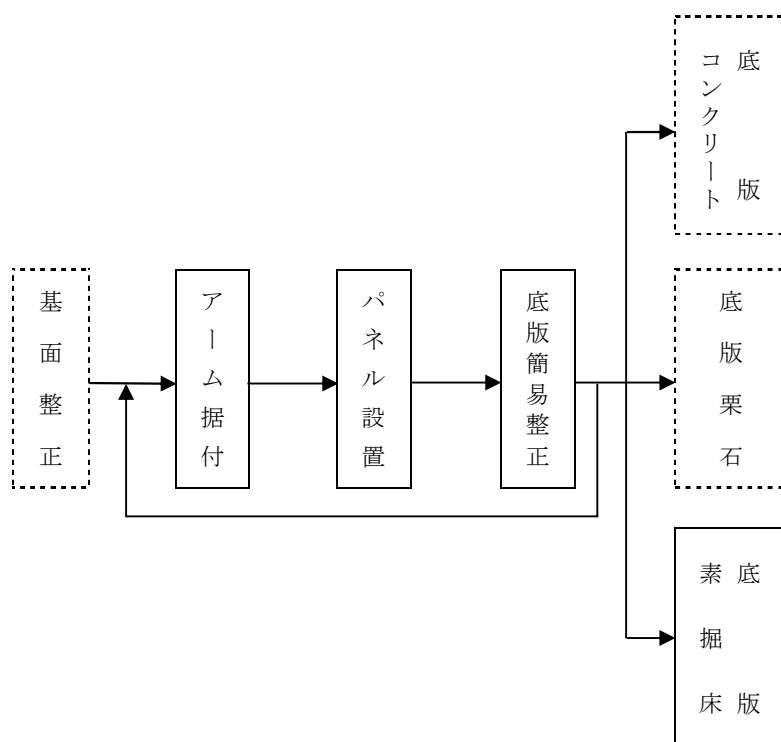
① 鉄筋コンクリート柵渠機械据付撤去

1. 適用範囲

本歩掛は、鉄筋コンクリート柵渠を機械により据付ける場合に適用する。

2. 施工概要

施工フローは、次図を標準とする。



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

3. 機種の選定

据付に使用する機械の機種・規格は、次表を標準とする。

表 3.1 機種の選定

材料断面積の規格(m ²)	機種	規格
0.16 以上 2.50 以下	バックホウ (クローラ型)	標準型・クレーン機能付き 排出ガス対策型(第2次基準値) バケット容量 0.45m ³ 吊能力 2.9t
2.50 を超え 3.60 以下		標準型・クレーン機能付き 排出ガス対策型(第2次基準値) バケット容量 0.80m ³ 吊能力 2.9t

- (注) 1. 現場条件等により上表により難しい場合は、現場条件等に適合した機種・規格を計上する。
 2. バックホウは、賃料とする。
 3. バックホウは、「クレーン等安全規則」、「移動式クレーン構造規格」に準拠した機械である。

4. 施工歩掛

鉄筋コンクリート柵渠の据付歩掛は、次表を標準とする。

表 4.1 鉄筋コンクリート柵渠据付歩掛

(1 日 当 り)

材 料 断 面 積 の 規 格 (m^2)	1 日 当 り 標 準 施 工 量 (m)	労 務 配 置 (人/日)		
		世 話 役	特殊作業員	普通作業員
0.16 以上 3.60 以下	26	1.0	1.0	2.0

- (注) 1. 材料断面積の規格 (m^2) は、水路内高×水路内天端幅である。
 2. 据付けに伴う材料の移動手間を含む。
 3. 本表におけるアーム間隔は、1.5mを標準とする。
 4. 設置に伴う簡易な基面整正等を含む。このことから、水路の底版をコンクリート、栗石又は、素掘床とする場合の基面整正は、別途計上する必要はない。
 なお、機械掘削後の基面整正は、別途計上する。
 5. 落差工の据付歩掛は、下流断面積の歩掛区分を適用する。

5. 標準施工量補正

次の場合にあっては、1 日 当 り 標 準 施 工 量 を 補 正 する。

5-1 アーム間隔補正

表 5.1 アーム間隔補正係数

アーム間隔	1.0m	1.2m	1.5m
補正係数	0.67	0.80	1.00

5-2 形式補正

表 5.2 形式補正係数

形 式	A 形	B 形
補正係数	1.00	0.90

選定条件

A 型は、水路の通水断面内にアームが突出しているものである。

B 型は、水路の通水断面内に凹凸がないものである。

6. 単価表

(1) 鉄筋コンクリート柵渠機械据付撤去 10m 当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
世 話 役		人	10/D	表 4.1
特 殊 作 業 員		〃	10/D	〃
普 通 作 業 員		〃	労務数×10/D	〃
鉄筋コンクリート柵渠	材料呼称	組	10/アーム間隔	
バックホウ (クローラ型)運転	標準型・クレーン機能付き 排出ガス対策型 (第2次基準値) バケット容量〇〇 m^3 吊能力〇〇t	日	10/D	表 3.1、表 4.1
計				

(注) D : 1 日 当 り 施 工 量 (表 4.1×表 5.1×表 5.2)

柵渠 1 組当たりの単価とは、1 アーム間隔に必要なアーム 1 本+パネル 1 式等を含んだ単価である。

施工歩掛コード

・鉄筋コンクリート柵渠機械据付撤去：WR205010

(2) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
バ ッ ク ホ ウ (ク ロ ー ラ 型)	標準型・クレーン機能付き 排出ガス対策型(第2次基準値) バケット容量 0.45m ³ 吊能力 2.9t	機－28	運転労務数量→1.0 燃 料 消 費 量→57 機械賃料数量→1.60
バ ッ ク ホ ウ (ク ロ ー ラ 型)	標準型・クレーン機能付き 排出ガス対策型(第2次基準値) バケット容量 0.80m ³ 吊能力 2.9t	機－28	運転労務数量→1.0 燃 料 消 費 量→99 機械賃料数量→1.60

施工歩掛コード

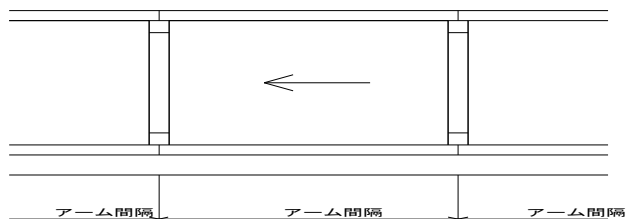
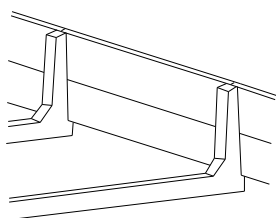
・バックホウ運転(柵渠据付撤去)：WR205011

【参考】

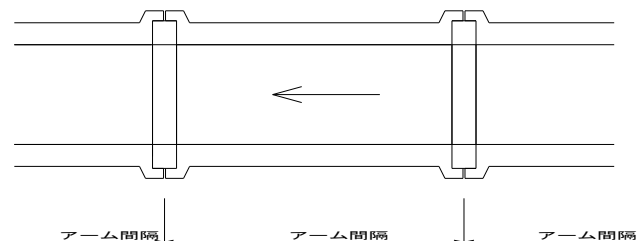
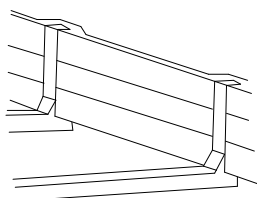
再利用を目的としたコンクリート二次製品等の撤去歩掛は、据付歩掛の 50%として算定してさしつかえない。

参考図

A 形



B 形



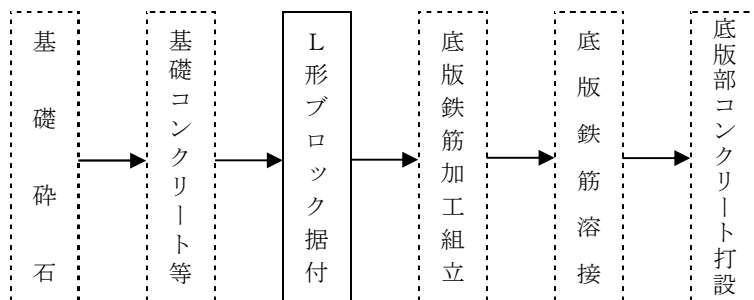
② 水路用鉄筋コンクリートL形ブロック機械据付撤去

1. 適用範囲

本歩掛は、水路用鉄筋コンクリートL形ブロック(80kg/個を超え4,000kg/個以下)を機械により据付ける場合に適用する。

2. 施工概要

施工フローは、次図を標準とする。



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

3. 機種の選定

据付に使用する機械の機種・規格は、次表を標準とする

表 3.1 機種の選定

製品1個当り質量 (kg/個)	バックホウ (クレーン機能付)	ラフテレーンクレーン
80 超え 1,500 以下	標準型・クレーン機能付き 排出ガス対策型 (第2次基準値) バケット容量 0.80m³ 吊能力 2.9 t	—
1,500 超え 4,000 以下	—	排出ガス対策型 (第2次基準値) 油圧伸縮ジブ型最大吊上能力 25t 吊

- (注) 1. 現場条件等により上表により難しい場合は、現場条件等に適合した機種・規格を計上する。
 2. バックホウ及びラフテレーンクレーンは、賃料とする。
 3. バックホウは「クレーン等安全規則」、「移動式クレーン構造規格」に準拠した機械である。

4. 施工歩掛

水路用鉄筋コンクリートL形ブロックの据付歩掛は、次表を標準とする。

表 4.1 水路用鉄筋コンクリートL形ブロック据付歩掛 (1日当り)

製品 1個当り質量 (kg)	1日当り 標準施工量 (個/日)	労務配置 (人/日)			接合 材料 費率
		世話役	特殊作業員	普通作業員	
80 超え 450 以下	30	1.0	1.0	2.0	1%
450 超え 800 以下	28	〃	〃	〃	
800 超え 1,100 以下	26	〃	〃	2.5	
1,100 超え 1,500 以下	24	〃	〃	〃	
1,500 超え 1,900 以下	22	〃	〃	〃	
1,900 超え 2,200 以下	21	〃	〃	3.0	
2,200 超え 2,600 以下	19	〃	〃	〃	
2,600 超え 3,000 以下	17	〃	〃	〃	
3,000 超え 3,400 以下	16	〃	〃	3.5	
3,400 超え 3,800 以下	15	〃	〃	〃	
3,800 超え 4,000 以下	14	〃	〃	〃	

- (注) 1. 据付に伴う材料の移動手間含む。
2. 接合にモルタルを使用する場合は、接合材料費として労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。なお、モルタル以外の接合材を使用する場合は、材料費のみ別途計上する。
3. 敷モルタル以外の据付調整材を使用する場合は、材料費のみ別途計上する。

5. 敷モルタル材料費

据付調整材として、モルタルを使用する場合は、労務費と水路用鉄筋コンクリートL形ブロック材料費の合計額に次表の率を乗じた金額を計上する。

表 5.1 敷モルタル材料比率 (%)

製品 1 個当り質量 (kg)	敷きモルタル幅(m)														
	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.1	1.2	1.3	1.4			
80 超え 450 以下	2.0	3.0	4.0	4.0	5.0	6.0	6.0	7.0							
450 超え 800 以下	1.0	2.0	2.0	2.0	3.0	3.0	4.0	4.0							
800 超え 1,100 以下		1.0	1.0		2.0	2.0	2.0	3.0	3.0	3.0	4.0				
1,100 超え 1,500 以下						1.0	1.0	1.0	2.0		2.0		3.0		
1,500 超え 1,900 以下									2.0		2.0	2.0	2.0		
1,900 超え 2,200 以下															
2,200 超え 2,600 以下									1.0	1.0	1.0	1.0			
2,600 超え 3,000 以下															
3,000 超え 3,400 以下															
3,400 超え 3,800 以下															
3,800 超え 4,000 以下															

製品 1 個当り質量 (kg)	敷きモルタル幅(m)															
	1.5	1.6	1.7	1.8	1.9	2.0	2.1	2.2	2.3	2.4	2.5					
80 超え 450 以下																
450 超え 800 以下																
800 超え 1,100 以下																
1,100 超え 1,500 以下																
1,500 超え 1,900 以下	2.0	3.0														
1,900 超え 2,200 以下		2.0														
2,200 超え 2,600 以下													2.0	2.0	2.0	2.0
2,600 超え 3,000 以下																
3,000 超え 3,400 以下	1.0	1.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0					
3,400 超え 3,800 以下												1.0	1.0	1.0		
3,800 超え 4,000 以下																

- (注) 1. 上表は、1 個当り製品長さ 2,000 (mm/個) を対象としている。
2. 1 個当り製品長さ 1,000 (mm/個) を使用する場合は、材料費率として、上表の率に 0.5 を乗じたものを使用する。
3. 直近上位の幅における率を材料費率とする。
4. 敷モルタル厚は、30mm までを対象とする。

6. 単価表

(1) 水路用鉄筋コンクリートL形ブロック機械据付撤去 10 個当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役		人	10/D	表 4.1
特 殊 作 業 員		〃	10/D	〃
普 通 作 業 員		〃	労務数×10/D	〃
L 形 ブ ロ ッ ク	材料呼称	個	10	
バ ッ ク ホ ウ (ク ロ ー ラ 型) 運 転	標準型・クレーン機能付き 排出ガス対策型(第2次基準値) バケット容量 0.80m³ 吊能力 2.9 t	日	10/D	表 3.1、表 4.1
ラフテレーンクレーン 賃 料	排出ガス対策型(第2次基準値) 油圧伸縮ジブ型最大吊上能力 25t 吊	〃	10/D	〃
接 合 材 料 費		式	1	表 4.1 (モルタル)
接 合 材 料 費		箇所	10	(モルタル以外)
敷モルタル材料費		式	1	表 5.1
計				

(注) D : 1 日当り標準施工量

施工歩掛コード

・水路用鉄筋コンクリートL形ブロック機械据付撤去：WR205020

(2) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
バ ッ ク ホ ウ (ク ロ ー ラ 型)	標準型・クレーン機能付き 排出ガス対策型(第2次基準値) バケット容量 0.80m³ 吊能力 2.9 t	機－28	運転労務数量→1.0 燃料消費量→101 機械賃料数量→1.35

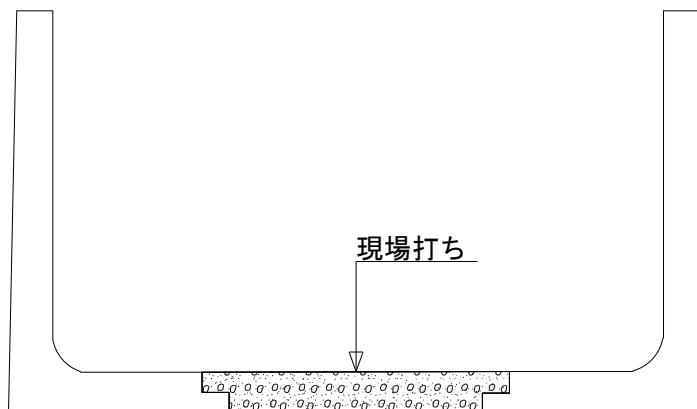
施工歩掛コード

・バックホ運転(水路用L形ブロック据付撤去)：WR205021

【参考】

再利用を目的としたコンクリート二次製品等の撤去歩掛は、据付歩掛の 50%として算定してさしつかえない。

参考図



③ U型側溝据付（標準単価方式）

1. 適用範囲

本歩掛は、標準単価方式によるプレキャスト製品水路に適用する。

1-1 適用できる範囲

- (1) 排水構造物のうちプレキャスト製品水路によるU型（鉄筋コンクリートベンチフリュームを含む）側溝の据付（基礎碎石＋敷モルタルまたは敷砂＋据付）に適用する。

1-2 適用できない範囲

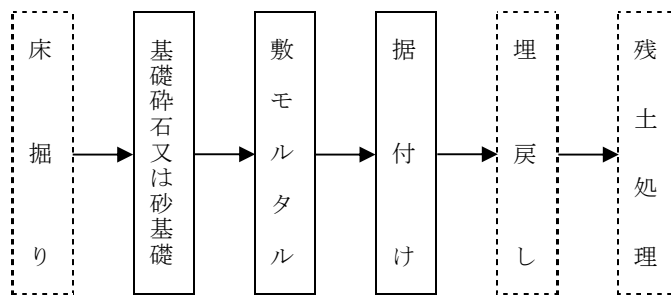
- (1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの。
 1) 地すべり防止施設及び急傾斜崩壊対策施設における側溝の設置工事。
 (2) 特別調査等別途考慮するもの
 1) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 2) その他、規格・仕様等が適合しない場合。

2. 構成と範囲

2-1 構成と範囲

本歩掛で対応しているのは、次図の実線部分である。

(1) 設 置



- (注) 1. 敷モルタルの材料費（ロス含む）は含む。
 2. 据付に必要なクレーン及びカッターブレード、コンクリートカッタ、目地モルタル、U型側溝損失分の費用、現場内小運搬等の費用を含む。
 3. 基面整正は含まない。

2-2 規格・仕様

プレキャスト製品水路の規格・仕様は、下表のとおりである。

表 2.1 規格・仕様

区 分	規 格 ・ 仕 様		単 位
ベンチフリューム 大型フリューム	L=1000mm	1000kg／個以下	m
	L=2000mm	1000を超え 2000kg／個以下	m

注) 大型フリュームは、L=2000mmのみ

2-3 補正係数

(1) 補正係数の適用基準

表 2.2 補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
補正係数	L=1000mmを使用する場合	使用する側溝本体の長さ（L）が1,000mmの場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
	L=4000mmを使用する場合	使用する側溝本体の長さ（L）が4,000mmの場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	対象外
	法面小段面	法面小段面部における作業の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₃	対象数量
	法面縦排水	法面縦排水部における作業の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₄	対象数量
	基礎碎石を施工しない場合	基礎碎石を施工しない場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₅	対象数量

(2) 補正係数の数値

表 2.3 補正係数の数値

区 分		記号	U 型 側 溝	
			ベンチフリューム	大型フリューム
補正係数	L=1000mmを使用する場合	K ₁	1.17	—
	L=4000mmを使用する場合	K ₂	—	—
	法面小段面	K ₃	1.21	1.21
	法面縦排水	K ₄	1.38	1.38
	基礎碎石を施工しない場合	K ₅	0.87	0.87

(注) 1. L=1,000mmを使用する場合の補正係数（K₁）が補正の対象としているのはU型L=2,000mmであり、各々の個当り質量を2mに換算し、適合する規格・仕様の単価を係数で補正する。

2-4 直接工事費の算出

〔設置〕

直接工事費＝（設計単価（注1）×設計数量）＋材料費（注2）

（注1） 設計単価＝標準単価×（K₁×（K₃orK₄）×K₅）

（注2） 材 料 費＝プレキャスト製品水路材料単価×設計数量＋基礎碎石材料単価×設計数量×1.20（ロス）

※ ニューハット使用の場合は、止水材（ニューハット）単価×設計数量を加算

3. 適用にあたっての留意事項

標準単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 標準単価には、プレキャスト製品水路、基礎碎石の材料費は含まない。
- (2) 再利用撤去を行う場合は、土木工事標準積算基準書 第Ⅵ編 土木工事標準単価及び市場単価 第1章 土木工事標準単価 ⑥排水構造物工を参照。
- (3) 移設時の設置工事にも適用できる。
- (4) 敷材としてモルタルに替えて砂を使用する場合にも適用出来る。

4. 製品規格

表 4.1 ベンチフリューム製品規格

製品規格	幅×深さ (mm)	製 品 長 L=1,000mm			製 品 長 L=2,000mm		
		参考質量 (kg/個)	数 量 (個/10m)	止水材 (ニューハット) 10m当たり (個/10m)	参考質量 (kg/個)	数 量 (個/10m)	止水材 (ニューハット) 10m当たり (個/10m)
200	200×150	53	9.950	9.95	99	4.990	4.99
250	250×175	61	9.950	9.95	115	4.990	4.99
300	300×200	77	9.950	9.95	146	4.990	4.99
350	350×235	103	9.950	9.95	193	4.990	4.99
400	400×260	130	9.950	9.95	244	4.990	4.99
450	450×295	144	9.950	9.95	271	4.990	4.99
500	500×320	176	9.950	9.95	325	4.990	4.99

表 4.2 大型フリューム製品規格

幅×深さ×長さ (mm)	参 考 質 量 (kg/本)	大型フリューム (本/10m)
300×300×2000	263	4.990
300×400×2000	330	4.990
400×400×2000	361	4.990
400×500×2000	497	4.990
450×450×2000	416	4.990
500×400×2000	392	4.990
500×500×2000	533	4.990
500×600×2000	687	4.990
600×400×2000	423	4.990
600×500×2000	569	4.990
600×600×2000	728	4.990
700×700×2000	997	4.990
800×800×2000	1,131	4.990

5. 基礎碎石の種類、規格

表 5 基礎碎石の種類、規格

基礎碎石の種類	規格
コンクリート用骨材碎石	40～5mm
切込砂利	間隙充填材用
クラッシャラン 40～0	C-40
再生碎石	RC-40

6. 単価表

(1) 鉄筋コンクリートベンチフリューム据付 10m 当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
U型側溝（標準単価）		m	10.0	
鉄筋コンクリートベンチフリューム		個		表 4.1
基礎碎石		m ³	基礎碎石設計数量 (m ³) × 1.20	基礎碎石有りの場合 表 5
ニューパット		個		目地材ニューパットの場合 表 4.1
計				

施工歩掛コード

・鉄筋コンクリートベンチフリューム据付：WR205030

(2) 大型フリューム据付 10m 当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
U型側溝（標準単価）		m	10.0	
大型フリューム		本		表 4.2
基礎碎石		m ³	基礎碎石設計数量 (m ³) × 1.20	基礎碎石有りの場合 表 5
計				

施工歩掛コード

・大型フリューム据付：WR205040

【参考】

プレキャスト製品水路据付において、敷材なしの場合は補正係数を 0.90 とする。

標準単価は、排水構造物工を参考としている。

第5章 河川・水路工

① ウィーブホール取付	Ⅱ-5-①-1
1 適用範囲	Ⅱ-5-①-1
2 施工歩掛	Ⅱ-5-①-1
3 単価表	Ⅱ-5-①-2
② サイド・アンダードレーン工	Ⅱ-5-②-1
1 サイドドレーン	Ⅱ-5-②-1
2 アンダードレーン	Ⅱ-5-②-1
3 単価表	Ⅱ-5-②-3
③ 合成ゴムシート布設工	Ⅱ-5-③-1
1 適用範囲	Ⅱ-5-③-1
2 施工概要	Ⅱ-5-③-1
3 施工歩掛	Ⅱ-5-③-1
4 単価表	Ⅱ-5-③-1

第5章 河川・水路工

① ウィーブホール取付

1. 適用範囲

本歩掛は、コンクリート構造物のウィーブホールに適用する。

2. 施工歩掛

2-1 ウィーブホール取付

表 2.1 ウィーブホール取付歩掛 (10 箇所当り)

歩掛区分	設置箇所	規 格	世 話 役 (人)	普通作業員 (人)	雑 材 料 費 (%)
I	側 壁	φ 75mm 以下 L=15~50cm	0.02	0.18	—
	底 版	φ 75mm 以下 L=15~50cm	0.03	0.32	
II	側 壁	φ 75mm 以下 L=15~50cm	0.07	0.68	6
	底 版	φ 75mm 以下 L=15~50cm	0.04	0.42	10
		φ 100mm 以下 L=20~50cm	0.09	0.86	5

- (注) 1. 本表はコンクリート構造物のウィーブホール取付作業に適用する。
 2. 歩掛区分は下記による。
 I：壁部で型枠にセットする場合又は、底版で鉄筋等に固定する場合
 II：箱抜きされた箇所にウィーブホールをセットする場合。
 3. ウィーブホール取付に伴う材料の移動手間を含む。
 4. 雑材料費は労務費（普通作業員のみ）に上表の率を乗じた額を計上する。なお、雑材料費は充填用モルタル等の材料費である。
 5. フィルターの取付けが必要な場合は別途計上する。
 6. ウィーブホールの構造は参考図のとおりとし、一般に形式 I は透水性土（砂質土）に、形式 II は不透水性土（粘質土）に使用する。
 7. 形式 II のサイドドレーン及びアンダードレーンは別途計上する。

2-2 フィルター取付

表 2.2 フィルター取付歩掛 (10 箇所当り)

フ ィ ル タ ー 規 格		普通作業員(人)	諸 雑 費 (%)
ボックス型又は パット型	300×300mm 又は φ 300mm	0.15	5
集水フィルター	φ 75mm 以下	0.04	—

- (注) 1. 本表は側壁部のフィルター取付作業に適用する。
 2. ボックス型又は、パット型の砂利詰手間を含む。
 3. フィルター取付に伴うフィルター及びフィルター用中詰砂利の移動手間を含む。
 4. 諸雑費は労務費に上表の率を乗じた額を計上する。なお、諸雑費はフィルター用中詰砂利等の費用である。
 5. サイドドレーンの材料費及び労務費は必要に応じ、別途計上する。

3. 単価表

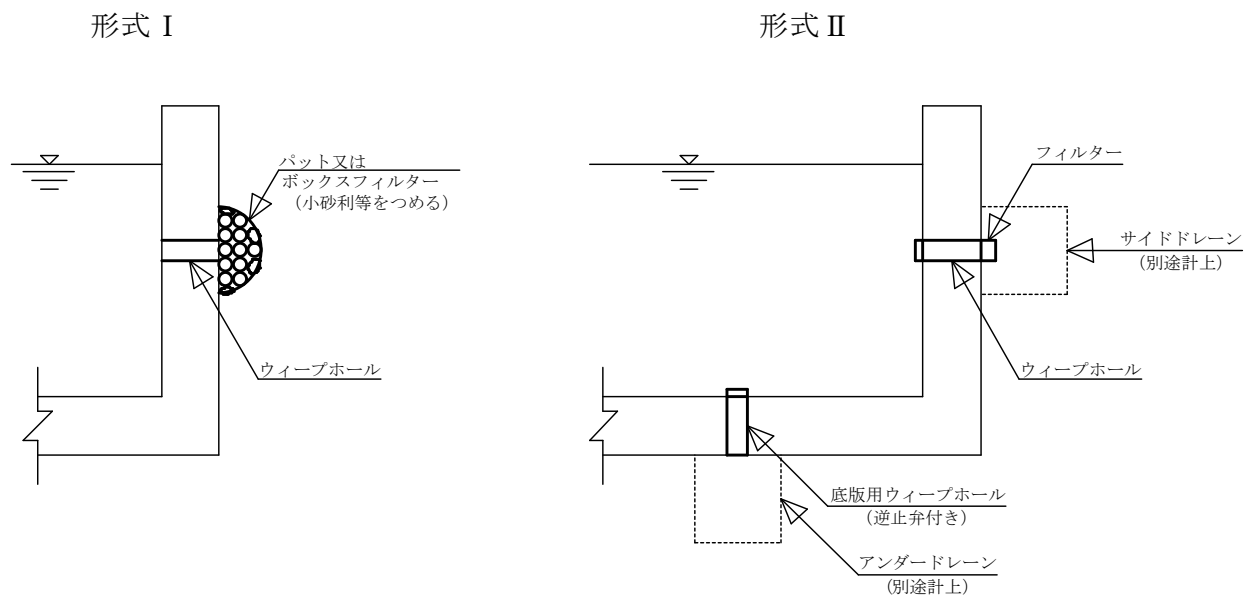
(1) ウィーブホール取付 10箇所当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
ウィーブホール		個	10.0	
世話役		人		表 2.1
普通作業員		人		〃
雑材料費		式	1	〃
パットフィルター	径 300mm	個	10.0	パットフィルターの時
ボックスフィルター	300×300mm	〃	10.0	ボックスフィルターの時
フィルター		〃	10.0	集水フィルターの時
普通作業員		人		表 2.2
諸 雑 費		式	1	〃
計				

施工歩掛コード

・ウィーブホール取付：WR206010

参考図



② サイド・アンダードレーン工

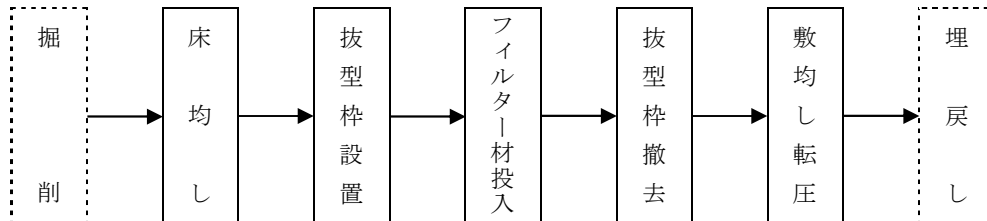
1. サイドドレーン

1-1 適用範囲

本歩掛は、構造物に沿って設ける幅 300mm・高さ 300mm のサイドドレーンに適用する。

1-2 施工概要

施工フローは、次図を標準とする。



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

1-3 施工歩掛

表 1.1 サイドドレーン歩掛

(10.0m 当り)

断面規格	世話役(人)	普通作業員(人)	諸雑费率(%)
幅 300mm×高 300mm	0.06	0.44	8

- (注) 1. 設置に伴う材料の小運搬(20.0m以内)を含む。
2. 掘削が必要な場合には、別途計上する。
3. 諸雑費は、振動コンパクタの機械賃料、燃料・油脂費と抜型枠の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

1-4 使用材料

フィルター材の使用量は、設計量に次表の補正係数を割増しする。

使用量(m³) = 設計量(m³) × (1 + K)

表 1.2 補正係数(K)

名称	補正係数
フィルター材	+0.25

(注) 補正係数は、材料ロスに要する補正である。

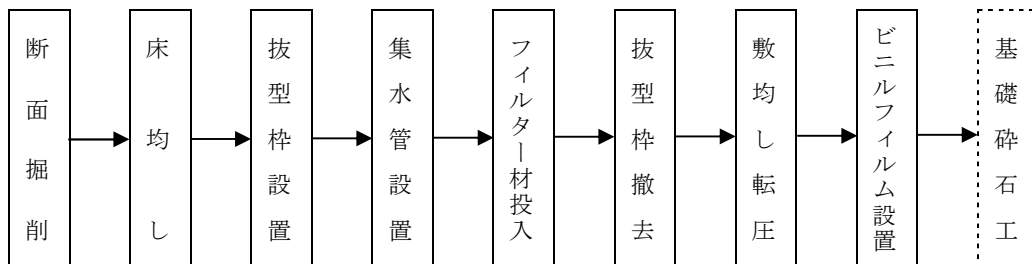
2. アンダードレーン

2-1 適用範囲

本歩掛は、硬質ポリ塩化ビニル有孔管を用いた幅 350mm・高さ 400mm のアンダードレーンに適用する。

2-2 施工概要

施工フローは、次図を標準とする。



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

2-3 機種を選定

断面掘削、フィルター投入に使用する規格は次表を標準とする。

表 2.1 施工機械

機 械 名	規 格
小型バックホウ (クローラ型)	排出ガス対策型 (第3次基準値) バケット容量山積 0.055m ³

(注) 小型バックホウは、賃料とする。

2-4 施工歩掛

表 2.2 アンダードレーン歩掛

(10.0m 当り)

断 面 規 格	世 話 役 (人)	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	バックホウ (日)	諸 雑 費 率 (%)
幅 350mm×高 400mm	0.22	0.17	0.65	0.15	4

(注) 1. 設置に伴う材料の小運搬 (20.0m 以内) を含む。

2. 諸雑費は、振動コンパクタの機械賃料、燃料・油脂費と抜型枠の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

2-5 使用材料

2-5-1 フィルター材の使用量

フィルター材の使用量は、設計量に次表の補正係数を割増しする。

使用量 (m³) = 設計量 (m³) × (1 + K)

表 2.3 補正係数 (K)

名 称	補 正 係 数
フィルター材	+0.22

(注) 補正係数は、材料ロスに要する補正である。

2-5-2 硬質ポリ塩化ビニル有孔管及びビニールフィルムの使用量は、次表を標準とする。

表 2.4 使用材料

(10.0m 当り)

名 称	規 格	単 位	数 量
硬質ポリ塩化ビニル有孔管	VU 管 径 100 長 4.0m	本	2.5
ビニールフィルム	厚 0.1mm 幅 150cm	m	5.0

2-5-3 フィルター材

表 2.5 フィルター材

名 称	規 格
洗 砂 利	25 以上
	40 以下
コンクリート用骨材碎石	25～ 5
	40～ 5
単 粒 度 碎 石	40～30
	30～20
	20～13
	13～ 5

3. 単価表

(1) サイドドレン 10m当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
フ ィ ル タ ー 材		m ³	0.9×(1+0.25)	表 1.2
世 話 役		人		表 1.1
普 通 作 業 員		〃		〃
諸 雑 費		式	1	〃
計				

施工歩掛コード

・サイドドレン：WR206020

(2) アンダードレン 10m当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
フ ィ ル タ ー 材		m ³	1.4×(1+0.22)	表 2.3
硬質ポリ塩化ビニル有孔管		本		表 2.4
ビニールフィルム		m		〃
世 話 役		人		表 2.2
特 殊 作 業 員		〃		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
バ ッ ク ホ ウ (クローラ型) 運 転	排出ガス対策型 (第3次基準値) バケット容量 0.055m ³	日		〃
諸 雑 費		式	1	〃
計				

施工歩掛コード

・アンダードレン：WR206030

(3) 機械運転単価表

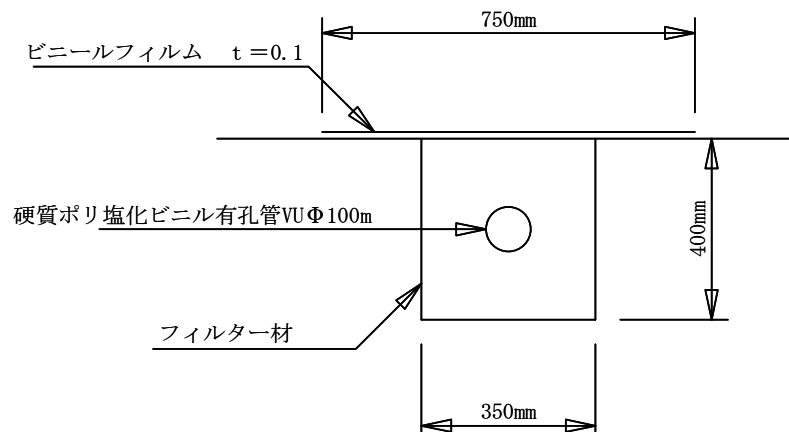
機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
バ ッ ク ホ ウ (クローラ型)	排出ガス対策型(第3次基準値) バケット容量 0.055m ³	機－3 1	運転労務数量→1.00 燃料消費量→12 機械賃料数量→1.00

施工歩掛コード

・小型バックホ運転(アンダードレン)：WR206031

参考図

排水管有りの場合



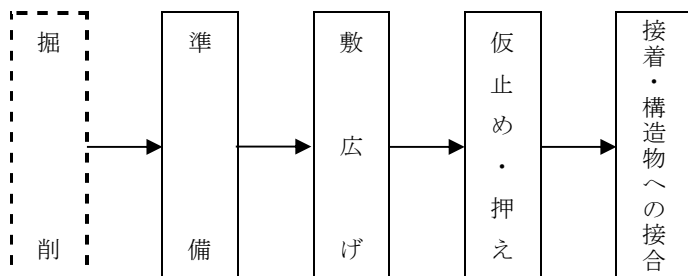
③ 合成ゴムシート布設工

1. 適用範囲

本歩掛は、ため池改修工事及び調整池工事等における、厚さ 1mm 及び 1.5mm の合成ゴムシートの布設に適用する。

2. 施工概要

施工フローは、次図を標準とする。



(注) 本歩掛に対応しているのは、実線部分のみである。

3. 施工歩掛

合成ゴムシートの布設歩掛は、次表を標準とする。

表 1.1 合成ゴムシート布設歩掛 (100m² 当り)

区 分	名 称	数 量 及 び 歩 掛
材 料	合 成 ゴ ム シ ー ト (m ²)	110
	雑 材 料 費 (式)	1
労 務	世 話 役 (人)	0.5
	特 殊 作 業 員 (〃)	1.0
	普 通 作 業 員 (〃)	1.4

- (注) 1. 布設に伴う材料の移動手間を含む。
2. 雑材料費は、合成ゴムシート材料費を対象に次の割合により計上する。
なお、雑材料費とは、接着剤、接着器具の損料等である。

表 1.2 雑材料費率

合 成 ゴ ム シ ー ト 厚 さ (mm)	雑 材 料 費 率 (%)
1.0	19
1.5	15

4. 単価表

(1) 合成ゴムシート布設工 100m² 当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
合 成 ゴ ム シ ー ト		m ²	110	表 1.1
雑 材 料 費		%		表 1.2
世 話 役		人	0.5	表 1.1
特 殊 作 業 員		〃	1.0	〃
普 通 作 業 員		〃	1.4	〃
計				

施工歩掛コード

・合成ゴムシート布設工：WR206040

第6章 管 水 路 工

① 管 水 路 基 礎	Ⅱ-6-①-1
1 適 用 範 囲	Ⅱ-6-①-1
2 施 工 概 要	Ⅱ-6-①-1
3 材 料 使 用 量	Ⅱ-6-①-1
4 基礎材投入歩掛	Ⅱ-6-①-1
5 機 種 の 選 定	Ⅱ-6-①-2
6 まき出し及び締固め歩掛	Ⅱ-6-①-2
7 単 価 表	Ⅱ-6-①-3
② 硬質ポリ塩化ビニル管人力布設	Ⅱ-6-②-1
1 適 用 範 囲	Ⅱ-6-②-1
2 施 工 概 要	Ⅱ-6-②-1
3 施 工 歩 掛	Ⅱ-6-②-1
4 単 価 表	Ⅱ-6-②-2
③ 硬質ポリ塩化ビニル管機械布設	Ⅱ-6-③-1
1 適 用 範 囲	Ⅱ-6-③-1
2 施 工 概 要	Ⅱ-6-③-1
3 施 工 歩 掛	Ⅱ-6-③-1
4 単 価 表	Ⅱ-6-③-2
④ 炭素鋼鋼管人力布設	Ⅱ-6-④-1
1 適 用 範 囲	Ⅱ-6-④-1
2 施 工 概 要	Ⅱ-6-④-1
3 施 工 歩 掛	Ⅱ-6-④-1
4 単 価 表	Ⅱ-6-④-1
⑤ 鋼管機械布設（小口径）	Ⅱ-6-⑤-1
1 適 用 範 囲	Ⅱ-6-⑤-1
2 施 工 概 要	Ⅱ-6-⑤-1
3 機 種 の 選 定	Ⅱ-6-⑤-1
4 施 工 歩 掛	Ⅱ-6-⑤-1
5 単 価 表	Ⅱ-6-⑤-2
⑥ 制水弁据付工（人力）	Ⅱ-6-⑥-1
1 適 用 範 囲	Ⅱ-6-⑥-1
2 施 工 概 要	Ⅱ-6-⑥-1
3 施 工 歩 掛	Ⅱ-6-⑥-1
4 単 価 表	Ⅱ-6-⑥-1
⑦ 空気弁据付工（人力）	Ⅱ-6-⑦-1
1 適 用 範 囲	Ⅱ-6-⑦-1
2 施 工 概 要	Ⅱ-6-⑦-1
3 施 工 歩 掛	Ⅱ-6-⑦-1
4 単 価 表	Ⅱ-6-⑦-1
⑧ 小バルブ類取付工（人力）	Ⅱ-6-⑧-1
1 適 用 範 囲	Ⅱ-6-⑧-1
2 施 工 概 要	Ⅱ-6-⑧-1
3 施 工 歩 掛	Ⅱ-6-⑧-1
4 単 価 表	Ⅱ-6-⑧-1

第6章 管水路工

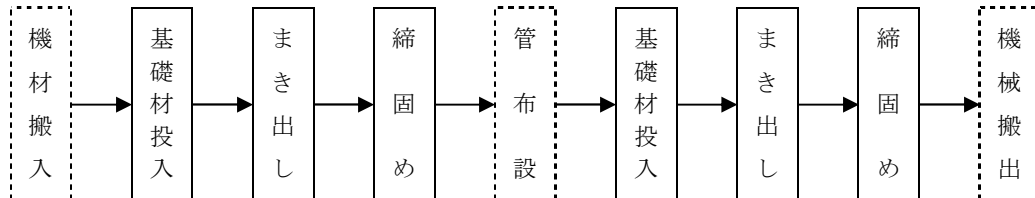
① 管水路基礎

1. 適用範囲

本歩掛は、管水路の基礎（管頂部まで）を砂・砕石又は良質な土砂を用いて施工する場合に適用する。

2. 施工概要

施工フローは、次図を標準とする。



（注） 本歩掛で対応しているのは実線部分のみである。

3. 材料使用量

10m³当りの材料使用量は、次により算出することを標準とする。

材料使用量＝10m³×（1＋材料割増率／100）・・・（式 3.1）

なお、値は小数点以下第2位四捨五入第1位止めとする。

表 3.1 材料損失率及び締固め変化率 (%)

区 分		砂・砂質土	砕石・礫質土・粘性土
材 料 割 増 率	締 固 め 区 分 I	32	20
	締 固 め 区 分 II	39	26

（注） 締固め区分は、表 6.1(注) 2 による。

4. 基礎材投入歩掛

バックホウ（クローラ型）による基礎材の投入歩掛は、次表を標準とする。

表 4.1 投入歩掛 (10m³当り)

規 格 区 分	運 転 時 間 (日)
超低騒音型・排出ガス対策型（第2次基準値） バケット容量 0.28m ³	0.19
超低騒音型・排出ガス対策型（第3次基準値） バケット容量 0.45m ³	0.09
超低騒音型・排出ガス対策型（2014年規制） バケット容量 0.80m ³	0.05

（注）1. バックホウの規格は、当該場所の掘削時の規格を選定する。

2. バックホウは賃料とする。

5. 機種を選定

管水路基礎の締固め機械は、次表を標準とする。

表 5.1 締固め機械

機 種	規 格
タンパ	通称 60～80kg 級
振動コンパクタ前進型	通称 40～60kg 級
振動ローラハンドガイド式	運転質量 0.5～0.6t

6. まき出し及び締固め歩掛

表 6.1 まき出し及び締固め歩掛

(10m³ 当り)

基礎区分	締 固 め 機 械	締固め 区分	世 話 役 (人)	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	運転時間 (日)	諸雑費率
砂 砂質土	タンパ 通称 60～80kg 級	I	0.32	0.34	1.09	－	12%
		II	0.43	0.56	1.35	－	
	振動コンパクタ 前進型 通称 40～60kg 級	I	0.25	0.20	0.92	－	
		II	0.32	0.34	1.09	－	
	振動ローラ ハンドガイド式 運転質量 0.5～0.6t	I	0.19	－	0.78	0.08	－
		II	0.22	－	0.84	0.13	
碎石 礫質土 粘性土	タンパ 通称 60～80kg 級	I	0.36	0.34	1.26	－	12%
		II	0.47	0.56	1.52	－	
	振動コンパクタ 前進型 通称 40～60kg 級	I	0.29	0.20	1.09	－	
		II	0.36	0.34	1.26	－	
	振動ローラ ハンドガイド式 運転質量 0.5～0.6t	I	0.23	－	0.95	0.08	－
		II	0.26	－	1.01	0.13	

(注) 1. 上表には、突き棒等による管側部等の突固め作業を含む。

2. 締固め区分は、次のとおりとする。

区分Ⅰ・・・締固め度 85%以上

$$\text{締固め度} = \frac{\text{現地で締固めた後の乾燥密度}}{\text{JIS A 1210 による最大乾燥密度}} \times 100\%$$

一層の締固め仕上り厚さ 30cm 程度、締固め回数 3 回程度

ただし、振動ローラハンドガイド式は締固め回数 2 回程度

区分Ⅱ・・・締固め度 90%以上

一層の締固め仕上り厚さ 30cm 程度、締固め回数 5 回程度

ただし、振動ローラハンドガイド式は締固め回数 3 回程度

3. 諸雑費は、振動コンパクタ又はタンパの機械損料、燃料・油脂費であり、特殊作業員労務費に上表の率を乗じた金額を計上する。

7. 単価表

(1) 管水路基礎（パイプライン）10m³当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
基 礎 材		m ³		式 3. 1
世 話 役		人		表 6. 1
特 殊 作 業 員		〃		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
諸 雑 費		式	1	〃
振 動 ロ ー ラ 運 転	ハンドガイド式運転質量 0.5～0.6t	日		振動ローラの場合 表 6. 1
バ ッ ク ホ ウ (クローラ型) 運 転	超低騒音型・排出ガス対策型（第2次基準値） バケット容量 0.28m ³	日		表 4. 1
バ ッ ク ホ ウ (クローラ型) 運 転	超低騒音型・排出ガス対策型（第3次基準値） バケット容量 0.45m ³	日		〃
バ ッ ク ホ ウ (クローラ型) 運 転	超低騒音型・排出ガス対策型（2014年規制） バケット容量 0.80m ³	日		〃
計				

（注）現場発生土を使用する場合は、基礎材は計上しない。

施工歩掛コード

・管水路基礎（パイプライン）：WR207010

(2) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
振 動 ロ ー ラ	ハンドガイド式運転質量 0.5～0.6t	機－3 1	運転労務数量→1.00 燃 料 消 費 量→4.1 機械賃料数量→1.50
バ ッ ク ホ ウ (クローラ型)	超低騒音型・排出ガス対策型（第2次基準値） バケット容量 0.28m ³	機－2 8	運転労務数量→1.00 燃 料 消 費 量→33 機械賃料数量→1.58
バ ッ ク ホ ウ (クローラ型)	超低騒音型・排出ガス対策型（第3次基準値） バケット容量 0.45m ³	機－2 8	運転労務数量→1.00 燃 料 消 費 量→52 機械賃料数量→1.58
バ ッ ク ホ ウ (クローラ型)	超低騒音型・排出ガス対策型（2014年規制） バケット容量 0.80m ³	機－2 8	運転労務数量→1.00 燃 料 消 費 量→88 機械賃料数量→1.58

施工歩掛コード

・バックホウ運転（管水路基礎）：WR207011

・振動ローラ運転（管水路基礎）：WR207012

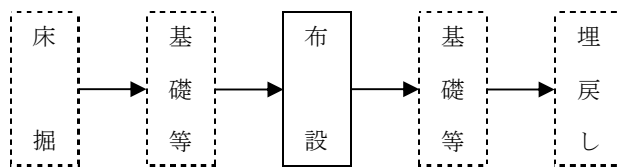
② 硬質ポリ塩化ビニル管人力布設

1. 適用範囲

本歩掛は、硬質ポリ塩化ビニル管の人力布設に適用する。

2. 施工概要

施工フローは、次図を標準とする。



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

3. 施工歩掛

3-1 布設歩掛

布設歩掛は、次表を標準とする。

表 3.1 硬質ポリ塩化ビニル管人力布設歩掛 (10m 当り)

呼び径 (mm)	世話役 (人)	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	雑材料費 (%)
50 以下	0.07	0.11	0.15	2
65～100	0.08	0.12	0.17	
125～150	0.09	0.13	0.19	
200	0.10	0.16	0.22	

- (注) 1. 本表の値は、「管 1 本当り長さ」が「4m」及び「5m」の場合のものである。
2. 片受直管、ソケット、エルボ、チーズ等の継手接合（材質は問わない）に要する手間及び布設に伴う材料の移動手間を含む。ただし、継手の材料費は別途計上する。
3. 接合箇所が 3 箇所を超える場合は、呼び径別にその超えた部分の接合に係る接合歩掛を、下記 3-2 の定めにより本表の歩掛に加算する。
- なお、接合箇所とは管の接合を含み、継手材による接合の場合は継手材 1 個当たり 1 箇所である。
4. 雑材料費として、管材料費に上表の率を乗じた金額を計上するものとする。
- なお、雑材料費とは、管の切断ロス及び接着剤並びに滑材の費用をいう。

3-2 接合歩掛

10m 当りの接合箇所が 3 箇所を超える場合における、その超えた部分の接合に係る接合歩掛は、次式及び次表を標準とする。

接合箇所＝接合箇所数×（10m／施工延長）－3（箇所）……（式 3.1）（小数点以下第 1 位繰上げ）

接合歩掛＝接合箇所×表 3.2 の各歩掛……（式 3.2）

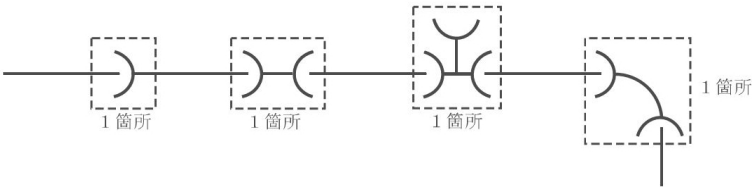
- (注) 1. 接合箇所数及び施工延長は、呼び径別に計上する。
2. 異径継手については、受口のうち最も大きい呼び径を適用する。

表 3.2 硬質ポリ塩化ビニル管人力接合歩掛 (1 箇所/10m 当り)

呼び径 (mm)	世話役 (人)	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	雑材料費 (%)
50 以下	0.01	0.01	0.01	0.1
65～100	0.01	0.01	0.02	
125～150	0.01	0.01	0.02	
200	0.01	0.01	0.02	

- (注) 1. 雑材料費として、管材料費に上表の率を乗じた金額を計上するものとする。
- なお、雑材料費とは、管の切断ロス及び接着剤並びに滑材の費用をいう。

【参考】



3-3 管本数

10m 当りの管本数（N）は、次式を標準とする。

$$N = (10.0 - \text{継手材延長} (0.25)) \div \text{管 1 本当り長さ} \cdots \cdots (\text{式 3.3})$$

(小数点以下第 3 位四捨五入第 2 位止まり)

4. 単価表

(1) 硬質ポリ塩化ビニル管人力布設 10m 当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
硬質ポリ塩化ビニル管	〇〇管〇〇mm	本	N	式 3.3
雑 材 料 費		式	1	表 3.1（注）4、表 3.2（注）1
世 話 役		人		表 3.1、表 3.2
特 殊 作 業 員		〃		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
計				

施工歩掛コード

・ 硬質ポリ塩化ビニル管人力布設：WR207020

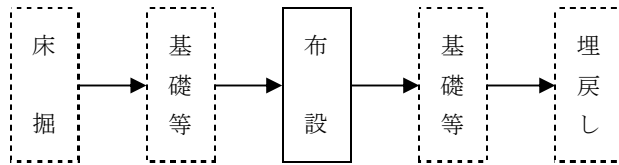
③ 硬質ポリ塩化ビニル管機械布設

1. 適用範囲

本歩掛は、硬質ポリ塩化ビニル管の機械布設に適用する。

2. 施工概要

施工フローは、次図を標準とする。



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

3. 施工歩掛

3-1 布設歩掛

布設歩掛は、次表を標準とする。

表 3.1 硬質ポリ塩化ビニル管機械布設歩掛

(10m 当り)

材 料	労 務 歩 掛 (人)			使 用 機 械 バックホウ(クローラ型)		諸雑費 (%)
	世 話 役	特殊作業員	普通作業員	運転時間 (日)	規 格	
呼び径(mm)					標準型・クレーン 機能付き 排出ガス対策型 (第3次基準値) バケット容量 0.45m ³ 吊能力 2.9t	2
250～300	0.08	0.16	0.23	0.08		
350～400	0.11	0.21	0.28	0.09		
450	0.13	0.24	0.35	0.10		
500	0.15	0.28	0.39	0.11		
600	0.19	0.36	0.50	0.13		

- (注) 1. 本表の値は、「管 1 本当り長さ」が「4m」及び「5m」の場合のものである。
2. 片受直管、ソケット、エルボ、チーズ等の継手接合(材質は問わない)に要する手間及び布設に伴う材料の移動手間を含む。
ただし、継手の材料費は別途計上する。
3. 接合箇所が 3 箇所を超える場合は、呼び径別にその超えた部分の接合に係る接合歩掛を、下記 3-2 の定めにより本表の歩掛に加算する。
なお、接合箇所とは管の接合を含み、継手材による接合の場合は継手材 1 個当たり 1 箇所である。
4. 諸雑費として、管材料費に上表の率を乗じた金額を計上するものとする。
なお、諸雑費とは、管の切断ロス、及び接着剤並びに滑材の費用及びレバールックの経費をいう。
5. バックホウは、クレーン等安全規則、移動式クレーン構造規格に準拠した機械である。
6. バックホウは、賃料とする。

3-2 接合歩掛

10m 当りの接合箇所が 3 箇所を超える場合における、その超えた部分の接合に係る接合歩掛は、次式及び次表を標準とする。

$$\text{接合箇所} = \text{接合箇所数} \times (10\text{m} / \text{施工延長}) - 3 \text{ (箇所)} \cdots \cdots \text{(式 3.1)} \quad (\text{小数点以下第 1 位繰上げ})$$

$$\text{接合歩掛} = \text{接合箇所} \times \text{表 3.2 の各歩掛} \cdots \cdots \text{(式 3.2)}$$

- (注) 1. 接合箇所数及び施工延長は、呼び径別に計上する。
2. 異径継手については、受口のうち最も大きい呼び径を適用する。

表 3.2 硬質ポリ塩化ビニル管機械接合歩掛

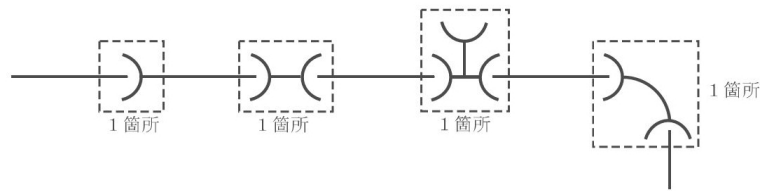
(1箇所/10m当り)

呼び径 (mm)	世話役 (人)	特殊 作業員 (人)	普通 作業員 (人)	使 用 機 械 バックホウ(クローラ型)		雑材料費 (%)
				運転時間 (日)	規格	
250～300	0.01	0.01	0.02	0.01	標準型・クレーン 機能付き 排出ガス対策型 (第3次基準値) バケット容量 0.45m ³ 吊能力 2.9t	0.1
350～400	0.01	0.02	0.03	0.01		
450	0.01	0.02	0.03	0.01		
500	0.01	0.03	0.04	0.01		
600	0.02	0.03	0.05	0.01		

(注) 1. 雑材料費として、管材料費に上表の率を乗じた金額を計上するものとする。

なお、雑材料費とは、管の切断ロス及び接着剤並びに滑材の費用をいう。

【参考】



3-3 管本数

10m 当りの管本数 (N) は、次式を標準とする。

$$N = (10.0 - \text{継手材延長 (0.25)}) / \text{管 1 本当りの長さ} \cdots \cdots \text{(式 3.3)}$$

(小数点以下第 3 位四捨五入第 2 位止まり)

4. 単価表

(1) 硬質ポリ塩化ビニル管機械布設 10m 当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
硬質ポリ塩化ビニル管	〇〇管〇〇mm	本	N	式 3.3
諸 雑 費		式	1	表 3.1 (注) 4 表 3.2 (注) 1
世 話 役		人		表 3.1、表 3.2
特 殊 作 業 員		〃		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
バ ッ ク ホ ウ (ク ロ ー ラ 型) 運 転	標準型・クレーン機能付き 排出ガス対策型 (第3次基準値) バケット容量 0.45m ³ 吊能力 2.9t	日		〃
計				

施工歩掛コード

・硬質ポリ塩化ビニル管機械布設: WR207030

(2) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
バックホウ (クローラ型)	標準型・クレーン機能付き 排出ガス対策型 (第3次基準値) バケット容量 0.45m ³ 吊能力 2.9t	機-28	運転労務数量→1.00 燃料消費量→44 機械賃料数量→1.45

施工歩掛コード

・バックホウ運転(硬質ポリ塩化ビニル管布設): WR207031

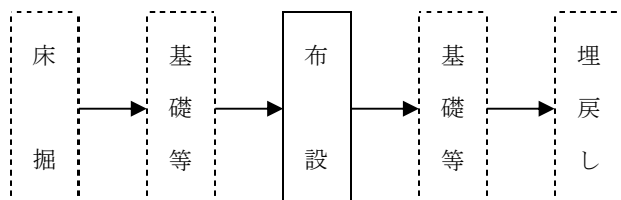
④ 炭素鋼鋼管人力布設

1. 適用範囲

本歩掛は、炭素鋼鋼管の人力布設に適用する。

2. 施工概要

施工フローは、次図を標準とする。



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

3. 施工歩掛

布設歩掛は、次表を標準とする。

表 3.1 炭素鋼鋼管人力布設歩掛

(10m 当り)

規格区分	定尺長(mm)	特殊作業員(人)	普通作業員(人)	雑品(%)
白ネジ付 15A (1/2B)	4,000	0.16	0.17	3
白ネジ付 20A (3/4B)	4,000	0.17	0.19	
白ネジ付 25A (1B)	4,000	0.20	0.21	
白ネジ付 32A (1 1/4B)	4,000	0.21	0.23	
白ネジ付 40A (1 1/2B)	4,000	0.23	0.25	
白ネジ付 50A (2B)	4,000	0.27	0.29	
白ネジ付 80A (3B)	4,000	0.31	0.35	
白ネジ付 100A (4B)	4,000	0.35	0.39	
白ネジ付 125A (5B)	5,500	0.39	0.47	
白ネジ付 150A (6B)	5,500	0.47	0.54	

(注) 1. 布設に伴う材料の移動時間を含む。
 2. ネジ切継手で接合材及び接合費を含む。
 3. 雑品費として、労務費に上表の率を乗じた金額を計上するものとする。
 なお、雑品とは接合材（テープ等）の費用である。

4. 単価表

(1) 炭素鋼鋼管人力布設 10m 当り単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
炭素鋼鋼管		本	10 / (表 3.1 定尺長(m))	
特殊作業員		人		表 3.1
普通作業員		〃		〃
雑品費		式	1	表 3.1 (注) 3
計				

施工歩掛コード

・炭素鋼鋼管人力布設：WR207040

⑤ 鋼管機械布設（小口径）

1. 適用範囲

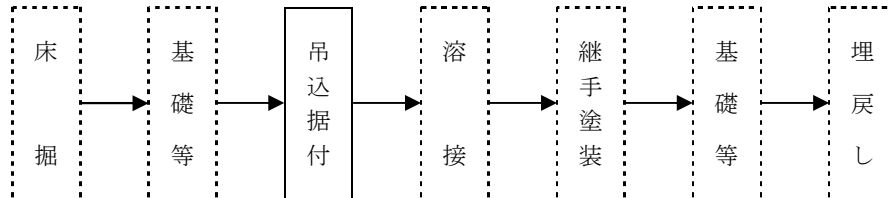
本歩掛は、口径 500mm 以下の鋼管の機械布設に適用する。

なお、当該路線内において本管（直管）と連続的に布設する短管及び異形管にも適用する。

ただし、施工箇所内に内梁がある場合の 9.0m 直管の吊込据付及び水管橋の布設には適用できない。

2. 施工概要

施工フローは、次図を標準とする。



（注） 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

3. 機種の選定

鋼管の吊込据付に使用する機種は次表を標準とする。

表 3.1 使用機械

機 種	規 格
トラッククレーン	油圧伸縮ジブ型最大吊上能力 4.9t 吊

（注） トラッククレーンは賃料とする。

4. 施工歩掛

4-1 吊込据付歩掛

吊込据付歩掛は以下を標準とする。

本歩掛には、吊込据付に伴う材料の移動手間を含む。

なお、当該路線内において、本管（直管）と連続的に布設する短管及び異形管は、その管長にかかわらず本管と同じ歩掛を用いるものとする。

（1） 1 日当り標準吊込据付量

1 日当りの標準吊込据付量は、次表を標準とする。

表 4.1 6.0m 管の 1 日当り標準吊込据付量

（本／日）

板厚 (mm) / 口径 (mm)	4.2	4.5	4.9	5.0	5.1	5.5	5.8	6	6.4	6.6	6.9	7	8	9	10
80	13.4	13.2													
100		11.8	11.7												
125		11.2		10.9	10.9										
150				10.0		9.7									
200							8.8	8.6	8.1						
250									7.6	7.5					
300									7.1		6.6				
350								6.6				6.3	5.9		
400								7.6				7.0	6.4		
450								7.2				6.4	6.0		
500								6.6				6.1	5.5	5.1	4.8

表 4.2 9.0m管の1日当り標準吊込据付量 (本/日)

板厚(mm) 口径(mm)	5.8	6	6.4	6.6	6.9	7	8	9	10
200	8.0	7.6	7.5						
250			6.9	6.5					
300			6.1		6.0				
350		6.0				5.5	5.0		
400		6.8				6.0	5.6		
450		6.2				5.7	5.3		
500		5.9				5.3	5.0	4.7	4.2

(2) 配置人員

1日当りの吊込据付の配置人員は、次表を標準とする。

表 4.3 配置人員 (人/日)

口 径	世 話 役	特殊作業員	普通作業員
80～350mm	-	1.0	1.5
400～500mm	1.0	1.0	1.0

5. 単価表

(1) 鋼管機械布設（小口径）10本当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
鋼 管		本	10	
世 話 役		人	表 4.3 / N × 10	表 4.1 又は表 4.2
特 殊 作 業 員		〃	表 4.3 / N × 10	〃
普 通 作 業 員		〃	表 4.3 / N × 10	〃
トラックレーン賃料	油圧伸縮ジブ型 最大吊上能力 4.9t 吊	日	10 / N	〃
計				

(注) Nは日当り吊込据付量である

施工歩掛コード

・鋼管機械布設（小口径）：WR207050

【参考】

たて込み簡易土留施工における1日当り標準吊込据付量は、表 4.1 及び表 4.2 に示す標準吊込据付量の-20%とし、小数点以下第2位四捨五入1位止まりとする。

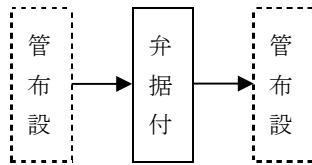
⑥ 制水弁据付工（人力）

1. 適用範囲

本歩掛は、制水弁（仕切弁、バタフライ弁）50mm～250mm（铸铁製は 50mm～200mm）の人力据付に適用する。

2. 施工概要

施工フローは、次図を標準とする。



（注） 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

3. 施工歩掛

制水弁の据付歩掛は、次表を標準とする。

表 3.1 制水弁人力据付歩掛

（1 基当り）

型式	口径 (mm)	鑄 鉄 製			樹 脂 製		
		世 話 役	特殊作業員	普通作業員	世 話 役	特殊作業員	普通作業員
仕切弁 バタフライ弁	50	0.04 人	0.15 人	0.12 人	0.04 人	0.15 人	0.12 人
	75	0.04 人	0.18 人	0.14 人	0.04 人	0.17 人	0.14 人
	100						
	125	0.05 人	0.29 人	0.23 人			
	150						
	200	0.08 人	0.37 人	0.29 人	0.05 人	0.23 人	0.19 人
	250	-	-	-			

（注） 1. 据付に伴う材料の移動手間を含む。

2. 据付に伴う移動つり込み器具（チェンブロック、レバースブロック等）の損料を含む。

4. 単価表

（1）制水弁据付工（人力）1 基当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
制 水 弁		基	1	表 3.1
世 話 役		人		〃
特 殊 作 業 員		〃		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
計				

施工歩掛コード

・制水弁据付工(人力)：WR207060

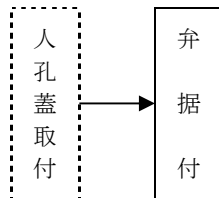
⑦ 空気弁据付工（人力）

1. 適用範囲

本歩掛は、水道用空気弁及び急排空気弁の人力据付に適用する。

2. 施工概要

施工フローは、次図を標準とする。



（注） 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

3. 施工歩掛

1 基当り歩掛は、次表を標準とする。

表 3.1 空気弁人力据付歩掛

呼 称 口 径 (mm)	据 付 労 務		
	世 話 役 (人)	特 殊 作 業 員 (人)	普 通 作 業 員 (人)
13	0.11	0.18	0.21
20	0.11	0.18	0.21
25	0.11	0.18	0.21
75	0.19	0.28	0.42
100	0.23	0.33	0.53
150	0.32	0.39	0.79
200	0.40	0.42	1.07

- （注） 1. 据付に伴う材料の移動手間を含む。
 2. 据付の際の手動つり込み金具（チェンブロック、レバーブロック等）の損料を含む。
 3. 呼称口径 75mm 以上は、副弁の据付を含む。
 4. 水道用空気弁双口で副弁を取付ける場合は、副弁の取付費は別途計上する。

4. 単価表

（1）空気弁据付工（人力）1 基当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
空 気 弁		基	1	
世 話 役		人		表 3.1
特 殊 作 業 員		〃		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
計				

施工歩掛コード

・ 空気弁据付工(人力)：WR207070

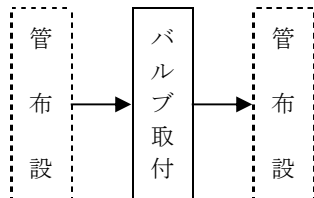
⑧ 小バルブ類取付工（人力）

1. 適用範囲

本歩掛は、ねじ込形弁の人力取付に適用する。

2. 施工概要

施工フローは、次図を標準とする。



（注） 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

3. 施工歩掛

10 個当り歩掛は、次表を標準とする。

表 3.1 小バルブ類人力取付歩掛 （10 個当り）

呼 称 口 径	取 付 労 務		
	世 話 役 (人)	特 殊 作 業 員 (人)	普 通 作 業 員 (人)
3／8 (10A)	0.03	0.22	0.19
1／2 (15A)	0.18	0.37	0.35
3／4 (20A)	0.33	0.52	0.50
1 (25A)	0.48	0.68	0.66
1 1/4 (32A)	0.70	0.89	0.88
1 1/2 (40A)	0.94	1.14	1.13
2 (50A)	1.24	1.44	1.44

（注） 取付に伴う材料の移動手間を含む。

4. 単価表

(1) 小バルブ類取付工（人力）10 個当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
小 バ ル ブ		個	10	
世 話 役		人		表 3.1
特 殊 作 業 員		〃		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
計				

施工歩掛コード

・小バルブ類取付工(人力)：WR207080

第7章 道 路 工

① 砂 利 舗 装 工	Ⅱ-7-①-1
1 適 用 範 囲	Ⅱ-7-①-1
2 施 工 概 要	Ⅱ-7-①-1
3 歩掛の適用区分	Ⅱ-7-①-1
4 作 業 歩 掛	Ⅱ-7-①-1
5 敷砂利の使用量	Ⅱ-7-①-2
6 単 価 表	Ⅱ-7-①-3
② ガードレール設置・撤去（橋梁建込）	Ⅱ-7-②-1
1 適 用 範 囲	Ⅱ-7-②-1
2 施 工 概 要	Ⅱ-7-②-1
3 施 工 歩 掛	Ⅱ-7-②-1
4 単 価 表	Ⅱ-7-②-2

第7章 道 路 工

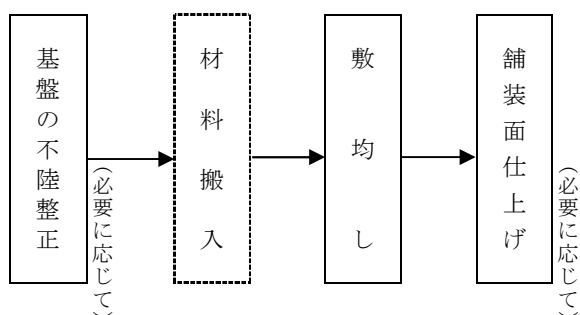
① 砂利舗装工

1. 適用範囲

本歩掛は、耕作道路等における碎石等の敷均し作業に適用する。

2. 施工概要

施工フローは、次図を標準とする。



- (注) 1. 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。
2. 路床の掘削作業は含まない

3. 歩掛の適用区分

歩掛の適用区分は、次表を標準とする。

表 3.1 適用歩掛区分

適 用 範 囲	敷 均 し 区 分	舗 装 面 仕 上 げ 区 分
敷均し幅 2.5m以上	バックホウ敷均し	振動ローラ コンパインド型
敷均し幅 2.0m以上 2.5m未満	小型バックホウ敷均し	振動ローラ ハンドガイド型
敷均し幅 2.0m未満	人力敷均し	

4. 作業歩掛

4-1 機械敷均し

敷砂利仕上がり厚さは、5cm 以上 20cm 以下に適用する。

4-1-1 機種を選定

機種は、次表を標準とする。

表 4.1 適用機種

機 種	規 格
バックホウ (クローラ型)	排出ガス対策型(第2次基準値) バケット容量 0.28m ³
小型バックホウ (クローラ型)	排出ガス対策型(第2次基準値) バケット容量 0.13m ³

4-1-2 作業歩掛

敷均しにおける作業歩掛は、次表を標準とする。

表 4.2 作業歩掛 (100m² 当り)

機 種	作 業 内 容		世話役 (人)	普通作 業員 (人)	敷均し機械 運転時間 (hr)	敷均し機械 運転日数 (日)
バックホウ (クローラ型)	敷均し	舗装面仕上げ無し	0.20	0.62	2.5	-
		舗装面仕上げ有り	0.32			
	不陸整正 +敷均し	舗装面仕上げ無し	0.20	0.96	3.8	-
		舗装面仕上げ有り	0.32			
小型 バックホウ (クローラ型)	敷均し	舗装面仕上げ無し	0.22	0.69	-	0.4
		舗装面仕上げ有り	0.35			
	不陸整正 +敷均し	舗装面仕上げ無し	0.22	0.99	-	0.9
		舗装面仕上げ有り	0.35			

4-2 人力敷均し

人力敷均しの作業歩掛は、次表を標準とする。

ただし、敷砂利仕上がり厚さが 20cm 以下に適用する。

表 4.3 人力敷均し歩掛 (100m² 当り)

作 業 内 容	普通作業員 (人)
敷 均 し	1.0
不陸整正+敷均し	1.8

(注) 現地条件により仮置場からの小運搬作業が必要な場合は、別途計上する。

4-3 舗装面仕上げ

4-3-1 作業歩掛

舗装面仕上げの作業歩掛は、次表を標準とする。

表 4.4 施工歩掛 (100m² 当り)

機 種	規 格	舗装面仕上げ 機械運転日数 (日)
振動ローラ 排出ガス対策型(第3次基準値)コンバインド型	3～4t	0.2
振動ローラ ハンドガイド式	0.5～0.6t	0.3

- (注) 1. 舗装面仕上げは、横断勾配等を指定する場合、ほ場への路面排水等の流出防止、または飛散防止の必要がある場合、第三者の通行が見込まれる場合等の簡易な締固め作業であり、締固め密度を必要とする場合は、別途計上する。
2. 振動ローラコンバインド型 3～4t 及び振動ローラハンドガイド式 0.5～0.6t は、賃料とする。

5. 敷砂利の使用量

敷砂利の使用量は、次式により算定する。

100m² 当り敷砂利の使用量 (m³)

=100×敷砂利仕上がり厚さ (m) × (1+K)・・・ (式 5.1)

K : 材料割増率

表 5.1 材料割増率 (K)

歩 掛 区 分	材 料 割 増 率	
	舗装面仕上げ無し	舗装面仕上げ有り
機 械 敷 均 し	0.16	0.19
人 力 敷 均 し	0.06	0.18

6. 単価表

(1) 砂利舗装工（機械）100m² 当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
世 話 役		人		表 4.2
普 通 作 業 員		〃		〃
舗 設 材		m ³		式 5.1
バ ッ ク ホ ウ (クローラ型) 運転	排出ガス対策型 (第2次基準値) バケット容量 0.28m ³	h		表 4.2
小 型 バ ッ ク ホ ウ (クローラ型) 運転	排出ガス対策型 (第2次基準値) バケット容量 0.13m ³	日		〃
振 動 ロ ー ラ 運 転	排出ガス対策型 (第3次基準値) コンバインド型 3～4 t	〃		表 4.4 必要に応じて計上する
〃	ハンドガイド式 0.5～0.6t	〃		〃
計				

施工歩掛コード

・砂利舗装工：WR208010

(2) 砂利舗装工（人力）100m² 当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
普 通 作 業 員		人		表 4.3
舗 設 材		m ³		式 5.1
振 動 ロ ー ラ 運 転	ハンドガイド式 0.5～0.6t	日		表 4.4 必要に応じて計上する
計				

施工歩掛コード

・砂利舗装工：WR208010

(3) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
バ ッ ク ホ ウ (クローラ型)	排出ガス対策型(第2次基準値) バケット容量 0.28m ³	機－1	
小型バックハウ (クローラ型)	排出ガス対策型(第2次基準値) バケット容量 0.13m ³	機－30	運転時間＝5.7hr/日
振 動 ロ ー ラ	排出ガス対策型(第3次基準値) コンバインド型 3～4 t	機－28	運転労務数量→1.00 燃料消費量→21 機械賃料数量→2.38
〃	ハンドガイド式 0.5～0.6t	機－31	運転労務数量→1.00 燃料消費量→4.1 機械賃料数量→1.59

施工歩掛コード

・振動ローラ運転(搭乗式・コンバインド型)：WR208012

・振動ローラ運転(ハンドガイド式)：WR208013

② ガードレール設置・撤去（橋梁建込）

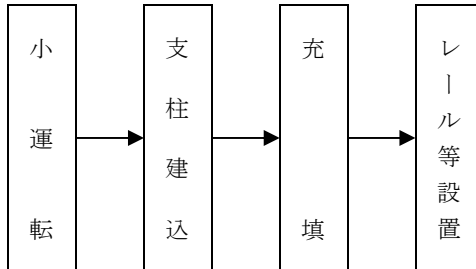
1. 適用範囲

本歩掛は、橋梁建込のガードレール設置、撤去に適用する。
なお、ガードレールの種別は支柱間隔 2.0m、構造物用タイプとする。

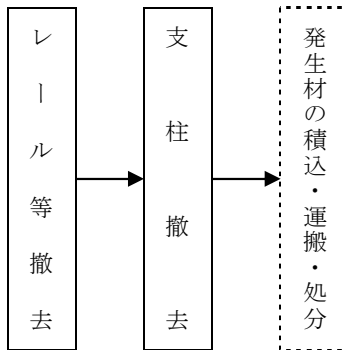
2. 施工概要

施工フローは次図を標準とする。

① 設置



② 撤去



（注） 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

3. 施工歩掛

3-1 編成人員

編成人員は次表を標準とする。

表 3.1 編成人員 (100m 当り)

工 種	名 称	単 位	数 量
設 置	普通作業員	人	19.0
撤 去	普通作業員	〃	13.3

3-2 材料費

- ガードレールの材料費を計上する。
- 充填材に無収縮モルタルを使用する場合は、材料費を計上する。

3-3 諸雑費

諸雑費は、充填材等の建込費用であり労務費の合計額に次表の率を乗じた金額を計上する。

表 3.2 諸雑費率 (%)

諸 雑 費 率	4.5
---------	-----

（注） 充填材に無収縮モルタルを使用する場合は、諸雑費を計上しない。

4. 単価表

(1) ガードレール設置（橋梁建込）100m当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
普 通 作 業 員		人		表 3.1
ガ ー ド レ ー ル	構造物用 支柱間隔 2.0m	m	100	
充 填 材 材 料	無収縮モルタル	Kg		充填材に無収縮モルタルを使用する場合
諸 雑 費		式	1	表 3.2 無収縮モルタル以外を使用する場合
計				

施工歩掛コード

・ガードレール設置・撤去（橋梁建込）：WR208020

(2) ガードレール撤去（橋梁建込）100m当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
普 通 作 業 員		人		表 3.1
計				

施工歩掛コード

・ガードレール設置・撤去（橋梁建込）：WR208020

第8章 ほ 場 整 備 工

① ほ場整備整地工（標準区画 0.3ha 以上）	Ⅱ-8-①-1
1 適用範囲	Ⅱ-8-①-1
2 施工概要	Ⅱ-8-①-3
3 機種の選定	Ⅱ-8-①-3
4 施工歩掛	Ⅱ-8-①-3
5 単価表	Ⅱ-8-①-6
② ほ場整備整地工（標準区画 0.3ha 未満）	Ⅱ-8-②-1
1 適用範囲	Ⅱ-8-②-1
2 施工概要	Ⅱ-8-②-3
3 機種の選定	Ⅱ-8-②-3
4 施工歩掛	Ⅱ-8-②-3
5 単価表	Ⅱ-8-②-5
③ ほ場整備整地工（標準区画 0.3ha 未満バックホウによる施工）	Ⅱ-8-③-1
1 適用範囲	Ⅱ-8-③-1
2 施工概要	Ⅱ-8-③-3
3 機種の選定	Ⅱ-8-③-3
4 施工歩掛	Ⅱ-8-③-3
5 単価表	Ⅱ-8-③-5
④ 基盤整地	Ⅱ-8-④-1
1 適用範囲	Ⅱ-8-④-1
2 施工概要	Ⅱ-8-④-1
3 機種の選定	Ⅱ-8-④-1
4 施工歩掛	Ⅱ-8-④-2
5 単価表	Ⅱ-8-④-3
⑤ 畦畔整形工	Ⅱ-8-⑤-1
1 適用範囲	Ⅱ-8-⑤-1
2 施工概要	Ⅱ-8-⑤-1
3 機種の選定	Ⅱ-8-⑤-1
4 施工歩掛	Ⅱ-8-⑤-1
5 単価表	Ⅱ-8-⑤-2
⑥ 暗渠排水工	Ⅱ-8-⑥-1
1 適用範囲	Ⅱ-8-⑥-1
2 施工概要	Ⅱ-8-⑥-1
3 機種の選定	Ⅱ-8-⑥-1
4 施工歩掛	Ⅱ-8-⑥-2
5 単価表	Ⅱ-8-⑥-5

第8章 ほ場整備工

① ほ場整備整地工（標準区画 0.3ha 以上）

1. 適用範囲

本歩掛は、計画平均区画面積が 0.3ha 以上の水田のほ場整備工事の表土整地、基盤整地等の作業に要するブルドーザの運転時間等を算定する場合に適用する。ただし、現況地形の平均勾配が 1/10 を超える急傾斜地及び極端に扱い土量の少ない平坦地の場合（現況水田の高低差が±10cm 程度以下）には、「第8章 ほ場整備工④基盤整地」を適用する。

また、工事の内容及び条件等が本歩掛に示されている適用条件により難しい場合は適正と認められる実績又は資料によるものとし、以下の条件等の場合は、適用範囲外とする。

- ・軟弱地盤で仮排水路等の排水処理を実施しても超湿地ブルドーザや超々湿地ブルドーザを使用する必要がある場合。
- ・区画面積や搬入路が狭小でブルドーザの施工が困難な場合。

1-1 本歩掛におけるほ場整備面積とは、出来上りの作付面積（水張り面積）に畦畔面積を加えたものをいい、道路敷地、水路敷地は含まない。なお、本歩掛における均平工法は、乾土均平又は湛水均平とし均平度は±5cm を標準とする。

1-2 本歩掛で算定する運転時間は、次のとおりである。

- 1-2-1 表土はぎ取り及び表土戻しに要する時間
- 1-2-2 基盤切盛に要する時間
- 1-2-3 整地工に要する時間（表土整地、基盤整地）
- 1-2-4 畦畔築立に要する時間（畦畔用土の盛土及び転圧）
- 1-2-5 道路用土の集積、旧排水路の埋戻し、用排水路掘削の残土整地に要する時間
- 1-2-6 ブルドーザで作業可能なコンクリート塊、再利用しない石積み等通常の障害物除去に要する時間

1-3 本歩掛には、次の作業は含まれていないため、必要な場合は別途計上する。

- 1-3-1 用排水路掘削に使用するバックホウ等の運転時間
- 1-3-2 客土及び道路用土等の地区外からの搬入、地区内からの搬出
- 1-3-3 畑地の移設、クレーン等の埋立て等、大規模な扱い土量のある場合
- 1-3-4 道路用土のまき出し転圧
- 1-3-5 湧水及び湿地帯等の仮排水路の掘削作業
- 1-3-6 畦畔築立の法面仕上げ
- 1-3-7 面的な抜排根（樹園地等）
- 1-3-8 ブルドーザによる運土が困難で積込みから運搬（不整地運搬車、ダンプトラック等）までの作業を別に行う必要がある次のような場合には、その積込み運搬作業に係る費用

(1) 筆外運土

- ・同一耕区内で切盛等の調整がつかない以下のような現場条件の場合
 - 1. ほ区内筆外運土（バックホウ＋不整地運搬車）※①
 - ・耕区をまたいで運土する場合
 - 2. 農区内筆外運土（バックホウ＋不整地運搬車）※②
 - ・水路を横断する場合
 - 3. 農区外筆外運土（バックホウ＋不整地運搬車、バックホウ＋ダンプトラック）※③
 - ・道路を横断する場合
 - 4. ほ区内筆外運土（バックホウ＋不整地運搬）※④
 - ・ほ場整備の平均計画区画面積が大きく、運土距離（重心間距離）が 60m 以上となる場合
 - ・運土を行う現況ほ場間に段差がある場合
 - ・石礫（巨礫）を運搬する必要がある場合

(2) 筆内運土

・ 筆内で、以下のような現場条件の場合

1. 耕区内筆内運土（バックホウ＋不整地運搬）※⑤

- ・ ほ場整備の平均計画区画面積が大きく、運土距離（重心間距離）が60m以上となる場合
- ・ 運土を行う現況ほ場間に段差がある場合
- ・ 石礫（巨礫）を運土する必要がある場合
- ・ 表土扱いで、現況ほ場が狭くブルドーザによる運土が困難な場合
- ・ 表土扱いで、現況ほ場が狭く表土の仮置きが困難な場合

注）上記の※①～⑤は、図1の①～⑤を示す。

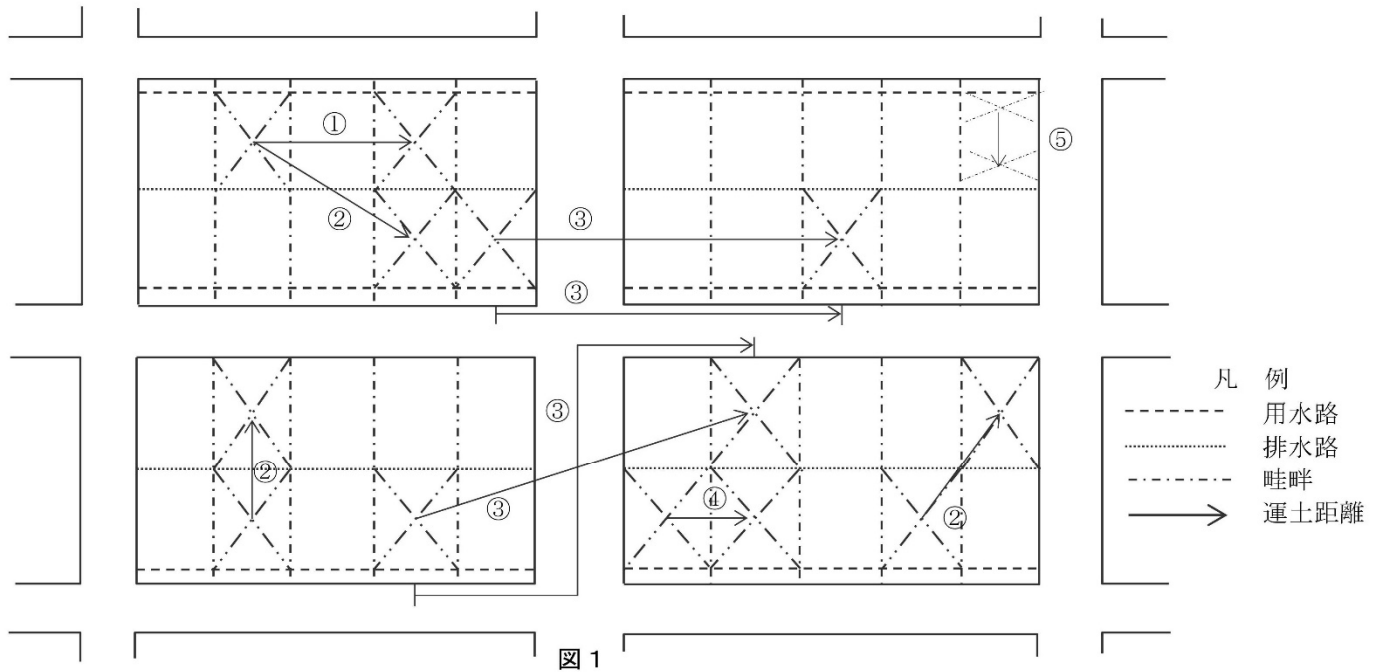
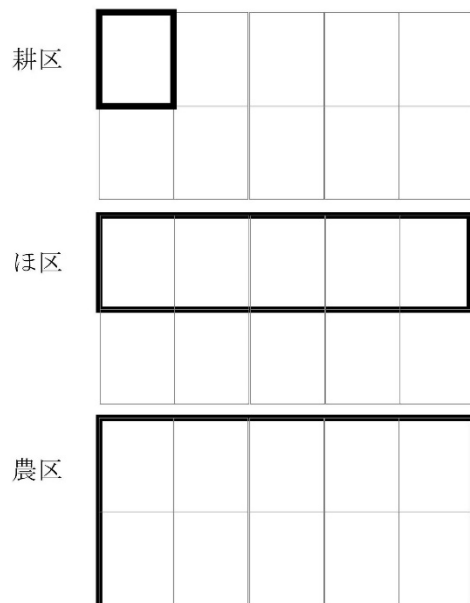


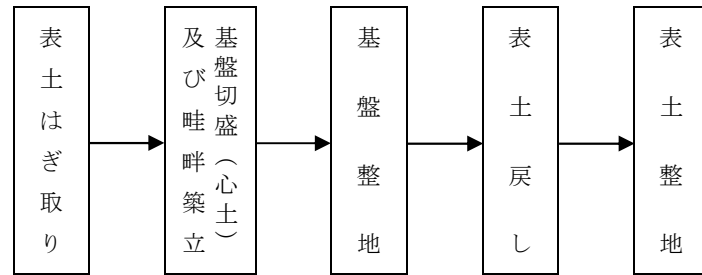
図 1

（参考）農区・ほ区・耕区について



2. 施工概要

施工フローは、次図を標準とする。



3. 機種を選定

施工機械は湿地ブルドーザ排出ガス対策型(第2次基準値)通称 20t 級及びバックホウ(クローラ型)排出ガス対策型(第2次基準値)バケット容量 0.45m³を標準とする。

4. 施工歩掛

4-1 運転時間等算定基準(標準機種による 1ha 当り運転時間)

ブルドーザ及びバックホウの運転時間は、次により算出する。(時間は小数第2位を四捨五入して第1位まで算出する。)

4-1-1 ブルドーザの運転時間(TD)

ブルドーザの運転時間は、次の算定式によって求める。

(1) 表土扱いを行わない場合の運転時間(TDa)

$$TDa = t_4 + t_5 + t_6 \quad (\text{hr/ha})$$

(2) 表土扱いをはぎ取り戻し工法で行う場合の運転時間(TDc)

$$TDc = t_1 + t_2 + t_3 + t_4 + t_5 + t_6 \quad (\text{hr/ha})$$

t_1 : はぎ取り戻し工法で表土をはぎ取る時間(hr/ha)

$$t_1 = 2.7A + 105.4B + 7.3D + 0.8F - 1.0$$

t_2 : はぎ取り戻し工法で表土戻しを行う時間(hr/ha)

$$t_2 = 5.3A + 0.3F + 5.1$$

t_3 : はぎ取り戻し工法で表土整地を行う時間(hr/ha)

$$t_3 = -3.7A + 11.0$$

t_4 : 基盤切盛を行う時間(hr/ha)

$$t_4 = 1128.0A \times B + 2.7C + 7.9$$

t_5 : 畦畔築立を行う時間(hr/ha)

$$t_5 = -1.9A + 1.3E + 2.9$$

t_6 : 基盤整地を行う時間(hr/ha)

$$t_6 = -3.6A + 0.08E + 10.8$$

A: 計画平均区画面積(ha)

A = 対象地区の区画面積計/区画(筆)数

B: 計画区画短辺方向の現況平均勾配

B = 勾配(例 1/200 → 0.005)

C: 現況排水状況

$$C = a + 2 \times b + 3 \times c$$

a = 乾田面積率(0 ≤ a ≤ 1)

b = 半湿田面積率(0 ≤ b ≤ 1)

c = 湿田面積率(0 ≤ c ≤ 1)

例 乾田面積率(a) = 乾田面積 ÷ 全体面積(乾田 + 半湿田 + 湿田)

表 4.1 現況排水状況の参考

区 分	内 容
湿 田	非かんがい期でも作土が水で飽和し、裏作のでき ないような水田
半湿田	乾田と湿田の中間にあり、高うねにすれば裏作が できるような水田
乾 田	非かんがい期に作土の土壌水分が畑地と同程度に なる水田

(注) 半湿田：非かんがい期の地下水位が 0.5～1.0m 程度

D：障害物状況による時間

表 4.2 障害物状況による時間 (hr/ha)

区 分	内 容	表土扱い (はぎ取り戻し工法)に係る時間
少ない	障害物の状況が普通より少ない	0
普 通	障害物の状況が普通（一般的） と判断される	0.3
多 い	障害物の状況が普通よりかなり 多い	0.9

(注) 1. 障害物とは、電柱、墓地、国道、県道、河川、宅地等をいう。
2. 普通とは、電柱、墓地等の障害物が、[1カ所/ha]程度の場合である。

E：基盤土質状態

E=0（砂・砂質土の場合）

E=1（粘性土・レキ質土の場合）

F：整備前のは場からはぎ取る表土の厚さ（cm）

ただし、算定式で求めた t_1 から t_6 の各々の値が、2（hr/ha）以下の場合は 2（hr/ha）とする。

4-1-2 バックホウの運転時間（TB）

バックホウの運転時間は、次の算定式によって求める。

- (1) 表土扱いを行わない場合の運転時間（TBa）

$$TBa = t_4 + t_5 + t_6 \text{ (hr/ha)}$$

- (2) 表土扱いをはぎ取り戻し工法で行う場合の運転時間（TBc）

$$TBc = t_1 + t_2 + t_3 + t_4 + t_5 + t_6 \text{ (hr/ha)}$$

t_1 ：はぎ取り戻し工法で表土をはぎ取る時間（hr/ha）

$$t_1 = -6.0A + 6.2D + 11.8$$

t_2 ：はぎ取り戻し工法で表土戻しを行う時間（hr/ha）

$$t_2 = -4.4A + 0.02F + 9.4$$

t_3 ：はぎ取り戻し工法で表土整地を行う時間（hr/ha）

$$t_3 = -11.3A + 21.1$$

t_4 ：基盤切盛を行う時間（hr/ha）

$$t_4 = 1436.9A \times B + 7.6D + 14.8$$

t_5 ：畦畔築立を行う時間（hr/ha）

$$t_5 = -26.8A + 39.8$$

t_6 ：基盤整地を行う時間（hr/ha）

$$t_6 = -62.1A + 68.4$$

A：計画平均区画面積（ha）

A = 対象地区の区画面積計 / 区画（筆）数

B：計画区画短辺方向の現況平均勾配

B＝勾配（例 1／200→0.005）

D：障害物状況による時間

表 4.3 障害物状況による時間

(hr／ha)

区 分	内 容	表土扱い (はぎ取り戻し工法) に係る時間	基盤切盛に 係る時間
少ない	障害物の状況が普通より少ない	0	0
普 通	障害物の状況が普通（一般的） と判断される	0.3	0.9
多 い	障害物の状況が普通よりかなり多 い	0.9	2.7

- (注) 1. 障害物とは、電柱、墓地、国道、県道、河川、宅地等をいう。
2. 普通とは、電柱、墓地等の障害物が、[1カ所／ha]程度の場合である。

F：整備前のほ場からはぎ取る表土の厚さ（cm）

ただし、算定式で求めた t1 から t6 の各々の値が、1（hr／ha）以下の場合は 1（hr／ha）とする。

4-1-3 ブルドーザの日当り運転時間（TDD）

ブルドーザの日当り運転時間（TDD）は、次表を標準とする。

表 4.4 日当り運転時間（1日当り）

日当り運転時間	単位	数量
ブルドーザ	h	6.5

4-1-4 バックホウの日当り運転時間（TBD）

バックホウの日当り運転時間（TBD）は、次表を標準とする。

表 4.5 日当り運転時間（1日当り）

日当り運転時間	単位	数量
バックホウ	h	6.9

4-2 労務歩掛

表土整地及び基盤整地の労務歩掛は、次表を標準とする。

なお、普通作業員は隅部の整地等の機械作業の補助、雑物除去及び軽微な仮排水（水切り）の作業に係る労務である。

表 4.6 労務歩掛

(人／ha)

作 業 内 容	世 話 役 (TR ₁)	普 通 作 業 員 (TR ₂)
表土はぎ取り集積	0.6	2.1
表 土 戻 し	0.6	1.9
表 土 整 地	0.6	1.6
基 盤 切 盛	0.4	2.3
基 盤 整 地	0.6	2.0
畦 畔 築 立	0.6	1.1

(注) 土層改良を目的とする除礫は含まない。

4-3 運転労務

4-3-1 ブルドーザ及びバックホウの運転労務は別途計上する。

4-4 諸雑費

諸雑費はレーザーマシンの発光器及び受光器の費用であり、労務費、機械損料、機械賃料及び運転経費の合計額に次表の率を乗じた金額を計上する。

表 4.7 諸雑費率 (%)

諸 雑 費 率	0.1
---------	-----

5. 単価表

(1) ほ場整備整地工(標準区画 0.3ha 以上)1ha 当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
ブルドーザ運転	排出ガス対策型(第2次基準値) 湿地通称 20t 級	日	T D / T D D	
バックホウ (クローラ型)運転	排出ガス対策型(第2次基準値) クローラ型 バケット容量 0.45m ³	日	T B / T B D	
世 話 役		人	T R ₁	表 4.6
普 通 作 業 員		〃	T R ₂	〃
諸 雑 費		式	1	表 4.7
計				

(注) 単価表に用いる数量について

ブルドーザ及びバックホウの運転時間、補助労務の算定に当たっては、「4. 施工歩掛」より必要な作業を各項目毎に算定し、次表を参考に組合せて算出する。

施工歩掛コード

- ・ほ場整備整地工(標準区画 0.3ha 以上)表土扱い: WR209010
- ・ほ場整備整地工(標準区画 0.3ha 以上)基盤造成・畦畔築立: WR209020

(1ha 当り)

工 法	作 業	ブルドーザ運転 T D	バックホウ運転 T B	世話役 T R ₁	普通作業員 T R ₂
はぎ取り戻し工 法	表土はぎ	t ₁	t ₁	0.6	2.1
	表土戻し	t ₂	t ₂	0.6	1.9
	表土整地	t ₃	t ₃	0.6	1.6
	表土戻し+表土整地	t ₂ +t ₃	t ₂ +t ₃	1.2	3.5
	表土はぎ+表土戻し+表土整地	t ₁ +t ₂ +t ₃	t ₁ +t ₂ +t ₃	1.8	5.6
基盤切盛+畦畔築立		t ₄ +t ₅	t ₄ +t ₅	1.0	3.4
基盤整地		t ₆	t ₆	0.6	2.0
基盤切盛+畦畔築立+基盤整地 [表土扱いを行わない場合]		t ₄ +t ₅ +t ₆ (T D a)	t ₄ +t ₅ +t ₆ (T B a)	1.6	5.4
はぎ取り戻し工法(表土はぎ+表土戻し+表土整地) +基盤切盛+畦畔築立+基盤整地 [表土扱いをはぎ取り戻し工法で行う場合]		t ₁ +t ₂ +t ₃ +T D a (T D c)	t ₁ +t ₂ +t ₃ +T B a (T B c)	3.4	11.0

(3) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
ブ ル ド ー ザ	排出ガス対策型(第2次基準値) 湿地通称 20t 級	機－28	運転労務数量→1.00 燃料消費量→130 機械賃料数量→2.18
バ ッ ク ホ ウ (ク ロ ー ラ 型)	排出ガス対策型(第2次基準値) クローラ型 バケット容量 0.45m ³	機－28	運転労務数量→1.00 燃料消費量→59 機械賃料数量→2.46

施工歩掛コード

- ・ブルドーザ運転(ほ場整備整地(標準区画 0.3ha 以上)) : WR209012
- ・バックホウ運転(ほ場整備整地(標準区画 0.3ha 以上)) : WR209013

【参考】

畑地の移設、クリークの埋立て等の面積が全体面積の5%を超える場合は、この対象地区の工事費を別の方法で積算し加算する。

(例)

事 項	Case1	Case2
水 田 面 積	10.5ha	10.5ha
(畦畔面積含む) 畑地等面積	0.2ha	2.0ha
合 計 (全 体 面 積)	10.7ha	12.5ha
畑 地 等 の 混 在 率	$0.2 / 10.7 = 1.8\%$ $1.8\% < 5\%$	$2.0 / 12.5 = 16\%$ $16\% > 5\%$
ほ場整備面積(本基準対象面積)	10.7ha	10.5ha
畑地等面積(別の方法で積算)	0ha	2.0ha

- (注) 1. 全体面積とは出来上りの作付面積(水張面積)、畦畔面積、畑地等の面積であり
道路敷地、水路敷地は含まない。
2. 全体面積は、1件工事の面積である。

② ほ場整備整地工（標準区画 0.3ha 未満）

1. 適用範囲

本歩掛は、計画平均区画面積が 0.3ha 未満の水田のほ場整備工事の表土整地、基盤整地等の作業に要するブルドーザの運転時間等を算定する場合に適用する。ただし、現況地形の平均勾配が 1/10 を超える急傾斜地及び極端に扱い土量の少ない平坦地の場合（現況水田の高低差が±10cm 程度以下）には、「第 8 章 ほ場整備工 ④基盤整地」を適用する。

また、工事の内容及び条件等が本歩掛に示されている適用条件により難しい場合は適正と認められる実績又は資料によるものとし、以下の条件等の場合は、適用範囲外とする。

・軟弱地盤で仮排水路等の排水処理を実施しても超湿地ブルドーザや超々湿地ブルドーザを使用する必要がある場合。

・区画面積や搬入路が狭小でブルドーザの施工が困難な場合。

1-1 本歩掛におけるほ場整備面積とは、出来上りの作付面積（水張り面積）に畦畔面積を加えたものをいい、道路敷地、水路敷地は含まない。なお、本歩掛における均平工法は、乾土均平又は湛水均平とし均平度は±5cm を標準とする。

1-2 本歩掛で算定する運転時間は、次のとおりである。

1-2-1 表土はぎ取り及び表土戻しに要する時間

1-2-2 基盤切盛に要する時間

1-2-3 整地工に要する時間（表土整地、基盤整地）

1-2-4 畦畔築立に要する時間（畦畔用土の盛土及び転圧）

1-2-5 道路用土の集積、旧排水路の埋戻し、用排水路掘削の残土整地に要する時間

1-2-6 ブルドーザで作業可能なコンクリート塊、再利用しない石積み等通常の障害物除去に要する時間

1-3 本歩掛には、次の作業は含まれていないため、必要な場合は別途計上する。

1-3-1 用排水路掘削に使用するバックホウ等の運転時間

1-3-2 客土及び道路用土等の地区外からの搬入、地区内からの搬出

1-3-3 畑地の移設、クリーク等の埋立て等、大規模な扱い土量のある場合

1-3-4 道路用土のまき出し転圧

1-3-5 湧水及び湿地帯等の仮排水路の掘削作業

1-3-6 畦畔築立の法面仕上げ

1-3-7 面的な抜排根（樹園地等）

1-3-8 ブルドーザによる運土が困難で積込みから運搬（不整地運搬車、ダンプトラック等）までの作業を別に行う必要がある次のような場合には、その積込み運搬作業に係る費用

(1) 筆外運土

・同一耕区内で切盛等の調整がつかない以下のような現場条件の場合

1. ほ区内筆外運土（バックホウ＋不整地運搬車）※①

・耕区をまたいで運土する場合

2. 農区内筆外運土（バックホウ＋不整地運搬車）※②

・水路を横断する場合

3. 農区外筆外運土（バックホウ＋不整地運搬車、バックホウ＋ダンプトラック）※③

・道路を横断する場合

4. ほ区内筆外運土（バックホウ＋不整地運搬）※④

・ほ場整備の平均計画区画面積が大きく、運土距離（重心間距離）が 60m 以上となる場合

・運土を行う現況ほ場間に段差がある場合

・石礫（巨礫）を運搬する必要がある場合

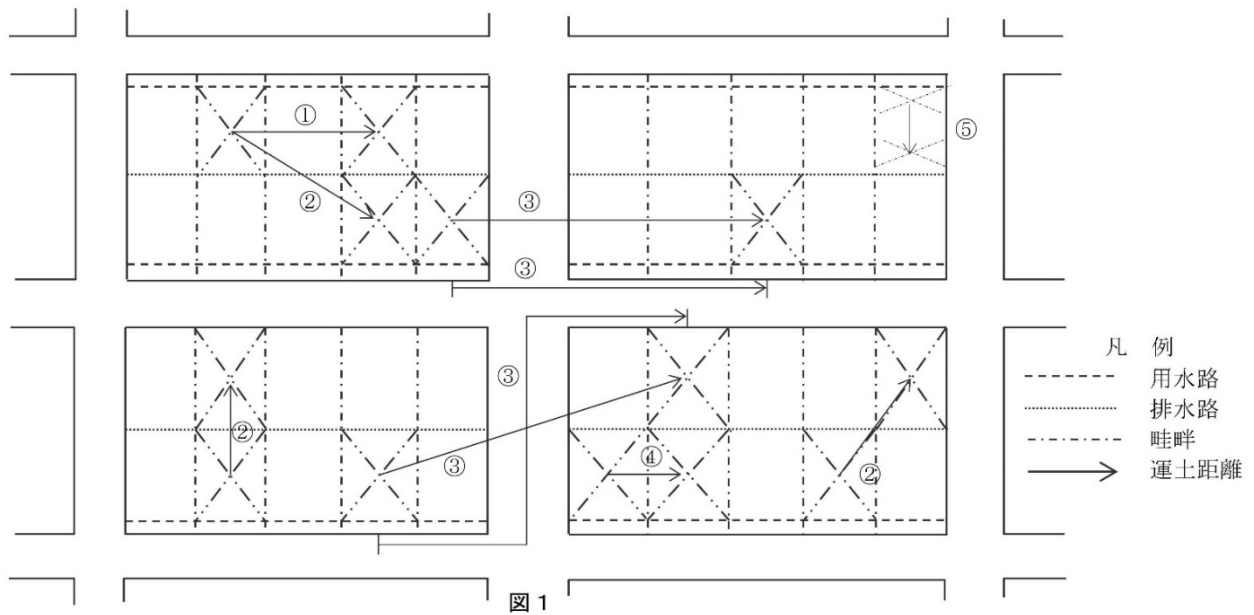
(2) 筆内運土

・筆内で、以下のような現場条件の場合

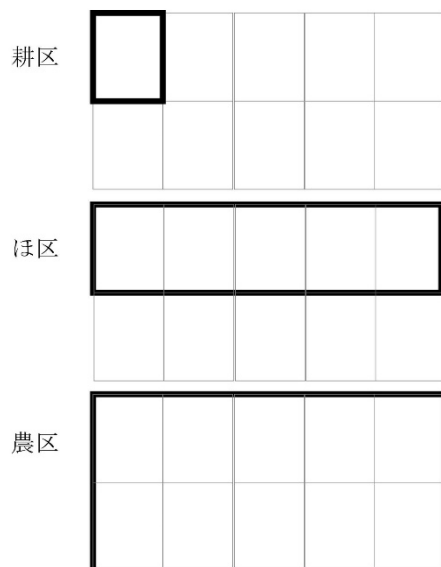
1. 耕区内筆内運土（バックホウ＋不整地運搬）※⑤

- ・ほ場整備の平均計画区画面積が大きく、運土距離（重心間距離）が60m以上となる場合
- ・運土を行う現況ほ場間に段差がある場合
- ・石礫（巨礫）を運土する必要がある場合
- ・表土扱いで、現況ほ場が狭くブルドーザによる運土が困難な場合
- ・表土扱いで、現況ほ場が狭く表土の仮置きが困難な場合

注）上記の※①～⑤は、図1の①～⑤を示す。

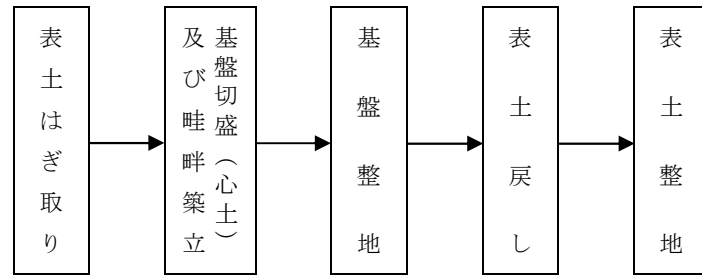


（参考）農区・ほ区・耕区について



2. 施工概要

施工フローは、次図を標準とする。



3. 機種の選定

施工機械は湿地ブルドーザ排出ガス対策型(第3次基準値)通称7t級及びバックホウ(クローラ型)排出ガス対策型(第3次基準値)バケット容量0.45m³を標準とする。

4. 施工歩掛

4-1 運転時間等算定基準（標準機種による1ha当り運転時間）

ブルドーザ及びバックホウの運転時間は、次により算出する。（時間は小数第2位を四捨五入して第1位まで算出する。）

4-1-1 ブルドーザの運転時間（TD）

ブルドーザの運転時間は、次の算定式によって求める。

(1) 表土扱いを行わない場合の運転時間（TDa）

$$TDa = t_4 + t_5 \text{ (hr/ha)}$$

(2) 表土扱いをはぎ取り戻し工法で行う場合の運転時間（TDc）

$$TDc = t_1 + t_2 + t_3 + t_4 + t_5 \text{ (hr/ha)}$$

t_1 : はぎ取り戻し工法で表土をはぎ取る時間 (hr/ha)

$$t_1 = 286.7A + 353.4B + 9.6F - 190.9$$

t_2 : はぎ取り戻し工法で表土戻しを行う時間 (hr/ha)

$$t_2 = 56.6A + 3.3F - 33.2$$

t_3 : はぎ取り戻し工法で表土整地を行う時間 (hr/ha)

$$t_3 = -202.3A + 79.3$$

t_4 : 基盤切盛を行う時間 (hr/ha)

$$t_4 = 1060.3A \times B + 20.7E + 35.3$$

t_5 : 基盤整地を行う時間 (hr/ha)

$$t_5 = -142.7A + 12.6E + 57.3$$

A: 計画平均区画面積 (ha)

A = 対象地区の区画面積計 / 区画（筆）数

B: 計画区画短辺方向の現況平均勾配

B = 勾配（例 1/200 → 0.005）

E: 基盤土質状態

E = 0（砂・砂質土の場合）

E = 1（粘性土・礫質土の場合）

F: 整備前のは場からのはぎ取る表土の厚さ (cm)

ただし、算定式で求めた t_1 から t_5 の各々の値が、2 (hr/ha) 以下の場合は 2 (hr/ha) とする。

4-1-2 バックホウの運転時間（TB）

バックホウの運転時間は、次の算定式によって求める。

(1) 表土扱いを行わない場合の運転時間（TBa）

$$TBa = t_4 + t_5 + t_6 \text{ (hr/ha)}$$

(2) 表土扱いをはぎ取り戻し工法で行う場合の運転時間 (T B c)

$$T B c = t_1 + t_2 + t_3 + t_4 + t_5 + t_6 \text{ (hr/ha)}$$

t_1 : はぎ取り戻し工法で表土をはぎ取る時間 (hr/ha)

$$t_1 = -167.5A + 33.4B + 73.9$$

t_2 : はぎ取り戻し工法で表土戻しを行う時間 (hr/ha)

$$t_2 = -271.5A + 18.6F - 207.7$$

t_3 : はぎ取り戻し工法で表土整地を行う時間 (hr/ha)

$$t_3 = -61.2A + 26.3$$

t_4 : 基盤切盛を行う時間 (hr/ha)

$$t_4 = 2635.2A \times B + 18.5D + 21.4$$

t_5 : 畦畔築立を行う時間 (hr/ha)

$$t_5 = -452.0A + 155.7$$

t_6 : 基盤整地を行う時間 (hr/ha)

$$t_6 = -267.6A + 92.3$$

A: 計画平均区画面積 (ha)

A = 対象地区の区画面積計 / 区画 (筆) 数

B: 計画区画短辺方向の現況平均勾配

B = 勾配 (例 1/200 → 0.005)

D: 障害物状況による時間

表 4.1 障害物状況による時間 (hr/ha)

区 分	内 容	基盤切盛に係る時間
少ない	障害物の状況が普通より少ない	0
普 通	障害物の状況が普通 (一般的) と判断される	0.9
多 い	障害物の状況が普通よりかなり多い	2.7

- (注) 1. 障害物とは、電柱、墓地、国道、県道、河川、宅地等をいう。
2. 普通とは、電柱、墓地等の障害物が、[1カ所/ha] 程度の場合である。

F: 整備前のは場からはぎ取る表土の厚さ (cm)

ただし、算定式で求めた t_1 から t_6 の各々の値が、1 (hr/ha) 以下の場合は 1 (hr/ha) とする。

4-1-3 ブルドーザの日当り運転時間 (T D D)

ブルドーザの日当り運転時間 (T D D) は、次表を標準とする。

表 4.2 日当り運転時間 (1日当り)

日当り運転時間	単位	数量
ブルドーザ	h	6.1

4-1-4 バックハウの日当り運転時間 (T B D)

バックハウの日当り運転時間 (T B D) は、次表を標準とする。

表 4.3 日当り運転時間 (1日当り)

日当り運転時間	単位	数量
バックハウ	h	6.8

4-2 労務歩掛

表土整地及び基盤整地の労務歩掛は、次表を標準とする。

なお、普通作業員は、隅部の整地等の機械作業の補助、雑物除去及び軽微な仮排水（水切り）の作業に係る労務である。

表 4.4 労務歩掛 (人/ha)

作 業 内 容	世 話 役 (TR ₁)	普 通 作 業 員 (TR ₂)
表土はぎ取り集積	1.0	1.9
表 土 戻 し	0.5	1.5
表 土 整 地	0.7	2.2
基 盤 切 盛	1.4	3.4
基 盤 整 地	1.3	2.4
畦 畔 築 立	0.9	1.7

(注) 土層改良を目的とする除礫は含まない。

4-3 運転労務

4-3-1 ブルドーザ及びバックホウの運転労務は、別途計上する。

4-4 諸雑費

諸雑費はレーザーマシンの発光器及び受光器の費用であり、労務費、機械損料、機械賃料及び運転経費の合計額に次表の率を乗じた金額を計上する。

表 4.5 諸雑费率 (%)

諸 雑 費 率	0.2
---------	-----

4-5 補正值 (k)

下記補正值 k は、別途「整地工の歩掛補正について（通知）」に記載された数値を入力する。

表 4.6 補正值

作 業 内 容	補正值	適用
表土はぎ取り集積	k	WR209015
表 土 戻 し		
表 土 整 地		
基 盤 切 盛	k	WR209025
基 盤 整 地		
畦 畔 築 立		

5. 単価表

(1) ほ場整備整地工(標準区画 0.3ha 未満)1ha 当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
ブルドーザ運転	排出ガス対策型(第3次基準値) 湿地通称7t級	日	TD/TDD ×k	
バックホウ (クローラ型)運転	排出ガス対策型(第3次基準値) バケット容量0.45m ³	日	TB/TBD ×k	
世 話 役		人	TR ₁ ×k	表 4.4
普 通 作 業 員		〃	TR ₂ ×k	〃
諸 雑 費		式	1	表 4.5
計				

(注) 単価表に用いる数量について

ブルドーザ及びバックホウの運転時間、補助労務の算定に当たっては、「4. 施工歩掛」より必要な作業を各項目毎に算定し、次表を参考に組合せて算出する。

施工歩掛コード

- ・ほ場整備整地工(標準区画 0.3ha 未満)表土扱い：WR209015
- ・ほ場整備整地工(標準区画 0.3ha 未満)基盤造成・畦畔築立：WR209025

(1ha 当り)

工 法	作 業	ブルドーザ運転 T D	バックホウ運転 T B	世話役 T R ₁	普通作業員 T R ₂
はぎ取り戻し工法	表土はぎ	t_1	t_1	1.0	1.9
	表土戻し	t_2	t_2	0.5	1.5
	表土整地	t_3	t_3	0.7	2.2
	表土戻し＋表土整地	$t_2 + t_3$	$t_2 + t_3$	1.2	3.7
	表土はぎ＋表土戻し＋表土整地	$t_1 + t_2 + t_3$	$t_1 + t_2 + t_3$	2.2	5.6
基盤切盛＋畦畔築立		t_4	$t_4 + t_5$	2.3	5.1
基盤整地		t_5	t_6	1.3	2.4
基盤切盛＋畦畔築立＋基盤整地 [表土扱いを行わない場合]		$t_4 + t_5$ (T D a)	$t_4 + t_5 + t_6$ (T B a)	3.6	7.5
はぎ取り戻し工法（表土はぎ＋表土戻し＋表土整地） ＋基盤切盛＋畦畔築立＋基盤整地 [表土扱いをはぎ取り戻し工法で行う場合]		$t_1 + t_2 + t_3$ ＋T D a (T D c)	$t_1 + t_2 + t_3$ ＋T B a (T B c)	5.8	13.1

(3) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
ブ ル ド ー ザ	排出ガス対策型(第3次基準値) 湿地通称 7 t 級	機－28	運転労務数量→1.00 燃料消費量→54 機械賃料数量 →2.38
バ ッ ク ホ ウ (ク ロ ー ラ 型)	排出ガス対策型(第3次基準値) バケット容量 0.45m ³	機－28	運転労務数量 →1.00 燃料消費量→58 機械賃料数量→2.20

施工歩掛コード

- ・ブルドーザ運転(ほ場整備整地(標準区画 0.3ha 未満)) : WR209017
- ・バックホウ運転(ほ場整備整地(標準区画 0.3ha 未満)) : WR209018

③ ほ場整備整地工（標準区画 0.3ha 未満バックホウによる施工）

1. 適用範囲

本歩掛は、計画平均区画面積が 0.3ha 未満の水田のほ場整備工事の表土整地、基盤整地等の作業で、区画面積や搬入路が狭小でブルドーザでの施工が困難な場合におけるバックホウでの作業に要する運転時間の算定に適用する。ただし、現況地形の平均勾配が 1／10 を超える急傾斜地及び極端に扱い土量の少ない平坦地の場合（現況水田の高低差が±10cm 程度以下）には、「第 8 章 ほ場整備工④基盤整地」を適用する。

また、工事の内容及び条件等が本歩掛に示されている適用条件により難しい場合は適正と認められる実績又は資料によるものとする。

1-1 本歩掛におけるほ場整備面積とは、出来上りの作付面積（水張り面積）に畦畔面積を加えたものをいい、道路敷地、水路敷地は含まない。なお、本歩掛における均平工法は、乾土均平又は湛水均平とし均平度は±5cm を標準とする。

1-2 本歩掛で算定する運転時間は、次のとおりである。

1-2-1 表土はぎ取り及び表土戻しに要する時間

1-2-2 基盤切盛に要する時間

1-2-3 整地工に要する時間（表土整地、基盤整地）

1-2-4 畦畔築立に要する時間（畦畔用土の盛土及び転圧）

1-2-5 道路用土の集積、旧排水路の埋戻し、用排水路掘削の残土整地に要する時間

1-3 本歩掛には、次の作業は含まれていないため、必要な場合は別途計上する。

1-3-1 用排水路掘削に使用するバックホウ等の運転時間

1-3-2 客土及び道路用土等の地区外からの搬入、地区内からの搬出

1-3-3 畑地の移設、クリーク等の埋立て等、大規模な扱い土量のある場合

1-3-4 道路用土のまき出し転圧

1-3-5 湧水及び湿地帯等の仮排水路の掘削作業

1-3-6 畦畔築立の法面仕上げ

1-3-7 面的な抜排根（樹園地等）

1-3-8 積込みから運搬（不整地運搬車、ダンプトラック等）までの作業を別に行う必要がある次のような場合には、その積込み運搬作業に係る費用

(1) 筆外運土

・同一耕区内で切盛等の調整がつかない以下のような現場条件の場合

1. ほ区内筆外運土（バックホウ＋不整地運搬車）※①

・耕区をまたいで運土する場合

2. 農区内筆外運土（バックホウ＋不整地運搬車）※②

・水路を横断する場合

3. 農区外筆外運土（バックホウ＋不整地運搬車、バックホウ＋ダンプトラック）※③

・道路を横断する場合

4. ほ区内筆外運土（バックホウ＋不整地運搬）※④

・ほ場整備の平均計画区画面積が大きく、運土距離（重心間距離）が 60m 以上となる場合

・運土を行う現況ほ場間に段差がある場合

・石礫（巨礫）を運搬する必要がある場合

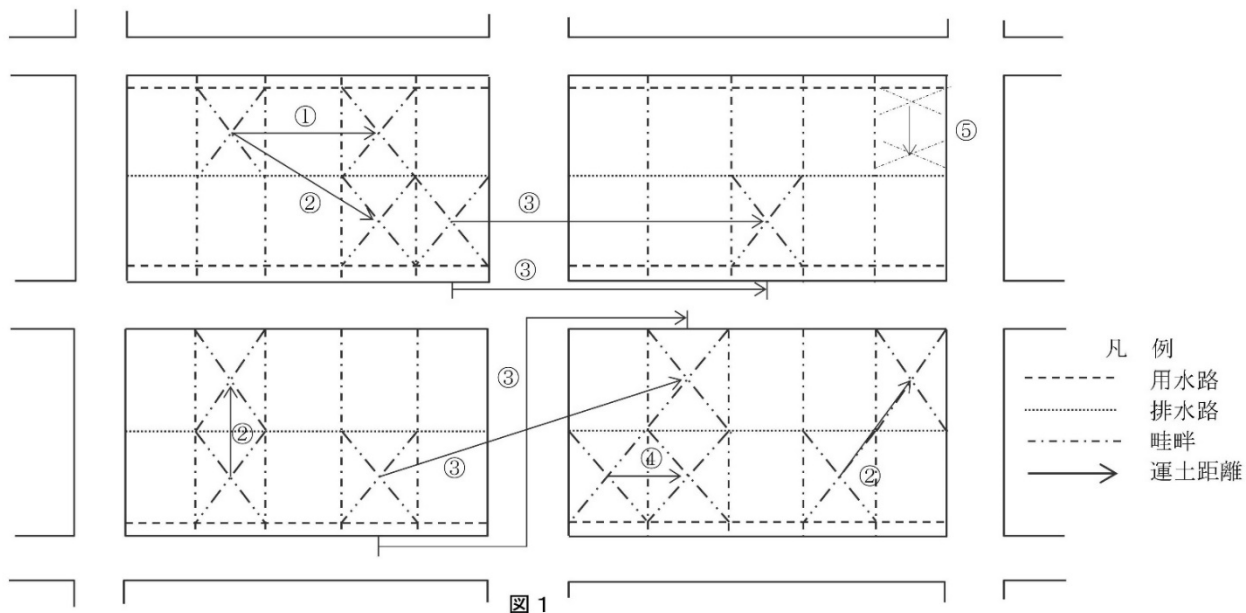
(2) 筆内運土

・ 筆内で、以下のような現場条件の場合

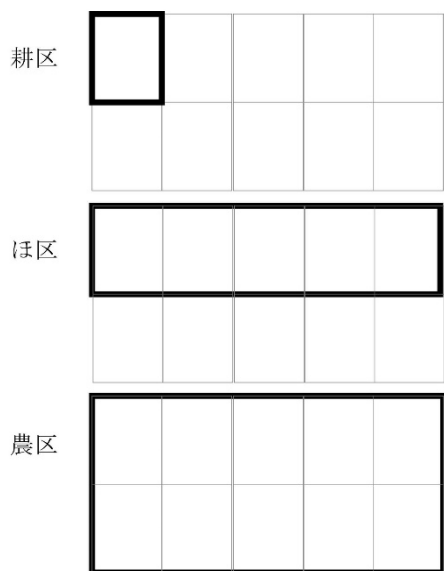
1. 耕区内筆内運土（バックホウ＋不整地運搬）※⑤

- ・ ほ場整備の平均計画区画面積が大きく、運土距離（重心間距離）が60m以上となる場合
- ・ 運土を行う現況ほ場間に段差がある場合
- ・ 石礫（巨礫）を運土する必要がある場合
- ・ 表土扱いで、現況ほ場が狭く表土の仮置きが困難な場合

注）上記の※①～⑤は、図1の①～⑤を示す。

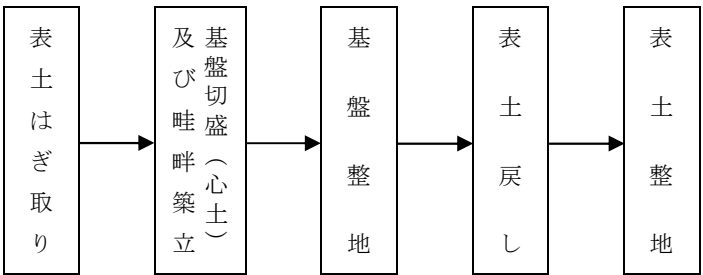


（参考）農区・ほ区・耕区について



2. 施工概要

施工フローは、次図を標準とする。



3. 機種の選定

施工機械は作業内容ごとに以下の表に示す機械を標準とする。

表 3.1 標準機種

作業内容	名称	規格
表土はぎ	バックホウ (クローラ型)	排出ガス対策型(第3次基準値) バケット容量 0.80m ³
基盤切盛	バックホウ (クローラ型)	排出ガス対策型(第3基準値) バケット容量 0.80m ³
畦畔築立	バックホウ (クローラ型)	排出ガス対策型(第3基準値) バケット容量 0.45m ³
基盤整地	バックホウ (クローラ型)	排出ガス対策型(第3基準値) バケット容量 0.45m ³
表土戻し	バックホウ (クローラ型)	排出ガス対策型(第3基準値) バケット容量 0.45m ³
表土整地	バックホウ (クローラ型)	排出ガス対策型(第3基準値) バケット容量 0.45m ³

4. 施工歩掛

4-1 運転時間等算定基準（標準機種による 1ha 当り運転時間）

バックホウの運転時間は、次により算出する。（時間は小数第2位を四捨五入して第1位まで算出する。）

4-1-1 バックホウの運転時間（T B）

バックホウの運転時間は、次の算定式によって求める。

(1) 表土扱いを行わない場合の運転時間（T B a）

$$T B a = t_4 + t_5 + t_6 \text{ (hr/ha)}$$

(2) 表土扱いをはぎ取り戻し工法で行う場合の運転時間 (T B c)

$$T B c = t_1 + t_2 + t_3 + t_4 + t_5 + t_6 \quad (\text{hr}/\text{ha})$$

t_1 : はぎ取り戻し工法で表土をはぎ取る時間 (hr/ha)

$$t_1 = 191.4A + 151.9B - 0.2$$

t_2 : はぎ取り戻し工法で表土戻しを行う時間 (hr/ha)

$$t_2 = -669.0A + 14.5F - 44.3$$

t_3 : はぎ取り戻し工法で表土整地を行う時間 (hr/ha)

$$t_3 = 578.8A - 17.9$$

t_4 : 基盤切盛を行う時間 (hr/ha)

$$t_4 = -14273.8A \times B + 268.5$$

t_5 : 畦畔築立を行う時間 (hr/ha)

$$t_5 = -188.3A + 97.0$$

t_6 : 基盤整地を行う時間 (hr/ha)

$$t_6 = -635.5A + 245.4$$

A: 計画平均区画面積 (ha)

A = 対象地区の区画面積計 / 区画 (筆) 数

B: 計画区画短辺方向の現況平均勾配

B = 勾配 (例 1/200 → 0.005)

F: 整備前のは場からはぎ取る表土の厚さ (cm)

ただし、算定式で求めた t_1 から t_6 の各々の値が、3 (hr/ha) 以下の場合は 3 (hr/ha) とする。

4-1-2 バックホウの日当り運転時間 (T B D)

バックホウの日当り運転時間 (T B D) は、次表を標準とする。

表 4.1 日当り運転時間 (1 日当り)

作業内容	単位	数量
表土はぎ	h	6.0
表土戻し		6.9
表土整地		7.0
基盤切盛		6.6
基盤整地		7.3
畦畔築立		6.9

4-2 労務歩掛

表土整地及び基盤整地の労務歩掛は、次表を標準とする。

なお、普通作業員は、隅部の整地等の機械作業の補助、雑物除去及び軽微な仮排水 (水切り) の作業に係る労務である。

表 4.2 労務歩掛 (人/ha)

作業内容	世話役 (T R ₁)	普通作業員 (T R ₂)
表土はぎ取り集積	0.8	1.4
表 土 戻 し	1.7	2.7
表 土 整 地	2.6	4.8
基 盤 切 盛	2.8	4.3
基 盤 整 地	8.0	14.2
畦 畔 築 立	0.8	2.0

(注) 土層改良を目的とする除礫は含まない。

4-3 運転労務

4-3-1 バックホウの運転労務は、別途計上する。

4-4 諸雑費

諸雑費はレーザーマシンの発光器及び受光器の費用であり、労務費、機械賃料及び運転経費の合計額に次表の率を乗じた金額を計上する。対象工種は、表土整地、基盤整地である。

表 4.3 諸雑費率 (%)

作業内容	諸雑費率
表土整地	1.0
基盤整地	1.0

5. 単価表

(1) ほ場整備整地工 (0.3ha 未満^{ハツクホ}) 1ha 当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
バックホウ運転	表 3.1	日	T B / T B D	
世 話 役		人	T R ₁	表 4.2
普 通 作 業 員		〃	T R ₂	〃
諸 雑 費		式	1	表 4.3
計				

(注) 単価表に用いる数量について

バックホウの運転時間、補助労務の算定に当たっては、「4. 施工歩掛」より必要な作業を各項目毎に算定し、次表を参考に組合せて算出する。

施工歩掛コード

- ・ ほ場整備整地工 (0.3ha 未満^{ハツクホ}) 表土扱い：WR209210
- ・ ほ場整備整地工 (0.3ha 未満^{ハツクホ}) 基盤・畦畔：WR209220

(1ha 当り)

工 法	作 業	バックホウ運転 T B	世話役 T R ₁	普通作業員 T R ₂
はぎ取り戻し工法	表土はぎ	t ₁	0.8	1.4
	表土戻し	t ₂	1.7	2.7
	表土整地	t ₃	2.6	4.8
	表土戻し＋表土整地	t ₂ ＋t ₃	4.3	7.5
	表土はぎ＋表土戻し＋ 表土整地	t ₁ ＋t ₂ ＋t ₃	5.1	8.9
基盤切盛＋畦畔築立		t ₄ ＋t ₅	3.6	6.3
基盤整地		t ₆	8.0	14.2
基盤切盛＋畦畔築立＋基盤整地 [表土扱いを行わない場合]		t ₄ ＋t ₅ ＋t ₆ (T B a)	11.6	20.5
はぎ取り戻し工法 (表土はぎ＋表土戻し＋表土整地) ＋基盤切盛＋畦畔築立＋基盤整地 [表土扱いをはぎ取り戻し工法で行う場合]		t ₁ ＋t ₂ ＋t ₃ ＋T B a (T B c)	16.7	29.4

(2) 機械運転単価表

作業内容	名 称	規 格	適用単価表	指定事項
表 土 は ぎ	バックホウ (クローラ型)	排出ガス対策型 (第3次基準値) バケット容量 0.80m ³	機－２８	運転労務数量→1.00 燃料消費量→90 機械賃料数量→1.91
基 盤 切 盛	バックホウ (クローラ型)	排出ガス対策型 (第3次基準値) バケット容量 0.80m ³	機－２８	運転労務数量→1.00 燃料消費量→99 機械賃料数量→1.89
畦 畔 築 立	バックホウ (クローラ型)	排出ガス対策型 (第3次基準値) バケット容量 0.45m ³	機－２８	運転労務数量→1.00 燃料消費量→59 機械賃料数量→2.04
基 盤 整 地	バックホウ (クローラ型)	排出ガス対策型 (第3次基準値) バケット容量 0.45m ³	機－２８	運転労務数量→1.00 燃料消費量→63 機械賃料数量→1.82
表 土 戻 し	バックホウ (クローラ型)	排出ガス対策型 (第3次基準値) バケット容量 0.45m ³	機－２８	運転労務数量→1.00 燃料消費量→59 機械賃料数量→2.14
表 土 整 地	バックホウ (クローラ型)	排出ガス対策型 (第3次基準値) バケット容量 0.45m ³	機－２８	運転労務数量→1.00 燃料消費量→60 機械賃料数量→1.77

施工歩掛コード

・バックホウ運転(ほ場整備整地(0.3ha 未満バックホウ) : WR209212

④ 基盤整地

1. 適用範囲

本歩掛は、ほ場整備工事のうち、「第8章 ほ場整備工①ほ場整備整地工（標準区画 0.3ha 以上）、②ほ場整備整地工（標準区画 0.3ha 未満）、③ほ場整備整地工（標準区画 0.3ha 未満バックホウによる施工）」を適用しない、現況地形の平均勾配が 1/10 を超える急傾斜地及び極端に扱い土量の少ない平坦地の場合に適用する。

1-1 基盤造成

急傾斜地における基盤造成は、「土木工事標準積算基準書 第Ⅱ編 共通工 第1章 土工 ②土工 ②-1 土工 3. 施工パッケージ 3-1 掘削 押土の有無 有」を別途計上する。

1-2 整地工

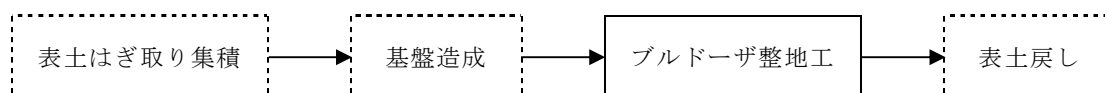
1-2-1 ブルドーザ整地工

急傾斜地の場合のほ場整備工事にあつて、基盤造成が完了した後に行う均平度±50mm の基盤整地作業及び表土整地作業に適用する。

2. 施工概要

施工フローは、次図を標準とする。

1/10 以上の急傾斜の場合



(注) 本歩掛で対応しているのは実線部分のみである。

3. 機種の選定

施工機械は、次表を標準とする。

表 3.1 機種の選定

機 械 名	規 格
ブルドーザ	排出ガス対策型(第2次基準値)通称 11t 級 排出ガス対策型(第2次基準値)通称 15t 級
湿地ブルドーザ	排出ガス対策型(第2次基準値)通称 13t 級 排出ガス対策型(第2次基準値)通称 16t 級
超湿地ブルドーザ	排出ガス対策型(第3次基準値)通称 18t 級

3-1 機種の選定は、次表を標準とする。

3-1-1 地耐力による適用機種の標準

表 3.2 地耐力による適用機種の標準

機 種	コーン支持力値	載 荷 時 接 地 圧
超湿地ブルドーザ 排出ガス対策型(第3次基準値)	200kN/m ² 以上	15～23kPa
湿地ブルドーザ 排出ガス対策型(第2次基準値)	300 "	22～43 "
ブルドーザ 通称 11t 級 排出ガス対策型(第2次基準値)	500 "	58～61 "
" 通称 15t 級 排出ガス対策型(第2次基準値)	500 "	50～60 "

(注) 1. コーン支持力値は、深さ 50cm 程度までの平均値である。

2. こね返しがある場合は、上表を参考にして機種の選定を行う。

表 3.3 機種選定表

ブ ル ド ー ザ		湿 地 ブ ル ド ー ザ		超 湿 地 ブ ル ド ー ザ
排出ガス対策型 (第 2 次基準値) 通称 11t 級	排出ガス対策型 (第 2 次基準値) 通称 15t 級	排出ガス対策型 (第 2 次基準値) 通称 13t 級	排出ガス対策型 (第 2 次基準値) 通称 16t 級	排出ガス対策型 (第 3 次基準値) 通称 18t 級
1,000m ³ 未満	1000m ³ ～ 15,000m ³ 未満	1,000m ³ 未満	1,000m ³ ～ 30,000m ³ 未満	1,000m ³ ～ 30,000m ³ 未満

4. 施工歩掛

整地（均平）作業の運転 1 時間当たり作業量は、次の算定式によって求める。

$$S = S_0 \times E \quad (\text{ha/hr})$$

S : 運転 1 時間当り作業量 (ha/hr)、(小数点以下 3 位四捨五入 2 位止)

S₀ : 運転 1 時間当り標準作業量 (ha/hr)

E : 作業効率

4-1 運転 1 時間当り標準作業量 (S₀)

表 4.1 運転 1 時間当り標準作業量 (ha/hr)

機 種	規 格	運転 1 時間当り標準作業量 (S ₀)
ブ ル ド ー ザ	排出ガス対策型(第 2 次基準値)通称 11t 級	0.155
	排出ガス対策型(第 2 次基準値)通称 15t 級	0.169
湿 地 ブ ル ド ー ザ	排出ガス対策型(第 2 次基準値)通称 13t 級	0.175
	排出ガス対策型(第 2 次基準値)通称 16t 級	0.177
超 湿 地 ブ ル ド ー ザ	排出ガス対策型(第 3 次基準値)通称 18t 級	0.214

4-2 作業効率 (E)

表 4.2 作業効率

作業条件 作業内容		良 好	普 通	不 良	備 考
基 盤 整 地 工	基 盤 整 地	0.90	0.70	0.50	
	表 土 整 地	0.60	0.45	0.30	表土戻し後の整地作業

- (注) 1. 地盤状態が良く、扱い土の湿潤度が良好である等、均平作業が容易な条件が揃っている場合は、良好の値をとる。
2. 地盤状態が悪く、扱い土の湿潤度が悪い等、均平作業が難しい条件が揃っている場合は、不良の値とする。
3. 上記の諸条件がほぼ中位と考えられるような場合は普通の値をとる。
4. なお、整地工の上記 1、2 及び 3 に示す地盤及び扱い土等の作業条件と整地（均平）作業回数との関係は表 4.3 に示すとおりである。

表 4.3 作業条件と整地（均平）作業回数

作業条件 作業内容		良 好	普 通	不 良
基 盤 整 地 工	基 盤 整 地	長辺方向 2 回 短辺方向 1 回	長辺方向 2～3 回 短辺方向 2 回	長辺方向 4 回 短辺方向 1～2 回
	表 土 整 地	長辺方向 3～4 回 短辺方向 2 回	長辺方向 4 回 短辺方向 2～3 回	長辺方向 5 回 短辺方向 3～4 回

4-3 労務歩掛

整地工の労務歩掛は、次表を標準とする。

なお、普通作業員は、隅部の整地等の機械作業の補助、雑物除去及び軽微な仮排水（水切り）の作業に係る労務である。

表 4.4 労務歩掛 (人/ha)

作 業 内 容		世 話 役	普 通 作 業 員
基 盤 整 地 工	基 盤 整 地	0.1	3.5
	表 土 整 地	0.3	3.5

(注) 土層改良を目的とする除礫は含まない。

4-4 運転労務

4-4-1 ブルドーザの運転労務は、別途計上する。

5. 単価表

(1) 基盤整地 1ha 当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
ブルドーザ運転 (普通又は湿地 又は超湿地)	排出ガス対策型(第○次基準値) 通称○○t 級	h	1/S	表 4.1、表 4.2
世 話 役		人		表 4.4
普 通 作 業 員		〃		〃
計				

施工歩掛コード

・基盤整地：WR209030

(2) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
ブ ル ド ー ザ	排出ガス対策型(第2次基準値)通称 11t 級	機－1	
	排出ガス対策型(第2次基準値)通称 15t 級	〃	
湿 地 ブ ル ド ー ザ	排出ガス対策型(第2次基準値)通称 13t 級	〃	
	排出ガス対策型(第2次基準値)通称 16t 級	〃	
超湿地ブルドーザ	排出ガス対策型(第3次基準値)通称 18t 級	〃	

⑤ 畦畔整形工

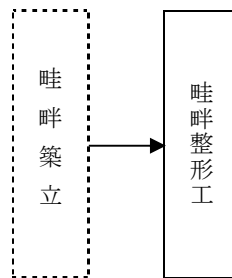
1. 適用範囲

本歩掛は、水田のほ場整備工事の畦畔築立後における畦畔整形（盛土の法面整形及び水平面整形）作業を行う場合に適用する。

2. 施工概要

施工フローは、次図を標準とする。

図 1 畦畔整形工フロー図



（注） 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

3. 機種の選定

畦畔整形工に使用する機種、規格は次表を標準とする。

表 3.1 機種の選定

機 械 名	規 格
バックホウ (クローラ型)	排出ガス対策型（第3次基準値） （法面バケット付） バケット容量 0.45m ³

（注）バックホウは、賃料とする。

4. 施工歩掛

4-1 運転時間等算定基準（標準機種による100m²当り運転時間）

4-1-1 バックホウの運転時間（TB）

バックホウ（TB）の運転時間は、次のとおりとする。

$$TB = 4.7 \text{ (hr/100m}^2\text{)}$$

4-1-2 バックホウの日当り運転時間（TBD）

バックホウの日当り運転時間（TBD）は、次表を標準とする。

表 4.1 日当り運転時間（1日当り）

日当り運転時間	単位	数 量
バックホウ	h	6.8

4-2 補助労務

畦畔整形作業の労務歩掛は、次表を標準とする。

表 4.2 補助労務（100m²当り）

名 称	単位	数 量	摘 要
世 話 役	人	0.2	
普通作業員	人	0.5	

4-3 運転労務

バックホウの運転労務は、別途計上する。

5. 単価表

(1) 畦畔整形工 100m² 当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
バ ッ ク ホ ウ (クローラ型) 運転	排出ガス対策型 (第3次基準値) (法面バケット付) バケット容量 0.45m ³	日	4.7 / T B D	表 4.1
世 話 役		人		表 4.2
普 通 作 業 員		〃		〃
計				

施工歩掛コード

・畦畔整形工：WR209110

(2) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
バ ッ ク ホ ウ (クローラ型)	排出ガス対策型 (第3次基準値) (法面バケット付) バケット容量 0.45m ³	機－28	運転労務数量→1.00 燃料消費量→58 機械賃料数量→2.32

施工歩掛コード

・バックホウ運転(畦畔整形工)：WR209111

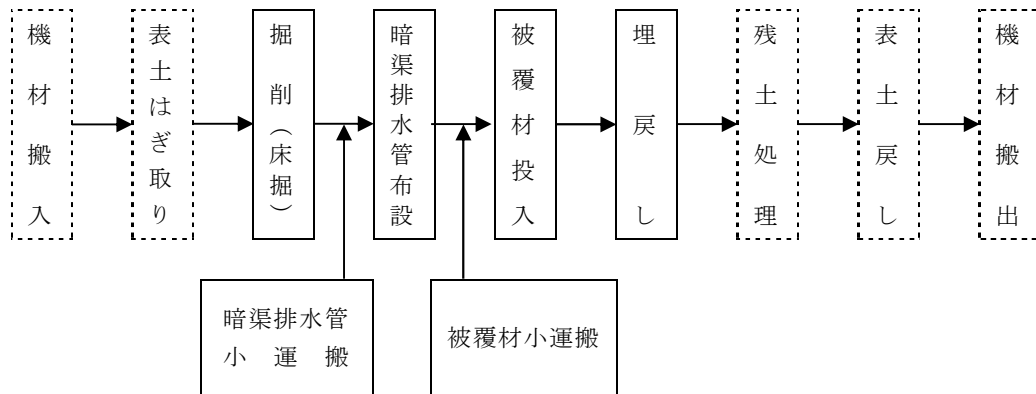
⑥ 暗渠排水工

1. 適用範囲

本歩掛は、ほ場整備工事における、水田及び畑地の暗渠排水工（掘削から埋戻しまで）の一連の作業を、日単位で施工する場合に適用する。

2. 施工概要

施工フローは、次図を標準とする。



- （注） 1. 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。
2. 暗渠排水管小運搬及び被覆材小運搬には積込み、荷卸しを含む。
3. 被覆材はもみ殻、粗朶類、碎石とする。

3. 機種の選定

3-1 掘削機械

掘削（床掘）に使用する機種・規格は、次表を標準とする。

表 3.1 機種の選定

機 械 名	規 格
トレンチャ （クローラ型）	排出ガス対策型（第1次基準値） 自走式・普通型 35kW、最大掘削深 1.3m級
バックホウ （クローラ型）	排出ガス対策型（第3次基準値） バケット容量 0.28m ³ [狭幅バケット装備]

（注）機種は、地盤特性、作業効率、入手容易性等を総合的に評価して選定する。

3-2 被覆材投入機械

被覆材投入に使用する機種・規格は、次表を標準とする。

表 3.2 機種の選定

機 械 名	規 格
バックホウ （クローラ型）	排出ガス対策型（第3次基準値） バケット容量 0.28m ³

3-3 埋戻し機械

埋戻しに使用する機種・規格は、次表を標準とする。

表 3.3 機種の選定

機 械 名	規 格
バックホウ （クローラ型）	排出ガス対策型（第3次基準値） バケット容量 0.28m ³

3-4 小運搬機械

小運搬に使用する機種、規格は次表を標準とする。

表 3.4 機種の選定

資 材 名	機 械 名	規 格
暗渠排水管（定尺管） 土管・陶管 もみ殻、粗朶類	不整地運搬車 （クローラ型）	排出ガス対策型（第2次基準値） 油圧ダンプ式積載質量通称 2.0t 積級
暗渠排水管（ロール管） 碎石	不整地運搬車 （クローラ型）	排出ガス対策型（2014 年規制） 油圧ダンプ式積載質量通称 2.0～3.0t 積級

（注） 1. 暗渠排水管（定尺管）は、硬質ポリ塩化ビニル管及び硬質ポリエチレン製管、合成樹脂網管の
L=4.00～5.00m／本の場合である。

2. 暗渠排水管（ロール管）は、硬質ポリエチレン製管、合成樹脂網管のロール管の場合である。

4. 施工歩掛

4-1 暗渠排水工

4-1-1 日当り施工量

暗渠排水工の日当り施工量は、次表を標準とする。

表 4.1 日当り施工量

（1 日当り）

機 械 名	規 格	資材名	呼び径 （mm）	数 量 （m）	
				掘削深	
				$0.5 \leq h \leq 0.7\text{m}$	$0.7 < h \leq 1.0\text{m}$
トレンチャ （クローラ型）	排出ガス対策型（第1次基準値） 自走式・普通型 35kW 最大掘削深 1.3m級	暗渠排水管 （定尺管）	$\phi 50 \sim 75$	206	
			$\phi 100$	146	
		暗渠排水管 （ロール管）	$\phi 50 \sim 75$	278	241
			$\phi 60$	149	
		土管・陶管	$\phi 75$	111	
			$\phi 90$	92	
バックホウ （クローラ型）	排出ガス対策型（第3次基準値） バケット容量 0.28m ³	暗渠排水管 （定尺管）	$\phi 50 \sim 75$	159	119
			$\phi 100$	146	118
		暗渠排水管 （ロール管）	$\phi 50 \sim 75$	160	118
			$\phi 60$	149	120
		土管・陶管	$\phi 75$	111	
			$\phi 90$	92	

（注） バックホウの掘削時には狭幅バケットを装備する。

4-1-2 施工歩掛

暗渠排水工の施工歩掛は、次表を標準とする。

表 4.2 施工歩掛

（1 日当り）

名 称	単位	暗 渠 排 水 管 （定尺管）	暗 渠 排 水 管 （ロール管）	土 管 ・ 陶 管
世 話 役	人	0.3	0.2	0.4
特 殊 作 業 員	〃	0.5	0.3	0.4
普 通 作 業 員	〃	1.0	1.0	1.0

4-1-3 施工機械（トレンチャ掘削）

トレンチャ掘削による暗渠排水工の機械運転数量は、次表を標準とする。

表 4.3 施工機械（トレンチャ掘削時）（1 日当り）

名 称	規 格	単 位	数 量
トレンチャ （クローラ型）運転	排出ガス対策型 （第 1 次基準値） 自走式・普通型 35kW 最大掘削深 1.3m 級	日	0.4
バックホウ （クローラ型）運転	排出ガス対策型 （第 3 次基準値） バケット容量 0.28m ³	〃	0.6

4-1-4 補助労務

被覆材投入の補助労務（普通作業員）は、次表を標準とする。

表 4.4 補助労務歩掛（1 日当り）

機 種	管 種	呼び径（mm）	補助労務（人）	
			掘削深（h）	
			0.5 ≤ h ≤ 0.7m	0.7 < h ≤ 1.0m
トレンチャ （クローラ型）	暗渠排水管（定尺管）	φ 50～75	1.0	2.0
		φ 100	1.0	2.0
	暗渠排水管（ロール管）	φ 50～75	2.0	2.0
		φ 60	1.0	2.0
		φ 75	1.0	1.0
		φ 90	1.0	1.0
バックホウ （クローラ型）	暗渠排水管（定尺管）	φ 50～75	2.0	2.0
		φ 100	1.0	2.0
	暗渠排水管（ロール管）	φ 50～75	2.0	2.0
		φ 60	2.0	2.0
		φ 75	1.0	2.0
		φ 90	1.0	2.0

4-2 小運搬

4-2-1 人力小運搬

暗渠排水管（定尺管）の人力小運搬の施工歩掛は、次表を標準とする。

表 4.5 施工歩掛（1 日当り）

資 材 名	運 搬 距 離	日当り施工量（m）	普通作業員（人）
暗渠排水管（定尺管）	50m 以下	5,660	1.1

- （注） 1. 本歩掛には積込み、荷卸しを含む。
2. 本表は、ほ場の一辺に仮置されている資材を人肩又は手車により、ほ場内へ小運搬する作業に適用する。

4-2-2 機械小運搬（不整地運搬車）

(1) 日当り施工量

機械小運搬（不整地運搬車）の日当り施工量は、次表を標準とする。

表 4.6 日当り施工量

(1 日当り)

資 材 名	規 格	単位	運 搬 距 離		
			50m以下	50mを超え 100m以下	100mを超え 150m以下
暗 渠 排 水 管 (定 尺 管)	排出ガス対策型 (第2次基準値) 油圧ダンプ式 通称 2.0t 積級	m	—	3,310	3,160
暗 渠 排 水 管 (ロール管)	排出ガス対策型(2014年規制) 油圧ダンプ式 通称 2.0～3.0t 積級	m	2,580	2,240	1,890
土 管 ・ 陶 管	排出ガス対策型 (第2次基準値) 油圧ダンプ式 通称 2.0t 積級	ton	7.2	6.6	6.0
も み 殻	排出ガス対策型 (第2次基準値) 油圧ダンプ式 通称 2.0t 積級	m ³	110	94.4	78.8
砕 石	排出ガス対策型(2014年規制) 油圧ダンプ式 通称 2.0～3.0t 積級	m ³	38.5	32.9	27.2
粗 朶 類	排出ガス対策型 (第2次基準値) 油圧ダンプ式 通称 2.0t 積級	m ³	155	137	120

(注) 本表は、ほ場の一辺に仮置されている資材を不整地運搬車により、ほ場内へ小運搬する作業に適用する。

(2) 積卸し歩掛

積卸しの施工歩掛は、次表を標準とする。

表 4.7 施工歩掛

資 材 名	普 通 作 業 員
暗 渠 排 水 管 (定 尺 管)	0.04 人／100m
暗 渠 排 水 管 (ロール管)	0.03 人／100m
土 管 ・ 陶 管	0.54 人／10ton
も み 殻	0.14 人／10m ³
粗 朶 類	0.09 人／10m ³

(注) 砕石の積込みは別途計上とする。なお、荷卸しはダンプアップによる。

5. 単価表

(1) トレンチャ掘削による暗渠排水工 100m当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
暗 渠 排 水 管		m	100	
世 話 役		人	表 4.2×100/D	表 4.1
特 殊 作 業 員		〃	表 4.2×100/D	〃
普 通 作 業 員		〃	表 4.2×100/D	〃
ト レ ン チ ャ (クローラ型) 運転	排出ガス対策型 (第1次基準値) 自走式・普通型 35kW 最大掘削深 1.3m級	日	表 4.3×100/D	〃
バ ッ ク ホ ウ (クローラ型) 運転	排出ガス対策型 (第3次基準値) バケット容量 0.28m ³	日	表 4.3×100/D	〃
普 通 作 業 員		人	表 4.4×100/D	〃
計				

施工歩掛コード

・暗渠排水工：WR209120

(2) バックハウ掘削による暗渠排水工 100m当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
暗 渠 排 水 管		m	100	
世 話 役		人	表 4.2×100/D	表 4.1
特 殊 作 業 員		〃	表 4.2×100/D	〃
普 通 作 業 員		〃	表 4.2×100/D	〃
バ ッ ク ホ ウ (クローラ型) 運転	排出ガス対策型 (第3次基準値) バケット容量 0.28m ³ [狭幅バケット装備]	日	100/D	〃
普 通 作 業 員		人	表 4.4×100/D	〃
計				

施工歩掛コード

・暗渠排水工：WR209120

(3) 暗渠排水工（小運搬（暗渠排水管））1000m当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
普 通 作 業 員		人	1.1/D × 1000	人力小運搬の場合 表 4.5
不 整 地 運 搬 車 (クローラ型) 運 転	排出ガス対策型(第2次基準値) 油圧ダンプ式通称2.0t積級 又は排出ガス対策型(2014年規制) 油圧ダンプ式通称2.0～3.0t積級	日	1000/D	機械小運搬の場合 表 4.6
普 通 作 業 員		人	表 4.7×10	機械小運搬の場合
計				

(注) D：日当り施工量

施工歩掛コード

・暗渠排水工(小運搬(暗渠排水管))：WR209080

(4) 暗渠排水工（小運搬（土管・陶管））10 t 当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
不 整 地 運 搬 車 （ ク ロ ー ラ 型 ） 運 転	排出ガス対策型(第2次基準値) 油圧ダンプ式通称 2.0t 積級	日	10/D	表 4.6
普 通 作 業 員		人	表 4.7	
計				

(注) D：日当り施工量

施工歩掛コード

・暗渠排水工(小運搬(土管・陶管))：WR209090

(5) 暗渠排水工（小運搬(被覆材)）10m³当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
不 整 地 運 搬 車 （ ク ロ ー ラ 型 ） 運 転	排出ガス対策型(第2次基準値) 油圧ダンプ式通称2.0t積級 又は排出ガス対策型(2014年規制) 油圧ダンプ式通称2.0～3.0t積級	日	10/D	表 4.6
普 通 作 業 員		人	表 4.7	
計				

(注) D：日当り施工量

施工歩掛コード

・暗渠排水工(小運搬(被覆材))：WR209100

(6) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
ト レ ン チ ャ （ ク ロ ー ラ 型 ）	排出ガス対策型 (第1次基準値) 自走式・普通型 35kW	機－18	運転労務数量→1.00 燃料消費量→33 機械損料数量→1.52
バ ッ ク ホ ウ （ ク ロ ー ラ 型 ）	排出ガス対策型 (第3次基準値) バケット容量 0.28m ³	〃	運転労務数量→1.00 燃料消費量→34 機械損料数量→1.66
不 整 地 運 搬 車 （ ク ロ ー ラ 型 ）	排出ガス対策型 (第2次基準値) 油圧ダンプ式 通称 2.0t 積級	機－28	運転労務数量→1.00 燃料消費量→14 機械賃料数量→1.55
不 整 地 運 搬 車 （ ク ロ ー ラ 型 ）	排出ガス対策型 (2014年規制) 油圧ダンプ式 通称 2.0～3.0t 積級	機－18	運転労務数量→1.00 燃料消費量→16 機械損料数量→1.57

施工歩掛コード

- ・トレンチャ運転(自走式・普通型)：WR209041
- ・バックホ運転(狭幅バケット装備)：WR209042
- ・バックホ運転(暗渠排水工)：WR209061
- ・不整地運搬車運転(クローラ型・油圧ダンプ式 2t)：WR209081
- ・不整地運搬車運転(クローラ型・油圧ダンプ式 2～3t)：WR209082

第9章 農地造成工

① ロータリ（直装式）耕起碎土	Ⅱ-9-①-1
1 適用範囲	Ⅱ-9-①-1
2 機種の選定	Ⅱ-9-①-1
3 施工歩掛	Ⅱ-9-①-1
4 単価表	Ⅱ-9-①-3
② 石礫除去工（人力）	Ⅱ-9-②-1
1 適用範囲	Ⅱ-9-②-1
2 施工概要	Ⅱ-9-②-1
3 機種の選定	Ⅱ-9-②-1
4 施工歩掛	Ⅱ-9-②-1
5 単価表	Ⅱ-9-②-2

第9章 農地造成工

① ロータリ（直装式）耕起碎土

1. 適用範囲

本歩掛は、農用地造成工事のロータリ（直装式）による耕起作業、碎土作業に適用する。
なお、ロータリ（直装式）による耕起深は12cm～18cmである。

2. 機種の選定

施工機械は、次表を標準とする。

表 2.1 機種の選定

機 械 名	規 格
トラクタ(乗用・ホイール型・排対2次)	30～44kW 級
ロータリティラー（直装式）	作業幅 1.6～1.8m 級

3. 施工歩掛

ロータリ（直装式）による耕起及び碎土の1ha 当り運転時間は、次によって求める。

$$T_h = t_h \times E$$

T_h : 1ha 当り運転時間 (hr/ha)、(小数点以下第2位四捨五入少数第1位止)

t_h : 基準運転時間 (hr/ha)

E : 作業効率

3-1 基準運転時間 (t_h)

$$\text{耕起作業の場合} \quad t_h = \left[3.43 + \frac{76.9}{b} + \frac{1720.0}{a \times b} \right] \times N$$

$$\text{碎土作業の場合} \quad t_h = \left[2.45 + \frac{54.9}{b} + \frac{1230.0}{a \times b} \right] \times N$$

a : ほ場の短辺の長さ (m)

b : ほ場の長辺の長さ (m)

N : 回数掛比率

耕起作業 1回掛の場合 1.00 2回掛の場合 1.80

碎土作業 1回掛の場合 1.00 2回掛の場合 2.00

3-2 作業効率 (E)

$$E = E_1 \times E_2 \times E_3$$

E_1 : 土質係数

E_2 : 傾斜係数

E_3 : 作業係数

3-2-1 土質係数 (E_1)

表 3.1 土質係数

土 質 名	砂	砂 質 土	粘 性 土
土 湿			
乾 燥	1.00	1.00	1.05
湿 潤	1.05	1.10	1.20

(注) 泥炭及びこれに類似する土質は砂の項を適用する。

3-2-2 傾斜係数 (E₂)

表 3.2 傾斜係数

傾 斜 区 分	0～4° 未満	4～9° 未満	9～13° 未満	13～15°
E ₂	1.00	1.10	1.20	1.40

3-2-3 作業係数 (E₃)

表 3.3 作業係数

区分	作 業 係 数 (E ₃)		作 業 条 件
	耕起・砕土 A	砕 土 B	
良好	1.30	1.45	整地済地、裸地、雑草地、小笹疎生地で地表、地下に石礫、残根、埋木等の作業障害物がなく、走行に支障となる小起伏が少ない地帯等作業が順調に行われる地帯
普通	1.50	1.65	小笹中密生地、くま笹疎中生地で作業深内に障害物が存在しない地帯、整地済地、裸地、雑草地、小笹疎生地で作業深内に障害物が多少存在する地帯、走行に支障となる小起伏が多少ある地帯等作業が普通に行われる地帯
不良	1.65	1.80	根曲り竹地、くま笹密生地及び作業深内に障害物がかなり存在する地帯、走行に著しく支障となる起伏がある地帯等、作業がかなり困難な地帯

- (注) 1. 砕土 A：ブラウニングハロー、ロータリ（直装式）による耕起跡地に適用する。
 砕土 B：ブラッシュブレーカ等による耕起跡地の砕土作業に適用する。
 2. 植生区分は次による。

表 3.4 植生区分 (本/m²)

植 生 区 分	疎 生	中 生	密 生
小 笹	50～150 未満	150～250 未満	250 以上
くま笹 (笹丈 1m 以上)	75 "	75～150 "	150 "
根 曲 り 竹	50 "	50～100 "	100 "

3. 石礫と作業条件

表 3.5 石礫と作業条件

含 礫 量 (容 積)	3～4%	5～10%	11%以上
作 業 条 件	普 通	やや不良	不 良

3-3 運転労務・運転時間

3-3-1 トラクタの運転労務は別途計上する。

3-3-2 ロータリティラー（直装式）の 1 日当り運転時間 (T) = 5.5 時間とする。

4. 単価表

(1) ロータリ(直装式)耕起砕土 1ha 当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
ロータリティラー運転	直装式 作業幅 1.6～1.8m級	h	T h	表 3.1～表 3.3
計				

施工歩掛コード

・ロータリ(直装式)耕起砕土：WR210010

(2) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
ロータリティラー	直装式 作業幅 1.6～1.8m級	機－35	機械損料 1 → トラクタ(乗用・ホイール型・ 排対 2 次) 30～44kW
			機械損料 2 → ロータリティラー 直装式作業幅 1.6～1.8m級

施工歩掛コード

・ロータリティラー運転(直装式)：WR210011

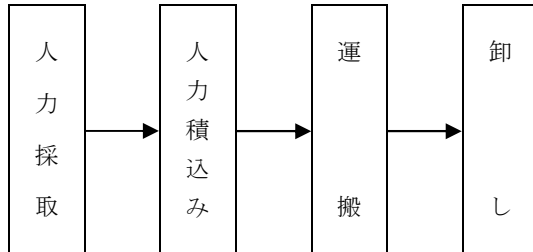
② 石礫除去工（人力）

1. 適用範囲

本歩掛は、ほ場面又は、造成面に露出している 5cm～35cm 程度の石礫を人力で採取し、不整地運搬車に積込み、集積場まで運搬し、卸す一連の作業に適用する。

2. 施工概要

施工フローは、次表を標準とする。



3. 機種の選定

施工機械は、次表を標準とする。

表 3.1 機種の選定

機 械 名	規 格
不 整 地 運 搬 車 (クローラ型)	排出ガス対策型（第 2 次基準値） 油圧ダンプ式通称 2.0t 積級

4. 施工歩掛

4-1 石礫人力除去

石礫人力除去歩掛は次表を標準とする。

表 4.1 石礫人力除去歩掛 (10a 当り)

区 分 10a 当り 除去量	普 通 作 業 員 (人力除去)	運 転 日 数 (運 搬 機 械)
0～ 4 (m ³ 未満)	2.08 (人)	0.20 (日)
4～ 8	3.82	0.30
8～12	5.56	0.39
12～16	7.30	0.49
16～20	9.04	0.59
20～24	10.8	0.68
24～28	12.5	0.78

(注) 運搬距離は 100m 程度までとする。

4-2 運転労務・運転時間

4-2-1 不整地運搬車の運転労務は別途計上する。

4-2-2 不整地運搬車の 1 日 当り 運転時間 (T) = 6.9 時間とする。

5. 単価表

(1) 石礫除去工（人力）10 a 当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
不 整 地 運 搬 車 （クローラ型）運転	排出ガス対策型（第2次基準値） 油圧ダンプ式通称 2.0t 積級	日		表 4.1
普 通 作 業 員		人		〃
計				

施工歩掛コード

・石礫除去工（人力）：WR210020

(2) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
不 整 地 運 搬 車 （クローラ型）	排出ガス対策型（第2次基準値） 油圧ダンプ式通称 2.0t 積級	機－28	運転労務数量→1.00 燃料消費量→18 機械賃料数量→1.75

施工歩掛コード

・不整地運搬車運転(石礫除去工)：WR210021

第 10 章 た め 池 工

① ため池堤体盛立工	Ⅱ-10-①-1
1 適 用 範 囲	Ⅱ-10-①-1
2 施 工 概 要	Ⅱ-10-①-1
3 歩掛の適用区分	Ⅱ-10-①-1
4 施 工 歩 掛	Ⅱ-10-①-1
5 単 価 表	Ⅱ-10-①-2

第 10 章 ため池工

① ため池堤体盛立工

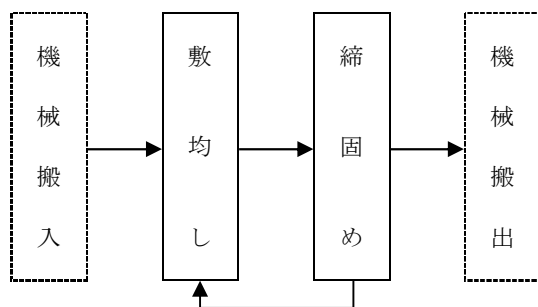
1. 適用範囲

本歩掛は、ため池堤体盛立工における敷均し・締固め作業に適用する。

敷均し厚さは 10cm 以上 30cm 以下、施工幅員は 1.0m 以上とする。

2. 施工概要

施工フローは、次図を標準とする。



(注) 1. 本歩掛で対応しているものは、実線部分のみである。

2. 敷均しには、かき起こし作業を含むものとする。

3. 歩掛の適用区分

歩掛の適用区分は、次表を標準とする。

表 3.1 適用歩掛区分

適用範囲	敷均し区分	締固め区分
敷均し幅 1.0m 以上	バックホウ敷均し	振動ローラ コンバインド型

盛立材料区分は以下のとおりとする。

- ・「刃金土」とは、堤体盛土のうち遮水を目的とした部分をいう。
- ・「抱土」とは、堤体盛土の遮水性部分より上流側に位置し、遮水性部分のトランジション的機能を目的としたものをいう。
- ・「さや土」とは、堤体盛土の下流側に位置し堤体の安定性を保つ機能を有するものをいう。

4. 施工歩掛

4-1 機械敷均し・締固め

4-1-1 機種を選定

機種は、次表を標準とする。

表 4.1 適用機種

機種	規格
バックホウ (クローラ型)	標準型・超低騒音型・排出ガス対策型(～3次) バケット容量 0.45m ³
振動ローラ	搭乗・コンバインド式・排出ガス対策型(第3次基準値)・ 超低騒音型・運転質量 3～4t

(注) 1. バックホウ バケット容量 0.45m³、振動ローラ コンバインド型 3～4t は賃料とする。

2. 盛立材料、現場状況等によりこの機械組合せによりがたい場合は別途考慮する。

4-1-2 作業歩掛

敷均し・締固めにおける作業歩掛は、次表を標準とする。

表 4.2 敷均し・締固め作業歩掛

(100m²当り)

盛立材料区分	施工幅員	機種	作業内容	世話役(人)	特殊作業員(人)	普通作業員(人)	敷均し機械 運転時間 (日)	締固め機械 運転時間 (日)
刃金土 抱土 さや土	1.0～2.5m	バックホウ バケット容量 0.45m ³ 振動ローラコンバインド式 運転質量 3～4t	敷均し 締固め	1.0	—	4.8	1.0	0.3
	2.5～4.0m			1.0	—	4.2	1.0	0.3
	4.0m以上			0.6	—	2.3	1.0	0.3

(注) 1. 施工幅員は盛立材料ごとの施工幅員とする。

5. 単価表

(1) ため池堤体盛立工(刃金土・抱土・さや土) 100m³ 当り単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
世話役		人		表 4.2
普通作業員		〃		〃
バックホウ (クローラ型)	標準型・超低騒音型・排出ガス対策型 (～3次)バケット容量 0.45m ³	日		〃
振動ローラ	搭乗・コンバインド式・排出ガス対策型(第3次基準値)・超低騒音型・ 運転質量 3～4t	〃		〃

(2) 機械運転単価表

機械名	規格	適用単価表	指定事項
バックホウ (クローラ型)	標準型・超低騒音型・排出ガス対策型 (～3次)バケット容量 0.45m ³	機－28	運転労務数量→1.00 燃料消費量→59 機械賃料数量→1.64
振動ローラ	搭乗・コンバインド式・排出ガス対策型(第3次基準値)・超低騒音型・ 運転質量 3～4t	機－28	運転労務数量→1.00 燃料消費量→12 機械賃料数量→1.80

第11章 復旧工

① 畦畔復旧工	II-11-①-1
1 適用範囲	II-11-①-1
2 施工概要	II-11-①-1
3 機種の選定	II-11-①-1
4 作業歩掛	II-11-①-1
5 単価表	II-11-①-2
② 耕地表土掘削・埋戻（機械）	II-11-②-1
1 適用範囲	II-11-②-1
2 施工概要	II-11-②-1
3 機種の選定	II-11-②-1
4 施工歩掛	II-11-②-1
5 単価表	II-11-②-2
③ 耕地復旧（耕起）	II-11-③-1
1 適用範囲	II-11-③-1
2 施工概要	II-11-③-1
3 機種の選定	II-11-③-1
4 施工歩掛	II-11-③-1
5 単価表	II-11-③-1

第 1 1 章 復 旧 工

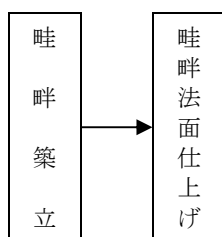
① 畦畔復旧工

1. 適用範囲

本歩掛は、工事復旧時における、畦畔築立に適用する。

2. 施工概要

施工フローは、次図を標準とする。



3. 機種の選定

畦畔復旧工に使用する機種、規格は次表を標準とする。

表 3.1 機種の選定

機 械 名	規 格
バ ッ ク ホ ウ (クローラ型)	排出ガス対策型 (第 2 次基準値) (法面バケット付) バケット容量 0.45m ³

(注) バックホウは賃料とする。

4. 作業歩掛

本歩掛は畦畔の形状が、標準断面の範囲内の場合にのみ適用できる。

4-1 日施工量

バックホウによる畦畔復旧作業の日当り施工量は、次表を標準とする。

表 4.1 日当り施工量 (1 日当り)

名 称	規 格	単位	数 量
バ ッ ク ホ ウ (クローラ型) 運転	排出ガス対策型 (第 2 次基準値) (法面バケット付) バケット容量 0.45m ³	m	80

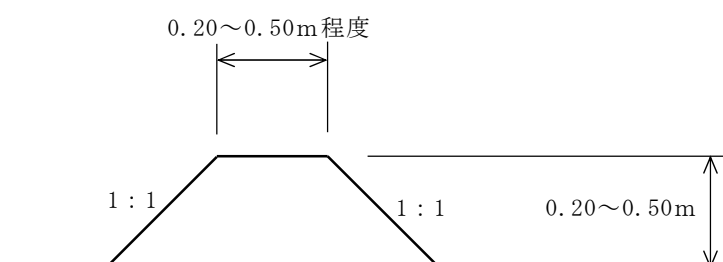
4-2 補助労務

畦畔復旧作業の補助労務は、次表を標準とする。

表 4.2 補助労務 (10m 当り)

名 称	単位	数 量	摘 要
普 通 作 業 員	人	0.20	

【標準断面図】



5. 単価表

(1) 畦畔復旧工 10m 当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
バ ッ ク ホ ウ 運 転 (ク ロ ー ラ 型)	排出ガス対策型 (第2次基準値) (法面バケット付) バケット容量 0.45m ³	日	10/D	表 4.1
普 通 作 業 員		人		表 4.2
計				

(注) D : 日当り施工量

施工歩掛コード

・畦畔復旧工 : WR211010

(2) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
バ ッ ク ホ ウ (ク ロ ー ラ 型)	排出ガス対策型 (第2次基準値) (法面バケット付) バケット容量 0.45m ³	機 - 2 8	運転労務数量→1.00 燃料消費量→49 機械賃料数量→1.54

施工歩掛コード

・バックホウ運転(法面バケット付) : WR211011

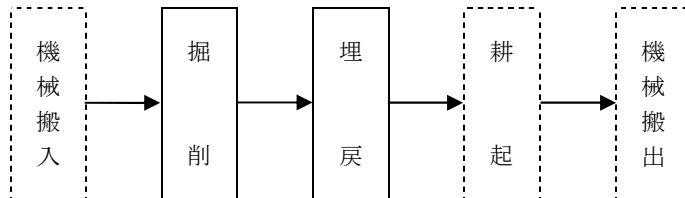
② 耕地表土掘削・埋戻（機械）

1. 適用範囲

本歩掛は、バックホウによる耕地表土の掘削又は、埋戻作業に適用する。

2. 施工概要

施工フローは次図を標準とする。



（注）本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

3. 機種の選定

表土掘削・埋戻作業に使用する機種、規格は次表を標準とする。

表 3.1 機種の選定

機 械 名	規 格
バックホウ (クローラ型)	排出ガス対策型（第2次基準値） バケット容量 0.80m ³

4. 施工歩掛

表土掘削及び埋戻の日当り施工量は次表を標準とする。

表 4.1 日当り施工量

施工区分	日当り施工量（m ² /日）
表土掘削	887
表土埋戻	842

（注）1) 表土厚は、15～30cm に適用する。

2) 施工幅は、表土掘削の場合 12～40cm、表土埋戻の場合は 12～46cm に適用する。

5. 単価表

(1) 耕地表土掘削・埋戻（機械）100m²当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
バ ッ ク ホ ウ (ク ロ ー ラ 型) 運 転	排出ガス対策型（第2次基準値） バケット容量 0.80m ³	日	100/D	表 4.1
計				

(注) D：日当り施工量（m²/日）

施工歩掛コード

・耕地表土掘削・埋戻（機械）：WR211020

(2) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
表 土 掘 削 バ ッ ク ホ ウ (ク ロ ー ラ 型)	排出ガス対策型（第2次基準値） バケット容量 0.80m ³	機－28	運転労務数量→1.00 燃料消費量→88 機械賃料数量→1.39
表 土 埋 戻 バ ッ ク ホ ウ (ク ロ ー ラ 型)	排出ガス対策型（第2次基準値） バケット容量 0.80m ³	機－28	運転労務数量→1.00 燃料消費量→78 機械賃料数量→1.37

施工歩掛コード

・バックホ運転(耕地表土掘削・埋戻)：WR211021

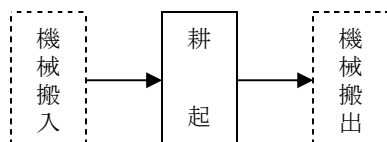
③ 耕地復旧（耕起）

1. 適用範囲

本歩掛は、工事復旧時のトラクタ（ホイール型 22kW 級）による埋戻または土木シート・敷鉄板撤去後の耕起作業に適用する。

2. 施工概要

施工フローは次図を標準とする。



（注）本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

3. 機種の選定

耕起作業に使用する機種、規格は次表を標準とする。

表 3.1 機種の選定

機 械 名	規 格
農 用 ト ラ ク タ	乗用・ホイール型 四輪駆動 22kW 級(30ps) 排出ガス対策型(第2次基準値)

4. 施工歩掛

4-1 耕起步掛

100m² 当り 運転時間 = 0.29 時間

4-2 補助労務

補助労務が必要な場合は、次表を標準とする。

表 4.1 100m² 当り 普通作業員

石礫、雑物の除去が必要な場合	0.07 人
----------------	--------

（注）ふるい分けのような完全な方法による石礫、雑物の除去が必要な場合には適用できない。

5. 単価表

(1) 耕地復旧(耕起) 100m² 当り 単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
農 用 ト ラ ク タ 運 転	乗用・ホイール型 四輪駆動 22kW 級(30ps) 排出ガス対策型(第2次基準値)	時間	0.29	
普 通 作 業 員		人		表 4.1
諸 雑 費		%	14	
計				

（注）諸雑費は、トラクタのロータリ替爪損耗費であり、トラクタ運転経費の合計額に上表の率を乗じた額を計上する。

施工歩掛コード

・耕地復旧(耕起)：WR211030

(2) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
農 用 ト ラ ク タ	乗用・ホイール型 四輪駆動 22kW 級(30ps) 排出ガス対策型(第2次基準値)	機－6	

第12章 仮設工

① 水替工（小口径）	II-12-①-1
1 適用範囲	II-12-①-1
2 施工概要	II-12-①-1
3 施工歩掛	II-12-①-2
4 単価表	II-12-①-3
② 釜場設置撤去工	II-12-②-1
1 適用範囲	II-12-②-1
2 施工概要	II-12-②-1
3 施工歩掛	II-12-②-1
4 単価表	II-12-②-2
③ 瀝青材散布	II-12-③-1
1 適用範囲	II-12-③-1
2 施工概要	II-12-③-1
3 機種の選定	II-12-③-1
4 散布能力	II-12-③-1
5 作業歩掛	II-12-③-2
6 諸雑費	II-12-③-2
7 単価表	II-12-③-3
④ 土工用マット敷設	II-12-④-1
1 適用範囲	II-12-④-1
2 施工歩掛	II-12-④-1
3 単価表	II-12-④-1

第 1 2 章 仮 設 工

① 水替工（小口径）

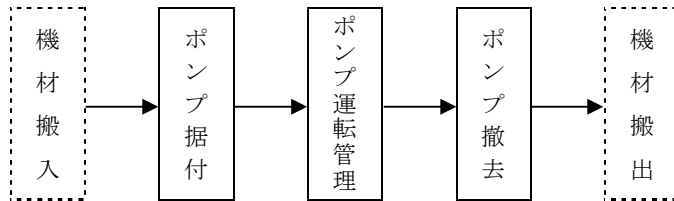
1. 適用範囲

本歩掛は、小口径工事用水中ポンプによる水替工で、排水量が $30\text{m}^3/\text{h}$ 未満かつ全揚程が 10m 以下の場合に適用するものとし、ダム本体工事などの大規模工事の排水には適用しない。

2. 施工概要

2-1 施工フロー

施工フローは、次図を標準とする。



（注） 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

2-2 排水方法の選定

排水方法は、作業時排水又は常時排水とする。

2-2-1 作業時排水とは、作業前（1～3時間）から排水し始めて作業終了後には排水を中止する方法をいう。なお、作業時排水には、コンクリート打設前後の型枠組立・養生などのための一時的に昼夜排水するものも含む。

2-2-2 常時排水とは、昼夜連続的に排水する方法をいう。

3. 施工歩掛

3-1 機種を選定

機械・規格は、次表を標準とする。

表 3.1 機種を選定（ポンプ運転）

機 械 名	規 格	単位	数量		摘 要
			排水量（m3／h）		
			0 以上 7 未満	7 以上 30 未満	
工 事 用 水 中 モ ー タ ポ ン プ	普通型（潜水ポンプ） 口径 50mm、全揚程 10m 以下	台	1	－	
	普通型（潜水ポンプ） 口径 100mm、全揚程 10m 以下	〃	－	1	
発 動 発 電 機	ガソリンエンジン駆動 定格容量 2 kVA	〃	1	－	
	ディーゼルエンジン駆動 定格容量 15kVA 排出ガス対策型（第 3 次基準値）	〃	－	1	

- （注） 1. 工事用水中モータポンプの賃料は、「3-2-3 諸雑費」の規定により諸雑費に含む。
 2. 発動発電機は、賃料とする。
 3. 工期、揚程、現場の状況などから上表により難い場合は、現場条件に適応した機種、規格のポンプを計上することができる。
 4. 現場の条件により、工事用水中モータポンプの動力源が商用電源の場合は、別途考慮する。
 5. 排水量が 30m³/h 未満であっても全揚程が 10m を超えて 15m 以下となる場合については、「土木工事標準積算基準書 第Ⅱ編 共通工 第 5 章 仮設工 ⑧ 締切排水工」を適用する。

3-2 運転工歩掛

3-2-1 運転日数

排水期間中のポンプ運転日数は、工事の規模、現場状況等から積上げて算出するものとする。

3-2-2 労務歩掛

ポンプの排水現場 1 箇所当りの日当り運転管理歩掛は、次表とする。

表 3.2 ポンプ運転歩掛（人/1 箇所・日）

名 称	排水方法	作 業 時 排 水	常 時 排 水
	動力源	発 動 発 電 機	発 動 発 電 機
世 話 役		0.04	0.04
普 通 作 業 員		0.05	0.05

- （注） 1. 歩掛は、運転日当り運転時間が作業時排水 8h、常時排水 24h を標準としたものである。
 2. 労務単価は、時間外手当等を考慮しない。
 3. 歩掛は、排水方法にかかわらず、排水現場 1 箇所当りポンプ台数が 1 台の運転労務歩掛を標準としたものである。現場条件により上表により難い場合は、別途考慮する。
 4. 1 工事中に数分割の締切がある場合は、1 締切現場を 1 箇所とする。

3-2-3 諸雑費

諸雑費は、ポンプの配管材料の損料及び水中ポンプの賃料等の費用であり、労務費、機械賃料及び運転経費の合計額に次表の率を乗じた金額を計上する。

表 3.3 諸雑費率（%）

動力源	排 水 方 法	
	作 業 時 排 水	常 時 排 水
発 動 発 電 機	8	5

3-3 設置・撤去歩掛

ポンプの設置・撤去に要する1箇所当りの歩掛は、次表を標準とする。

表 3.4 設置・撤去歩掛（口径 50mm）（1 箇所当り）

名 称	規 格	単 位	数 量
世 話 役	—	人	0.23
普 通 作 業 員	—	〃	0.43

表 3.5 設置・撤去歩掛（口径 100mm）（1 箇所当り）

名 称	規 格	単 位	数 量
世 話 役	—	人	0.32
普 通 作 業 員	—	〃	1.04
バ ッ ク ホ ウ （クローラ型）運転	標準型・クレーン機能付き・ 排出ガス対策型（第2次基準値） バケット容量 0.80m ³ 吊能力 2.9 t	日	0.24

- （注） 1. バックホウ（クレーン機能付）は賃料とする。
2. 歩掛及び運転日数は、1 締切現場当りポンプ設置・撤去台数が 1 台が標準であり、上表により難しい場合は、別途考慮する。
3. 使用機械・規格については上表を標準とするが、現場条件により上表により難しい場合は、別途選定できるものとする。
4. 歩掛には、配管設置・撤去労務を含む。
5. 1 工事中に数分割の締切がある場合は、1 締切現場を 1 箇所とする。

4. 単価表

(1) 水替工（小口径）内訳表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
ポ ン プ 運 転		日		(2) 単価表
ポンプ設置・撤去		箇所		(3) 単価表

(2) ポンプ運転 1 日当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役		人		表 3.2
普 通 作 業 員		〃		〃
発動発電機運転		日	1	表 3.1
諸 雑 費		式	1	表 3.3
計				

施工歩掛コード

・水替工(小口径)ポンプ運転：WR212010

(3) ポンプ設置・撤去 1 箇所当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役		人		表 3.4 又は表 3.5
普 通 作 業 員		〃		〃
バ ッ ク ホ ウ （クローラ型）運転	標準型・クレーン機能付き・ 排出ガス対策型（第2次基準値） バケット容量 0.80m ³ 吊能力 2.9 t	日		表 3.5
計				

施工歩掛コード

・水替工(小口径)ポンプ設置・撤去：WR212020

(4) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
発 動 発 電 機	ガソリンエンジン駆動 定格容量 2 kVA	機－１６	(常時排水) 燃 料 消 費 量→ 2kVA→ 27.9 15kVA→ 41.3 機 械 賃 料 数 量→1.08
	ディーゼルエンジン駆動 定格容量 15kVA 排出ガス対策型 (第 3 次基準値)		(作業時排水) 燃 料 消 費 量→ 2kVA→ 9.3 15kVA→ 13.8 機 械 賃 料 数 量→1.55
バ ッ ク ホ ウ (ク ロ ー ラ 型)	標準型・クレーン機能付き・ 排出ガス対策型 (第 2 次基準値) バケット容量 0.80m ³ 吊能力 2.9 t	機－２８	運 転 労 務 数 量→1.00 燃 料 消 費 量→121 機 械 賃 料 数 量→1.09

施工歩掛コード

- ・発動発電機運転(ガソリンエンジン駆動) : WR212011
- ・発動発電機運転(ディーゼルエンジン駆動) : WR212012
- ・バックホウ運転(ポンプ設置・撤去) : WR212021

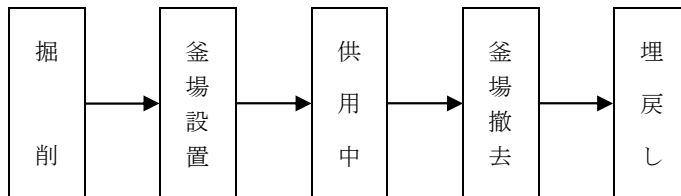
② 釜場設置撤去工

1. 適用範囲

本歩掛は、ポンプ排水工法（釜場排水工法）における釜場設置撤去作業に適用する。

2. 施工概要

施工フローは、次図を標準とする。



3. 施工歩掛

3-1 釜場掘削設置

釜場掘削及び設置歩掛は次表を標準とする。

表 3.1 釜場掘削設置歩掛 (1箇所当り)

名 称	単位	数 量
世 話 役	人	0.04
普 通 作 業 員	〃	0.10
バックホウ運転	h	0.57
諸 雑 費	%	13

(注) 諸雑費とは、釜場材料等の損料であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

3-2 釜場撤去埋戻

釜場撤去及び埋戻歩掛は次表を標準とする。

表 3.2 釜場撤去埋戻歩掛 (1箇所当り)

名 称	単位	数 量
世 話 役	人	0.04
特 殊 作 業 員	〃	0.05
普 通 作 業 員	〃	0.19
バックホウ運転	h	0.37
諸 雑 費	%	3

(注) 諸雑費とは、締固め機械の損料であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

4. 単価表

(1) 釜場掘削設置 1 箇所当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
世 話 役		人		表 3.1
普 通 作 業 員		〃		〃
バ ッ ク ホ ウ 運 転		h		〃
諸 雑 費		式	1	〃
計				

施工歩掛コード

・ 釜場設置撤去工：WR212040

(2) 釜場撤去埋戻 1 箇所当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
世 話 役		人		表 3.2
特 殊 作 業 員		〃		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
バ ッ ク ホ ウ 運 転		h		〃
諸 雑 費		式	1	〃
計				

施工歩掛コード

・ 釜場設置撤去工：WR212040

(3) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指定事項
バ ッ ク ホ ウ (ク ロ ー ラ 型)	排出ガス対策型 (第 2 次基準値) バケット容量 0.28m ³	機－1	

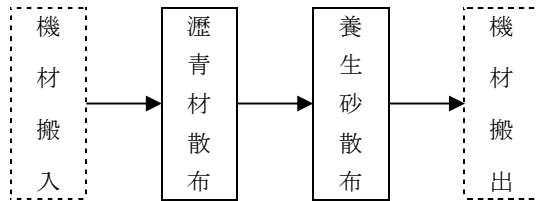
③ 瀝青材散布

1. 適用範囲

本歩掛は、仮設道路及び道路造成途中で一時的に開放する際等の防塵対策として、瀝青材の散布を行う場合に適用する。

2. 施工概要

標準施工フローは、次図を標準とする。



- (注) 1. 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。
2. 瀝青材の飛散防止対策を含む。

3. 機種の選定

瀝青材散布に使用する機械の機種・規格は、次表を標準とする。

表 3.1 機種の選定

作業種別	機械名	規格
瀝青材散布	アスファルトエンジン プレーヤ ガソリンエンジン駆動	車載式 2.6kW 25 L/min

4. 散布能力

瀝青材散布作業の時間当たり散布量は次表を標準とする。

表 4.1 時間当たり散布量 (L/h)

機種	規格	時間当たり散布量	摘要
アスファルトエンジン プレーヤ ガソリンエンジン駆動	車載式 2.6kW 25 L/min	143	

瀝青材散布作業の 100m² 当り散布量は、次式により算定する。

$$\begin{aligned} & 100\text{m}^2 \text{ 当り散布量 (L)} \\ & = 100\text{m}^2 \text{ 当り設計散布量} \times (1 + K) \cdots \text{(式 4.1)} \\ & K: \text{補正係数 (表 4.2)} \end{aligned}$$

表 4.2 補正係数 (K)

補正係数	0.06
------	------

5. 作業歩掛

5-1 瀝青材・養生砂散布歩掛

瀝青材・養生砂散布の作業歩掛は、次表を標準とする。

表 5.1 瀝青材・養生砂散布の作業歩掛 (人/100m²)

施 工 機 械	職 種	作 業 歩 掛
アスファルトエンジン プレーヤ	世 話 役 特 殊 作 業 員	0.17 0.17
ガソリンエンジン駆動	普 通 作 業 員	0.20

(注) アスファルトエンジンプレーヤは瀝青材の飛散防止対策に係る労務を含む。

5-2 散布機械の運転日数

散布機械の 100m² 当り運転日数は、次式とする。

100m² 当り運転日数

=100m² 当り設計散布量/時間当り散布量/1 日当り運転時間・・・(式 5.1)

時間当り散布量 (表 4.1)

1 日当り運転時間 (表 5.2)

表 5.2 日当り運転時間 (時間/日)

機 種	規 格	日 当 り 運 転 時 間
アスファルトエンジン プレーヤ ガソリンエンジン駆動	車載式 2.6kW 25 L/min	5.5

5-3 トラックの運転時間

ディストリビュータのベースとなるトラックの 100m² 当り運転時間は、次式とする。

トラックの 100m² 当り運転時間

=100m² 当り設計散布量/ディストリビュータの時間当り散布量……(式 5.2)

時間当り散布量 (表 4.1)

6. 諸雑費

諸雑費は、養生砂の材料費であり、労務費の合計額に次表の率を乗じた額を計上する。

表 6.1 諸雑費率 (%)

機 械 名	諸 雑 費 率
アスファルトエンジンプレーヤ ガソリンエンジン駆動	7

7. 単価表

(1) 瀝青材散布工（アスファルトエンジンスプレーヤ）100m²当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役		人		表 5.1
特 殊 作 業 員		〃		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
瀝 青 材		L		式 4.1
アスファルトエンジンスプレーヤ運転		日		式 5.1
諸 雑 費		式	1	表 6.1
計				

施工歩掛コード

・瀝青材散布工：WR212050

(2) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指定事項
アスファルトエンジンスプレーヤ ガ ソ リ ン エ ン ジ ン	車載式 2.6kW 25 L/min	機－12	燃 料 消 費 量→3.2 主 燃 料→ガソリン

施工歩掛コード

・アスファルトエンジンスプレーヤ運転（瀝青材散布）：WR212051

④ 土工用マット敷設

1. 適用範囲

本歩掛は、土木安定用材（マット、シート類）の敷設、又は撤去作業に適用する。

2. 施工歩掛

土木安定用材（マット、シート類）の敷設、撤去歩掛は次表を標準とする。

表 2.1 土木安定用材(マット、シート等)類敷設、撤去歩掛 (100m²当り)

施 工 区 分	普通作業員（人）	備 考
敷 設	0.16	材料の重ね代は 4%とする
撤 去	0.32	

- (注) 1. 土木安定用材の敷設、撤去に伴う移動手間を含む。
2. 床拵は、含まない。

3. 単価表

(1) 土工用マット敷設 100m² 当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
普 通 作 業 員		人		表 2.1
材 料 費		m ²	104	
計				

施工歩掛コード

- ・ 土工用マット敷設：WR212060

参考資料 機械単価表

機－1 運転 1 時間当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
運 転 手（特 殊）		人		
燃 料 費		ℓ		
機 械 損 料		h	1	
計				

機－2 運転 1 時間当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
運 転 手（特 殊）		人		
燃 料 費		ℓ		
機 械 損 料		h	1	
損 耗 費		〃	1	
計				

機－3 運転 1 時間当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
運 転 手（特 殊）		人		
燃 料 費		ℓ		
機 械 損 料 1（ ）		h	1	
機 械 損 料 2（ ）		〃	1	
計				

（注）機械損料の（ ）内には、機械名を記入する。

機－4 運転 1 時間当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
運 転 手（特 殊）		人		
（電 力）		kWh		
燃 料 費		ℓ		
機 械 損 料		h	1	
計				

（注） 発動発電機を電源とする場合は、電力の積算はしない。

機－5 運転 1 時間当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
運 転 手（特 殊）		人		
（電 力）		kWh		
燃 料 費		ℓ		
機 械 損 料 1（ ）		h	1	
機 械 損 料 2（ ）		〃	1	
計				

（注） 1. 機械損料の（ ）内には、機械名を記入する。

2. 発動発電機を電源とする場合は、電力の積算はしない。

機－6 運転 1 時間当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
運 転 手（一 般）		人		
燃 料 費		ℓ		
機 械 損 料		h	1	
計				

機－7 運転 1 時間当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
運 転 手（一 般）		人		
燃 料 費		ℓ		
機 械 損 料		h	1	
損 耗 費		〃	1	
計				

機－8 運転 1 日当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
特 殊 作 業 員		人	1	
燃 料 費		ℓ		
機 械 損 料		日	1	
計				

機－9 運転 1 時間当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
特 殊 作 業 員		人	1／T	
燃 料 費		ℓ		
機 械 損 料		h	1	
計				

(注) T：運転日当り運転時間

機－10 運転 1 日当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
高 級 船 員		人		
普 通 船 員		〃		
燃 料 費		ℓ		
機 械 損 料		日	1	
計				

機－11 運転 1 時間又は 1 日当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
() 船 員		人		
燃 料 費		ℓ		
機 械 損 料				
計				

(注) ()内には、船員の種別を記入する。

機－12 運転 1 日当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
燃 料 費		ℓ		
機 械 損 料		日	1	
計				

(注) 運転歩掛は、施工歩掛に含まれている。

機－13 運転 1 時間当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
燃 料 費		ℓ		
機 械 損 料		h	1	
計				

(注) 運転歩掛は、施工歩掛に含まれている。

機－14 運転 1 日当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
(電 力)		kWh		
機 械 損 料		日	1	
計				

(注) 1. 発動発電機を電源とする場合は、電力の積算はしない。
2. 運転歩掛は、施工歩掛に含まれている。

機－15 運転 1 時間当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
(電 力)		kWh		
機 械 損 料		h	1	
計				

(注) 1. 発動発電機を電源とする場合は、電力の積算はしない。
2. 運転歩掛は、施工歩掛に含まれている。

機－16 運転 1 日当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
燃 料 費		ℓ		
賃 料		供用日		
計				

(注) 運転歩掛は、施工歩掛に含まれている。

機－17 運転 1 時間当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
燃 料 費		ℓ		
機 械 損 料		h	1	
計				

(注) 運転歩掛は、施工歩掛に含まれている。

機－18 運転 1 日当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
運 転 手 (特 殊)		人		
燃 料 費		ℓ		
機 械 損 料		供用日		
計				

機－19 運転 1 日当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
運 転 手 (一 般)		人		
燃 料 費		ℓ		
機 械 損 料		供用日		
計				

機－20 運転 1 日当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
運 転 手（特 殊）		人		
（電 力）		kWh		
燃 料 費		ℓ		
機 械 損 料 1（）		供用日		
機 械 損 料 2（）		〃		
計				

- (注) 1. 機械損料の（）内には、機械名を記入する。
2. 発動発電機を電源とする場合は、電力の積算はしない。

機－21 運転 1 日当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
運 転 手（特 殊）		人		
（電 力）		kWh		
燃 料 費		ℓ		
機 械 損 料		供用日		
計				

- (注) 発動発電機を電源とする場合は、電力の積算はしない。

機－22 運転 1 日当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
運 転 手（一 般）		人		
燃 料 費		ℓ		
機 械 損 料		供用日		
損 耗 費		〃		
計				

機－23 運転 1 日当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
特 殊 作 業 員		人	1	
燃 料 費		ℓ		
機 械 損 料		供用日		
計				

機－24 運転 1 日当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
燃 料 費		ℓ		
機 械 損 料		供用日		
計				

- (注) 運転歩掛は、施工歩掛に含まれている。

機－25 運転 1 日当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
（電 力）		kWh		
機 械 損 料		供用日		
計				

- (注) 1. 発動発電機を電源とする場合は、電力の積算はしない。
2. 運転歩掛は、施工歩掛に含まれている。

機－26 運転 1 日当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
高 級 船 員		人		
普 通 船 員		〃		
燃 料 費		ℓ		
機 械 損 料		供用日		
計				

機－27 運転 1 日当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
燃 料 費		ℓ		
賃 料		日	1	
計				

(注) 運転歩掛は、賃料に含まれている。

機－28 運転 1 日当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
運 転 手 (特 殊)		人		
燃 料 費		ℓ		
賃 料		供用日		
計				

機－29 運転 1 日当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
運 転 手 (一 般)		人		
燃 料 費		ℓ		
賃 料		供用日		
計				

機－30 運転 1 日当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
運 転 手 (特 殊)		人	1	
燃 料 費		ℓ		
機 械 損 料		日	1	
計				

機－31 運転 1 日当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
特 殊 作 業 員		人		
燃 料 費		ℓ		
賃 料		日		
計				

機－32 運転 1 日当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
(電 力)		kWh		
賃 料		供用日		
計				

(注) 1. 発動発電機を電源とする場合は、電力の積算はしない。
2. 運転歩掛は、施工歩掛に含まれている。

機－33 運転 1 日当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
運 転 手（一 般）		人	1	
燃 料 費		ℓ		
機 械 損 料		日	1	
計				

機－34 運転 1 日当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
運 転 手（特 殊）		人		
機 械 損 料		供用日		
計				

機－35 運転 1 時間当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
運 転 手（一 般）		人		
燃 料 費		ℓ		
機 械 損 料 1（）		h	1	
機 械 損 料 2（）		〃	1	
計				

（注） 機械損料の（）内には、機械名を記入する。